



第2次廿日市市環境基本計画 改訂版

海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち



令和 7 (2025) 年3月
廿日市市

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	5
3. 上位計画	6
4. 計画の期間	10
5. 計画の対象	10

第2章 廿日市市の姿

1. 廿日市市の社会的環境等	11
2. 自然環境	18
3. 生活環境	29
4. 地球環境	48
5. 環境活動	56
6. 環境の課題	59

第3章 基本的方針

1. 環境の将来像	61
2. 基本目標	61
3. 施策の体系	62

第4章 基本的施策

1. 自然環境	63
2. 生活環境	67
3. 地球環境	74
4. 環境活動	80
5. 地域別環境配慮指針	83

第5章 重点的施策

1. 重点的施策の意義	85
2. 重点的施策の内容	86

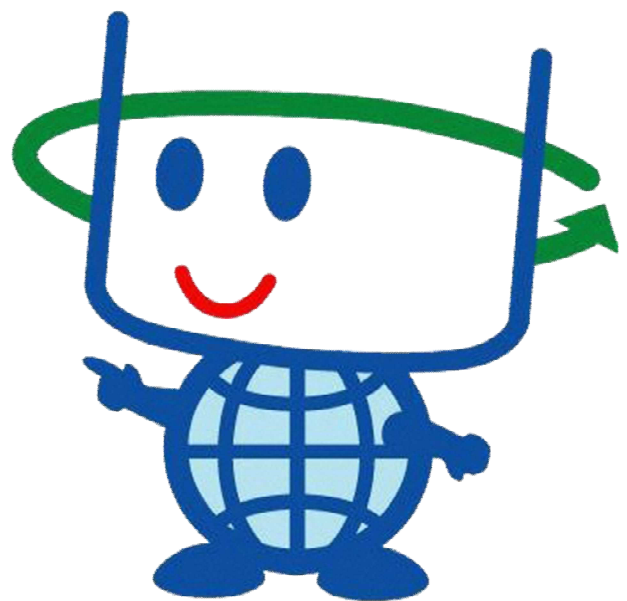
第6章 計画の推進

1. 推進体制	89
2. 進行管理	90
3. 周知啓発	90

資料編

1. 廿日市市「ゼロカーボンシティ」宣言	資－ 1
2. 環境指標一覧	資－ 2
3. 廿日市市に生息・生育する希少野生生物	資－ 3

第1章 基本的事項



甘日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 計画策定の背景と趣旨

1. 計画策定の経緯

廿日市市では、平成12（2000）年に環境施策の基本方針となる「廿日市市環境基本計画」を策定しました。その後、平成の大合併により宮島が浮かぶ瀬戸内海から中国山地の脊梁部まで市域は大きく拡大し、多様な環境を有するまちになりました。その後、平成21（2009）年に新たな「廿日市市環境基本計画」を、令和2（2020）年に「第2次廿日市市環境基本計画」（以下、「現計画」という。）を策定しました。

現計画では、10年後の令和11（2029）年度を目標年度とし、必要に応じて中間年度の令和6（2024）年度に見直しを行うものとしています。本改訂版は、現計画策定以降の社会動向の変化に伴い、中間見直しとして現計画の改訂を行うものです。

2. 社会動向の変化

（1）現計画策定時の社会動向

現計画が策定された令和2（2020）年以前では平成27（2015）年の国連サミットで国際目標「SDGs※」（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択され、企業を非財務面から評価する尺度の「ESG※」（Environment：環境・Social：社会・Governance：企業統治）とともに、環境問題解決のキーワードとなっています。



資料：国際連合広報センター

図1-1-1 SDGsの17の目標

※ **SDGs**：平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で持続可能な開発を達成するために掲げた目標。17の国際目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲット、232の指標から構成され、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、エネルギー、雇用、居住、気候変動などの幅広い課題解決を目指している。平成27（2015）年に国連で193の加盟国の全会一致で採択され、先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく。日本では平成28（2016）年にSDGs推進本部を立ち上げ、取組を進めている。

※ **ESG**：企業の経営や長期的な成長のためには、環境・社会・企業統治の3つの観点が必要であるという考え方。投資などにおいて企業の価値を計る尺度は、従来、業績や財務情報等のみであったが、近年はそれらに加えて、環境・社会・企業統治といった非財務情報も考慮する流れとなっている。

平成27（2015）年に開催されたCOP21では京都議定書*に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールとしてパリ協定*が採択され、わが国も同年、令和12（2030）年の温室効果ガス排出量に対2013年比で26%削減するとした「約束草案」を気候変動枠組条約事務局に提出し、翌年には「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

（2）現計画策定以降の社会動向

■地球温暖化対策■

パリ協定以降の世界的な脱炭素化の社会動向の中で、令和2（2020）年、菅内閣総理大臣（当時）は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。令和3（2021）年4月には、菅首相はわが国の2030年の温室効果ガス目標を2013年度比46%削減とする目標を定め、同年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの比率が36～38%と現行目標の22～24%程度という想定から大幅に引き上げられ、地球温暖化対策の推進がより喫緊の課題として社会全体でとらえられています。

このような流れを受けて、本市は令和4（2022）年6月に2050年の二酸化炭素実質排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。その実現に向け、令和6（2024）年3月、市全域を対象とする二酸化炭素排出量の削減に関する施策の基本方針となる「廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、市の事務事業によって排出される二酸化炭素排出量の削減に取り組む「廿日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（改定版）」を策定しました。

■生物多様性■

令和3（2021）年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するという30by30目標を約束し、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）を打ち出しました。

令和4（2022）年4月に関係省庁連絡会議が30by30ロードマップを公表するとともに、目標の達成に向けて企業有林や里地里山など生物多様性保全に貢献している場所（OECM）の登録や国立公園等の保護地域の拡大を目的に、環境省を含めた産民官21団体を発起人とする「生物多様性のための30by30アライアンス」が発足しました。

* **京都議定書**：平成9（1997）年に京都で開かれた国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された、温室効果ガスの排出削減に関する法的な枠組みを定めた国際ルール。先進国における温室効果ガスの削減率を国別に定め、平成20（2008）年～平成24（2012）年（第1約束期間）に目標を達成することを義務づけている。日本は、平成2（1990）年比6%減の削減目標を達成したが、平成25（2013）年～令和2（2020）年（第2約束期間）では離脱した。そのほかカナダやロシアなども離脱している。

* **パリ協定**：2020（令和2）年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた国際協定。世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満（努力目標1.5℃）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とした。

令和4（2022）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」2030年グローバルターゲットの一つとして、30by30目標が採択されました。

わが国ではこの新枠組を踏まえ、令和5（2023）年3月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略2023－2030」を閣議決定し、2030年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置づけました。また、ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性増進活動促進法）が令和6（2024）年4月に公布されました。本法律は、「増進活動実施計画」等の認定制度を創設し、市町村が多様な主体と有機的に連携して進める「連携増進活動実施計画」を主務大臣が認定するものです。

■コロナ後の社会■

令和2（2020）年から流行が始まった新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人々が移動の自粛や在宅勤務、休校等を経験した結果、通勤・通学や出張・旅行をはじめ、現金や印鑑など今まであたりまえだと思われてきた常識が激変し、新しい生活様式や従来にないビジネス、これまで気づかなかった新しい価値観が生まれてきました。仕事ではテレワークやリモートオフィス、教育ではGIGAスクール※構想による学校のICT※化、生活ではキャッシュレスや飲食のデリバリー、そしてそれらを支えるAI※やDX※等の技術が一気に拡大の様相を呈しています。このような動きは、あらゆるコミュニケーションのリモート化やオンライン化、それによる居住地の地方への分散化、さらにそのことから生まれる新たな需要やビジネスなど、多くの社会的変化を生むものと考えられます。

このような中、令和6（2024）年5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」においては、環境・経済・社会の統合的向上の高度化によってもたらされる「ウェルビーイング／高い生活の質」という基本的なコンセプトのもとに計画が構築されています。

本市では、令和3（2021）年6月に策定された「第6次廿日市市総合計画 後期基本計画」においても、各施策分野にSDGsの目指すゴールを関連付け、後期基本計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に資するとしています。

※ **GIGAスクール**：GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉」という意味。「GIGAスクール」とは、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組みのことをいう。

※ **ICT**：「Information and Communication Technology」の略で、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの情報通信技術の総称。

※ **AI**：AIは、「Artificial Intelligence」の略で、「人工知能」と訳され、一般的には人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピューターに行わせる技術のことをいう。

※ **DX**：DXは「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。

3. 計画の目的

このように、近年の環境とそれを取り巻く様々な社会動向は、目まぐるしく変化しています。本計画は、このような様々な社会動向をふまえて前計画を見直し、環境に関する取組を総合的、計画的に推進するため、本市の今後の環境行政や市民・事業者の環境に配慮した取組の指針とすることを目的に策定するものです。

本計画は、市においては、「環境の将来像」の実現に向けた施策の指針となる計画として、市民・事業者においては、取組の指針となる具体的な行動計画としての役割を担うことをその目的としています。

2. 計画の位置付け

本計画は、環境基本法で規定されている地方公共団体の責務として、本市の環境を保全・創造するために必要な事項について定めたものであり、本市の環境行政の基本計画（マスタープラン）として環境に関する個別計画の最上位に位置付けられるとともに、令和3（2021）年6月に策定された「第6次廿日市市総合計画 後期基本計画」の環境に係る施策を総合的に担う計画として位置付けられます。

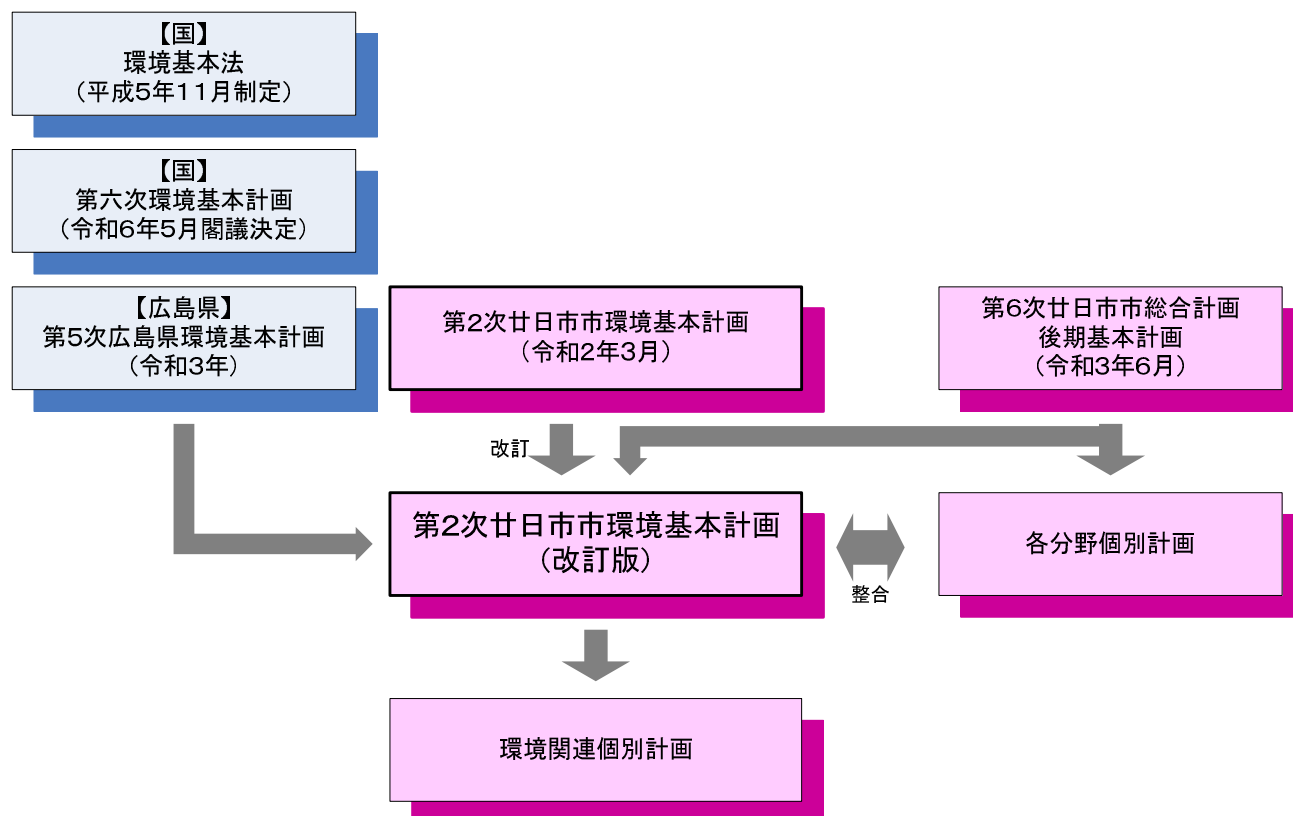
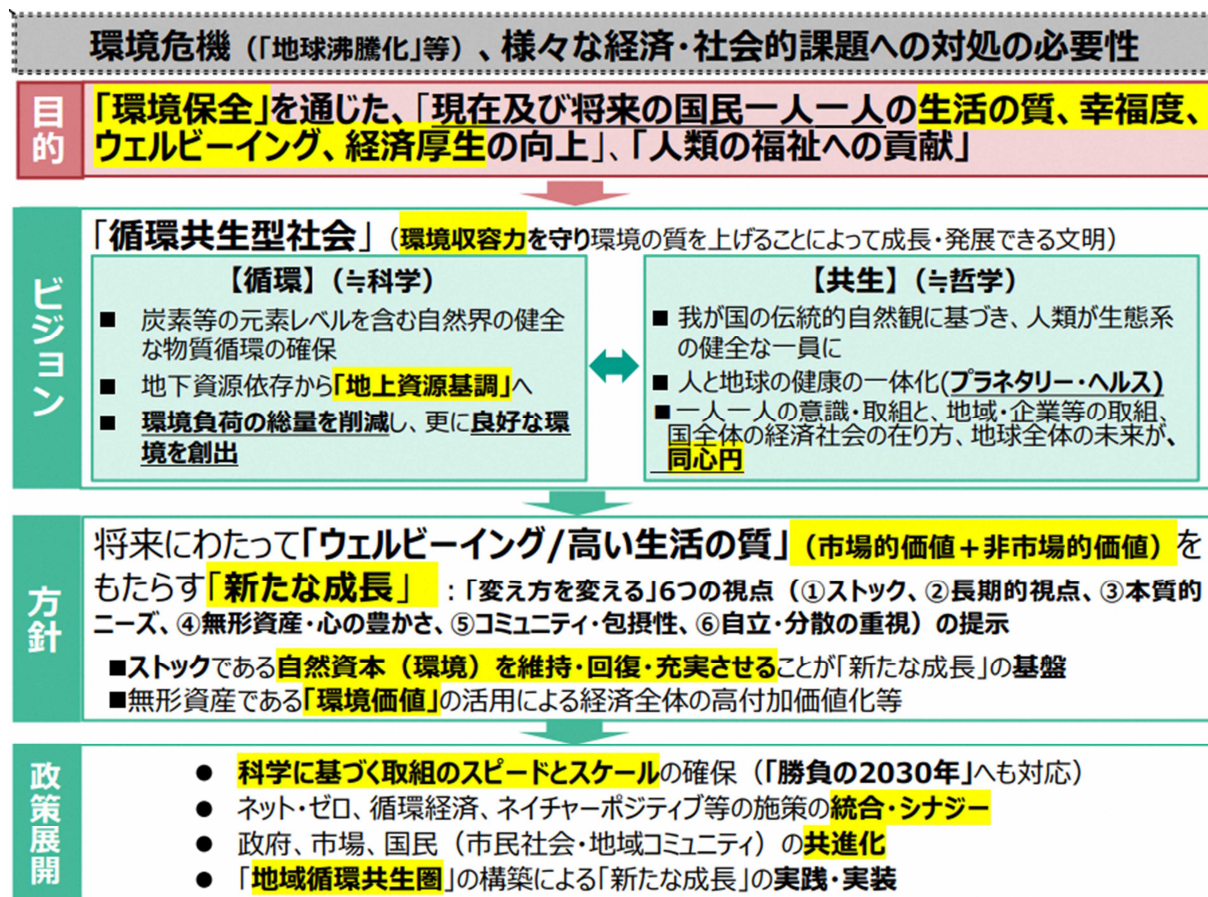


図1-2-1 計画の位置付け

3. 上位計画

1. 第六次環境基本計画(国)

令和6(2024)年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた現在および将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」(「環境・生命文明社会」)の構築を目指すこととしています。

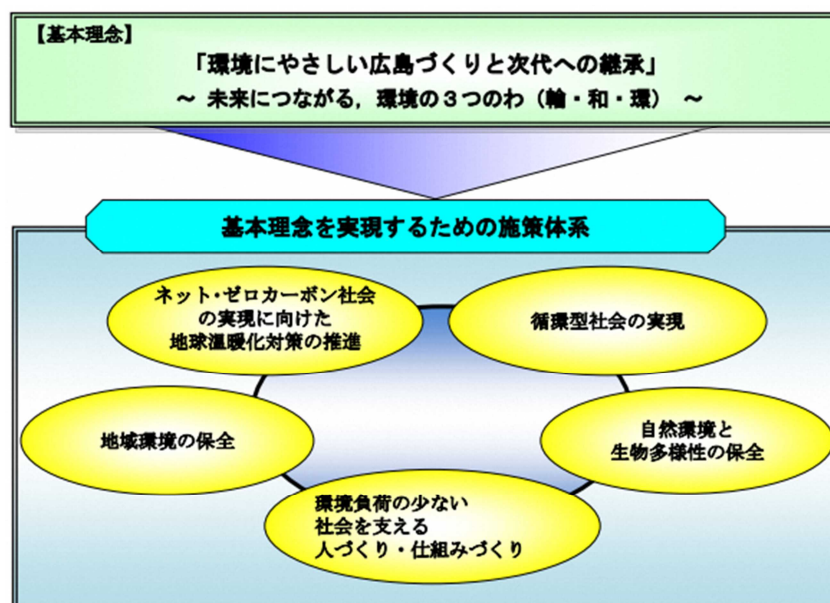


資料：環境省、第六次環境基本計画の概要、2024年5月

図1-3-1 第六次環境基本計画の基本的考え方・構成

2. 第5次広島県環境基本計画

令和3(2021)年3月に策定された「第5次広島県環境基本計画」では、「環境にやさしい広島づくりと次代への継承～未来につながる、環境の3つのわ(輪・和・環)～」を基本理念に、その基本理念を実現するための施策体系として、下図のような5つの施策体系を設定しています。



資料：広島県、第5次広島県環境基本計画、令和3年3月

図1－3－2 基本理念と施策体系

計画の中でうたわれている施策のうち、後述する「第6次廿日市市総合計画 後期基本計画」において環境関連施策としてあげられているものと関連が深い施策およびその取組の方向は以下のとおりです。

施策	取組の方向
省エネルギー対策等の推進 （民生（家庭）部門対策）	地域における温暖化防止の取組の促進、二酸化炭素排出量「見える化」の促進、省エネルギー住宅の推進、二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進、省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信
再生可能エネルギー*の導入促進	太陽光・木質バイオマス*・小水力のエネルギー利用の促進、その他エネルギーの有効利用、再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組の検討
資源循環サイクルを拡大させた社会づくり	排出抑制及び減量化、一般廃棄物のリサイクルの推進
身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造	身近な緑地の保全・整備、身近な農地・農業用施設の保全、市町主体の景観行政の促進、自然景観の保全、文化的景観の保全
自然資源の持続可能な利用	自然公園等の保全対策の推進、水辺の保全・再生

※ 再生可能エネルギー：「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」において、「再生可能エネルギー源」は「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令により太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。温室効果ガスを排出しないことから、また、国内で生産できるためエネルギーの安定供給の観点からも、今後の重要なエネルギー源として位置づけられる。

※ バイオマス：バイオマスとは、生物資源（Bio）の量（Mass）を表す概念で、生物由来の有機性資源のうちで化石資源を除いた、再生可能なもの。廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物、食品廃棄物、廃棄紙、パルプ工場廃液、下水・し尿汚泥、建設廃材、間伐材等）、未利用バイオマス（稲わら、麦わら、もみがら等）、資源作物（さとうきび、とうもろこし、なたね等）に分類される。

3. 第6次廿日市市総合計画 後期基本計画

令和3（2021）年6月に策定された「第6次廿日市市総合計画 後期基本計画」において、環境分野に直接関係するものは、方向性①「暮らしを守る」の重点施策5「豊かな自然を次世代につなぐ」の施策方針1「環境保全活動の推進」と施策方針2「豊かな自然の・保護・活用」です。2つの施策方針で設定されている事業内容と成果指標は次のとおりです。

施策方針

1

環境保全活動の推進

主な事業内容

基本事業	取組内容
脱炭素社会の推進	○ 行政における率優先的な取組として、公共施設の新築や改築に併せて、屋根を活用した太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を促進します。 ○ 市域における民生部門の温室効果ガス排出量の削減に向けた、省エネルギー設備の導入等の取組を支援します。 ○ 地球温暖化を身近な問題として捉えるきっかけとなるよう、児童等を対象とした講座や市民向けの啓発イベントを開催します。 ○ 新たなエネルギーの活用について、関係機関やエネルギー事業者と調査・研究を行います。
ごみ減量化の推進	○ 3Rの啓発と、市民や市内事業所が行うごみの減量化や資源化に貢献する活動を支援することで、ごみの減量化を推進します。 ○ 事業系のごみを減量化するため、排出量の調査を行うとともに、意欲的な取組をホームページ等で紹介するなど、事業者への啓発を行います。

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
家庭で省エネ・省資源に取り組んでいる市民の割合	75.3%	80.0%
一人1日平均ごみ排出量（家庭系ごみ）	621g／人・日	560g／人・日
事業系ごみの排出量	11,752t	11,174t
ごみのリサイクル率	11.7%	25.0%

施策方針

2

豊かな自然の保護・活用

主な事業内容

基本事業	取組内容
公園のマネジメント	○ 「緑の基本計画」や「都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例」に基づき、公園・緑地の適切な配置・整備を推進するとともに、民有地や事業所等においても緑化の推進を図ります。 ○ 都市公園の特性や地域ニーズに応じつつ、市民や民間事業者も参画しながら管理運営を行うなど、都市経営の視点から都市公園のマネジメントを推進し、公園の魅力化と賑わいづくりを進めます。
森林の適正な管理	○ 適正な森林整備の実施を推進し、森林の持つ多面的機能の保持を図るとともに、再造林等を支援することで、森林環境の保全に努めます。
自然環境保全活動の推進	○ 美しい瀬戸内の海を守るため、各種海岸清掃の実施や支援を行います。 ○ 自然環境を守る意識を高めるため、児童等を対象とした参加体験型の講座を開催します。 ○ 地域の環境を守る取組を市民協働で進めていくため、環境教育の担い手の育成をめざした講座を開催します。 ○ 自然環境の豊かな農山村の遊休地等を利用し、地域内外の交流・体験の促進を図ります。

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市街化区域内人口一人当たりの都市公園面積	6.2㎡/人	6.2㎡/人
人工林の間伐面積(令和3年度～7年度の累計)	—	300ha
市の自然が守られていると思う市民の割合	81.0%	81.0%
環境保護活動に取り組む市民の割合	31.3%	40.0%

4. 計画の期間

現計画の期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間でした。現計画の中間年度における見直しの改訂計画である本改訂版の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

年度	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
計画	→					→				

図1－4－1 計画の期間

5. 計画の対象

本計画の対象は、自然環境・生活環境・地球環境の3つの基本的な環境と、それらすべてに関わる環境活動を加えた、4つの環境分野とします。

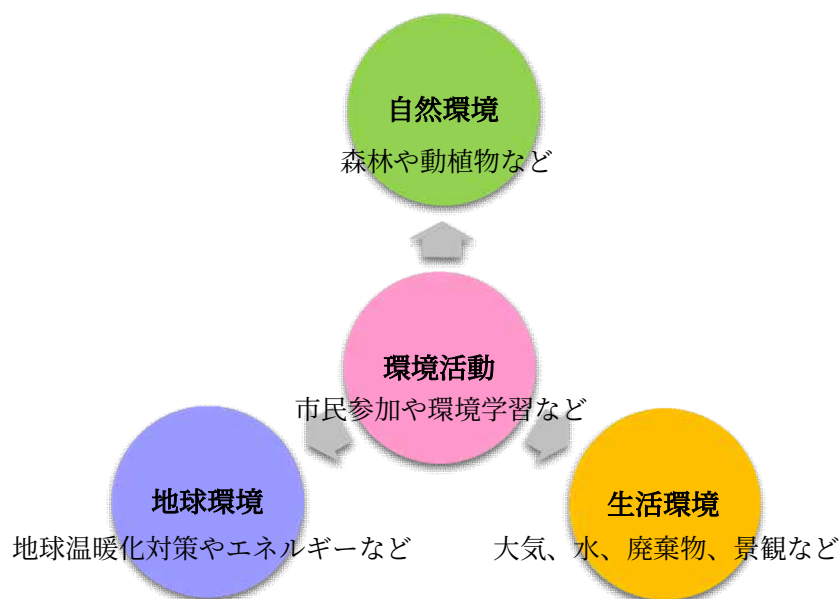
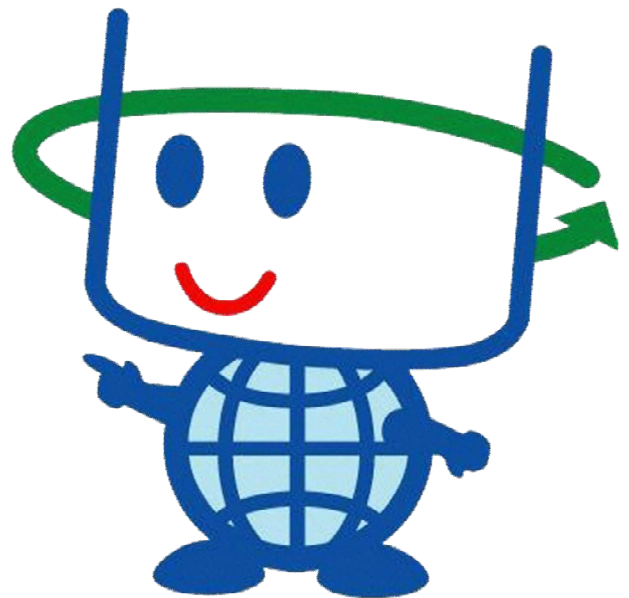


図1－5－1 計画の対象

第2章 甘日市市の姿



甘日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 廿日市市の社会的環境等

1. 沿革

本市は、広島県の南西部に位置し、北は安芸太田町及び島根県、東は広島市、西は大竹市及び山口県に接し、南は瀬戸内海に面する面積489.49km²のまちです。

本市は、古くから山陽道が整備されて駅が置かれ、平安時代には平清盛が厳島神社を造営しました。中世以降は、中国山地産の木材の集積を基盤とした木材産業のまちとなり、山陽道（西国街道）の廿日市本陣を中心に発展しました。市町村制施行以後は、明治22（1889）年に佐伯郡廿日市町と現在の市域に含まれる町村が発足しました。

高度経済成長期以降は、隣接する広島市のベッドタウンとして急速に発展を遂げ、昭和63（1988）年に廿日市市が発足しました。その後、平成の大合併により、平成15（2003）年に佐伯町・吉和村と、平成17（2005）年に大野町・宮島町と合併し、5つの地域からなる現在の本市の姿となりました。

なお、廿日市という名称は、厳島神社の年4回の祭礼の最終日がいずれも20日であったことから、鎌倉時代中期には毎月20日に市が立つようになり、現在の本町周辺で中世以来開かれていた「廿日（はつか）の市」に由来します。

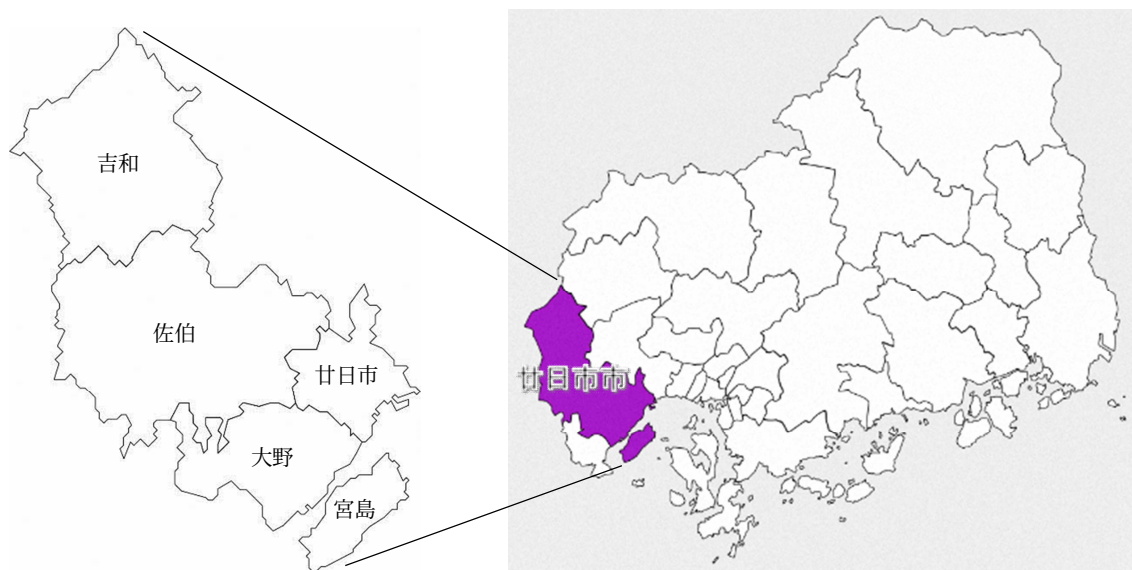
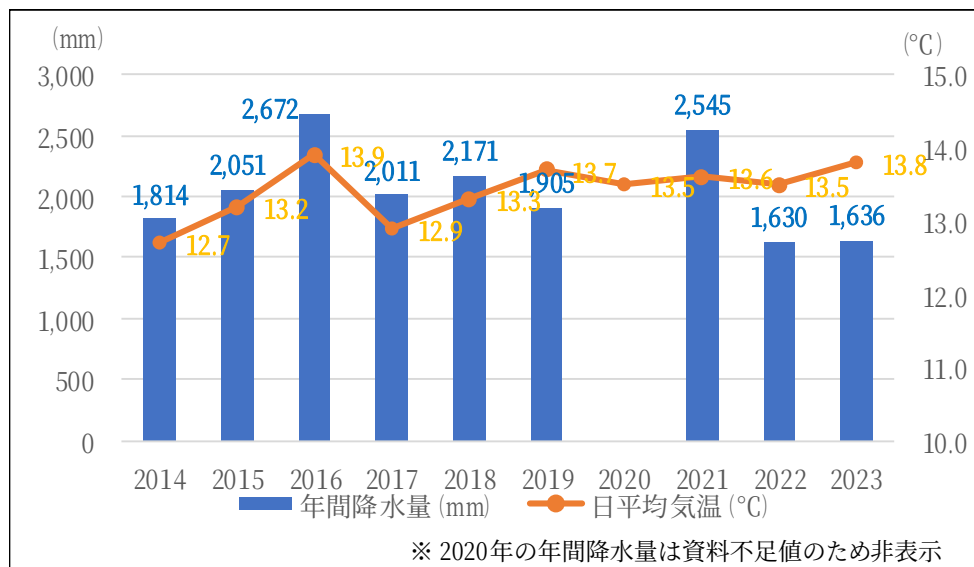


図2-1-1 廿日市市の位置と5つの地域

2. 気候

1,000mを超える中国山地から瀬戸内海まで南北に広い本市の気候は、地域によって大きく異なります。沿岸部（廿日市・大野・宮島地域）は瀬戸内海式気候に属し、年間を通して温暖・少雨です。中央部にある佐伯地域は、中山間地域であり、冷涼・多雨の傾向にあります。内陸部にある吉和地域は、市内で唯一日本海側気候に属し、沿岸部に比べて気温が低く、豪雪地帯対策特別措置法による「豪雪地帯」に指定されています。廿日市津田観測所での年間降水量と日平均気温は図2-1-2のとおりで、年間降水量は1,600mmから2,600mm、日平均気温は13℃前後です。最低気温は-10℃以下となる年もあります。



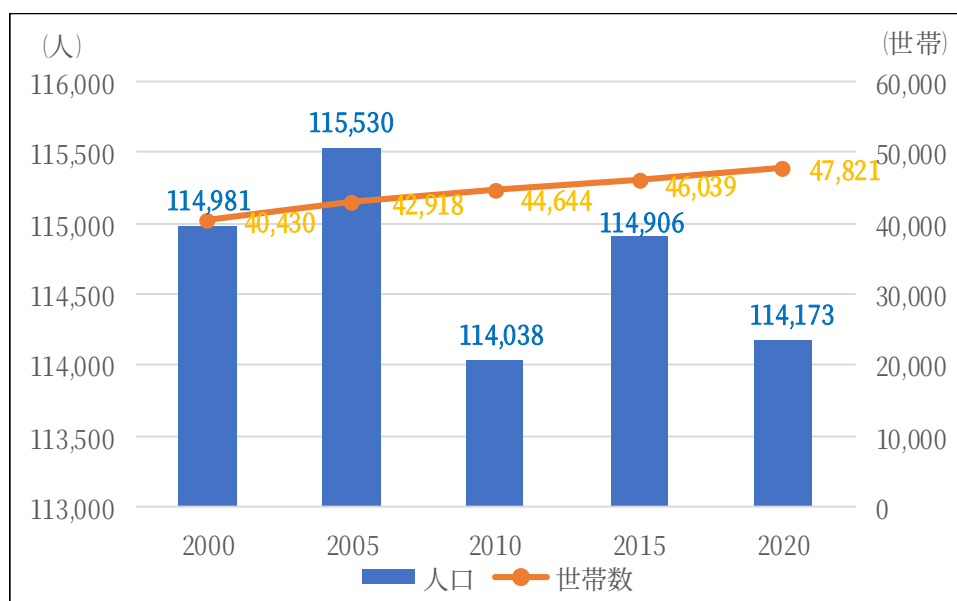
資料：気象庁

図2-1-2 廿日市津田観測所での年間降水量と日平均気温

3. 人口

本市の人口（住民基本台帳人口）は、令和6（2024）年4月1日現在、人口115,658人、世帯数53,630世帯で、高齢化率は31.6%です。

国勢調査におけるここ20年の人口と世帯数の推移をみると、人口は11万5千人前後で増減を繰り返していますが、世帯数は一貫して増加しています。



資料：国勢調査

図2-1-3 廿日市の人口と世帯数の推移

4. 交通

鉄道は、J R山陽本線が沿岸部を東西に走り、市内には廿日市駅、宮島口駅など6つの駅があります。J R山陽本線と並走して、宮島口まで広島電鉄宮島線が走っています。

道路は、南部の沿岸部を山陽自動車道及び広島岩国道路、北部の山間部を中国自動車道の高速道路が東西に走っています。また、大動脈として一般国道2号と西広島バイパスが沿岸部を東西に走り、一般国道186号や一般国道433号と一般国道488号が吉和地域と沿岸部を結んで南北に走っています。

航路は、宮島にアクセスする航路として、宮島口と宮島を結ぶ宮島航路のほか、広島港と宮島を結ぶ瀬戸内シーラインや広島市の元安栈橋と宮島を結ぶアクアネット広島の世界遺産航路などがあります。

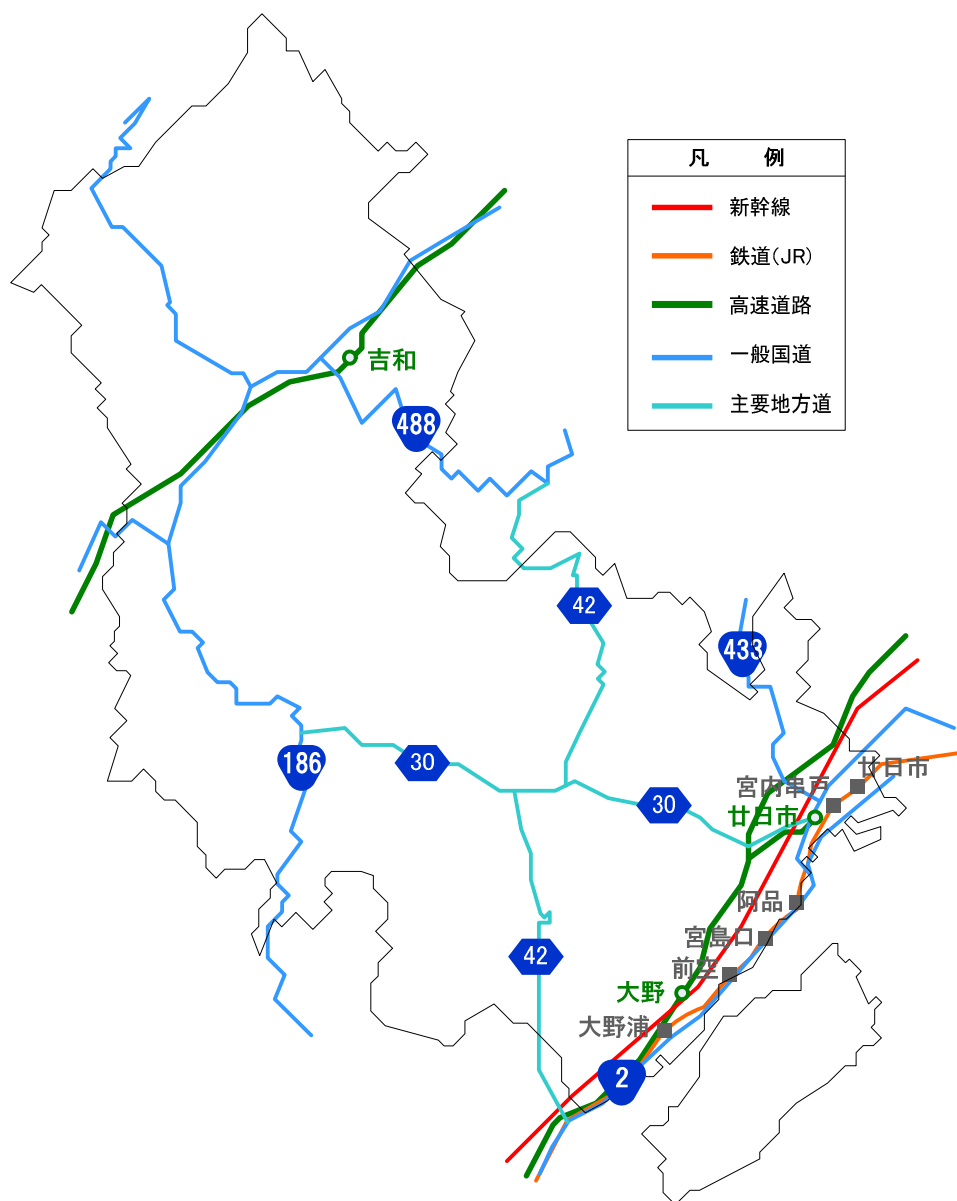


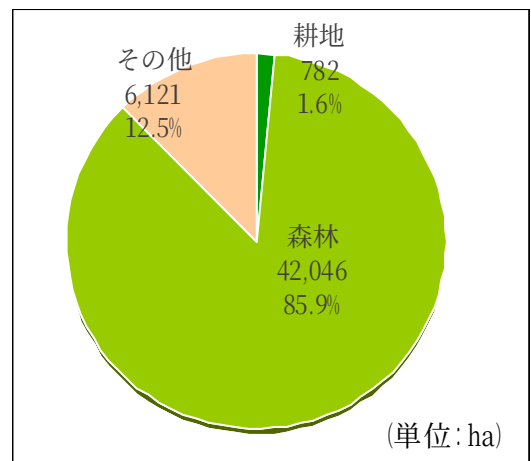
図2-1-4 交通網

5. 土地利用

本市の土地面積（令和5（2023）年4月1日現在）は森林が85.9%を占め、県内では安芸太田町の88.4%に次いで森林の割合が高く、森林が市域の大部分を占めています。

平成30（2018）年3月に策定された「廿日市市都市計画マスタープラン」によれば、市街地は、1960年代から丘陵部における大規模な住宅開発や臨海部の埋立などが行われた沿岸部の廿日市、大野地域に集中しているほか、佐伯地域の主要地方道廿日市佐伯線や一般県道沿いにも見られます。

将来の土地利用については、「廿日市市都市計画マスタープラン」（平成30（2018）年）において、多様な地域特性をいかすことを整備方針とし、特に市域面積の多くを占める自然的土地利用においては、農地の保全・活用や森林の保全・活用をうたっています。



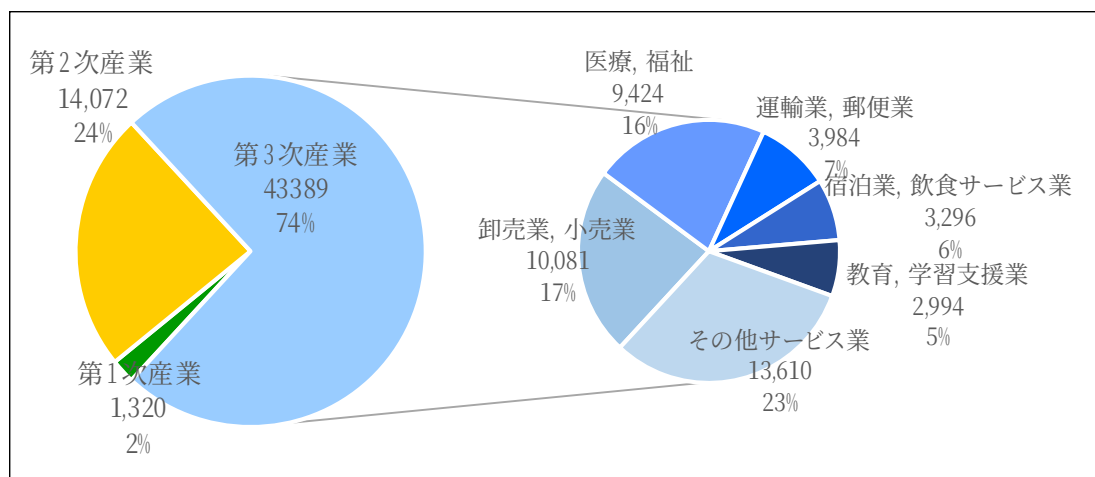
資料：広島県農林水産局、令和5年度
林務関係行政資料、令和5年10月

図2-1-5 土地面積

6. 産業

(1) 産業別就業者数

本市の令和2（2020）年の産業別就業者数の割合は、第1次産業2%、第2次産業24%、第3次産業74%で、最も多い第3次産業の内訳は多い順に卸売・小売業17%、医療・福祉16%、運輸・郵便業7%、宿泊業・飲食サービス業6%、教育・学習支援業5%となっています。



資料：総務省統計局、令和2年国勢調査

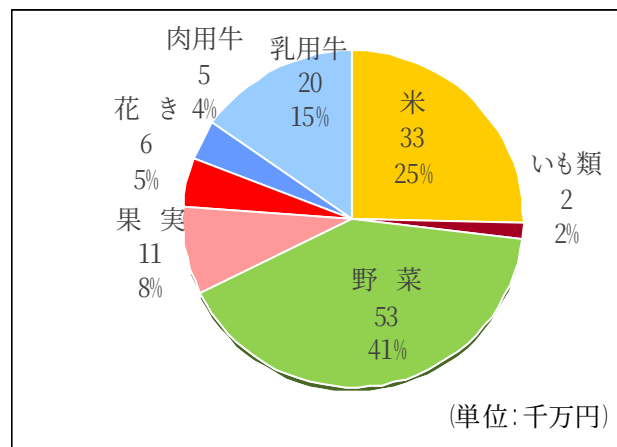
図2-1-6 産業別就業人口

(2) 農林水産業

令和2（2020）年農林業センサスによれば、農業については本市の経営耕地面積は田265ha、畑65ha、樹園地16haの346haで、農業経営体数は426経営体です。また、令和4（2022）年の農業産出額（推計）は13億5千万円で、野菜が5億3千万円と最も多く、次いで米3億3千万円、乳用牛2億円でした。

林業については本市の林業経営体数は24経営体で、うち15経営体は個人経営です。また、素材生産量は7,614m³でした。

平成30（2018）年漁業センサスによれば、水産業については本市の漁業経営体数は137経営体で、うち採貝・採藻が59経営体、カキ養殖が55経営体です。「地御前かき」や「大野のアサリ」は本市のブランド産品です。



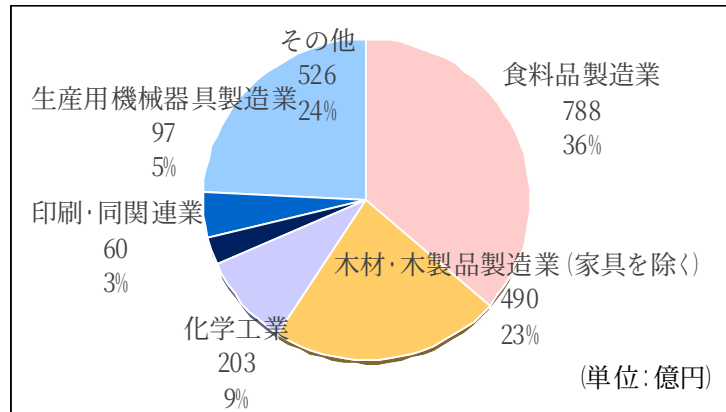
資料：農林水産省、令和4年市町村別農業産出額

図2-1-7 農業産出額

（3）工業

令和5（2023）年の本市の製造業の事業者数は191事業所、従業員数は7,735人、製造品出荷額は2,169億円です。製造品出荷額は、食品製造業が788億円で最も多く、次いで木材・木製品製造業（家具を除く）が490億円で、この2業種で本市の製造品出荷額の59%を占めています。これは、規模の大きな食料品製造業の本社や工場が立地すること、西日本有数の木材専門港である木材港を有し、輸入木材に関連した産業が盛んであることによります。

木工については、昔から木工ろくろ技術と木工玩具の生産地であった本市は、「けん玉発祥の地」として知られています。



資料：経済産業省、2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）

図2-1-8 製造品出荷額

（４）商業

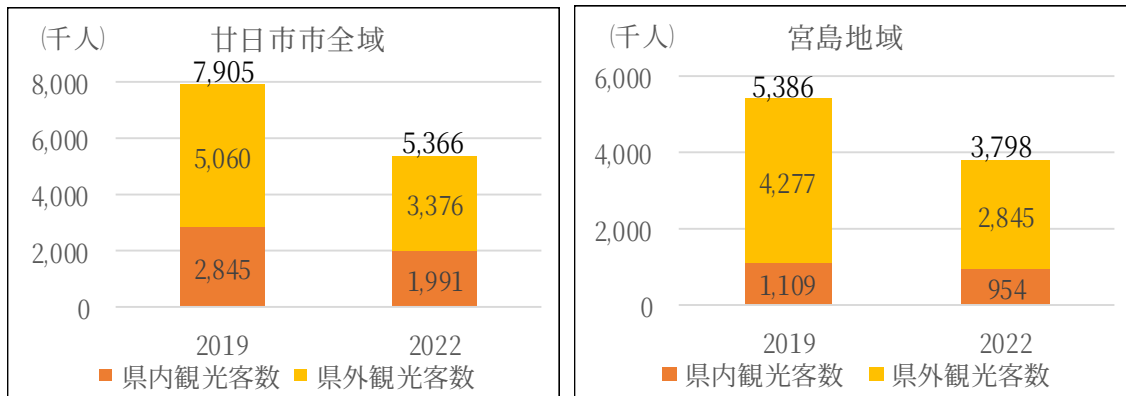
経済センサスによれば、本市の令和3（2021）年の事業所数は1,035事業所、従業員数は9,380人、年間商品販売額は2,755億円でした。

大型商業施設は、廿日市市シビックコア地区、新宮、阿品に立地しています。

7. 観光

日本三景のひとつである宮島（厳島）は、厳島神社が世界遺産にも指定されているほか、島全域が国の特別史跡及び特別名勝に指定され、本市を代表する観光地であり、内外の多くの人々が来訪します。瀬戸内海から中国山地まで広がる広い市域には自然資源にも恵まれ、廿日市地域の極楽寺やアルカディア・ビレッジ、大野地域のおおの自然観察の森や妹背の滝、佐伯地域の岩倉ファームパークや道の駅スパ羅漢、吉和地域のもみのき森林公園、ウッドワン美術館や潮原温泉・女鹿平温泉など多くの観光資源があります。

本市の令和4（2022）年の総観光客数は536万6千人、うち宮島地域は379万8千人でしたが、令和4（2022）年はまだコロナ禍による影響下にあったため、特異なデータとなっています。まだコロナ禍の影響のなかった令和元（2019）年の総観光客数は790万5千人、うち宮島地域は538万6千人で、宮島地域の県外観光客の割合は79%を占めています。



※ 数値は単位未満の端数処理を行っているため、項目計で一致しない場合がある。

資料：廿日市市、データで見るはつかいち

図2-1-9 発地別観光客数

宮島については、「宮島エコツーリズム推進協議会」が平成29（2017）年に設置され、「宮島エコツーリズム推進全体構想」を策定し、令和2（2020）年に認定を受けました。

エコツーリズム推進全体構想とは、エコツーリズム推進法に則り、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かした「エコツーリズム」を推進するに当たり、具体的な推進方策を定めたもので、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図るものです。その認定は、環境省・農林水産省・国土交通省・文部科学省の各大臣によって行われます。

2. 自然環境

現 状

1. 地勢

本市の地勢は、北の中国山地の脊梁部から南の瀬戸内海まで南北に長く、中国山地の南斜面を形成しています。中国山地の南斜面の地形の特徴は、3段の階段状の山地によって構成されていることです。すなわち、中国山地の高位面（脊梁山地面）、中位面（吉備高原面）、低位面（瀬戸内面）の3段の隆起準平原です。瀬戸内海から中国山地まで広がる市域を持つ本市は、この三段構造が一つの市域の中で見られる県内唯一のまちです。

高位面には県内第2位の標高の冠山（1,339m）、3位の十方山（1,319m）、鬼ヶ城山、大峰山などがそびえ、隆起準平原は上流部の吉和地域を流れる太田川や小瀬川及びその支流によって浸食され、羅漢峡や万古溪、中津谷や細見谷、東山溪谷などの溪谷が形成されています。瀬戸内海には宮島（厳島）が浮かび、標高535mの弥山がそびえています。

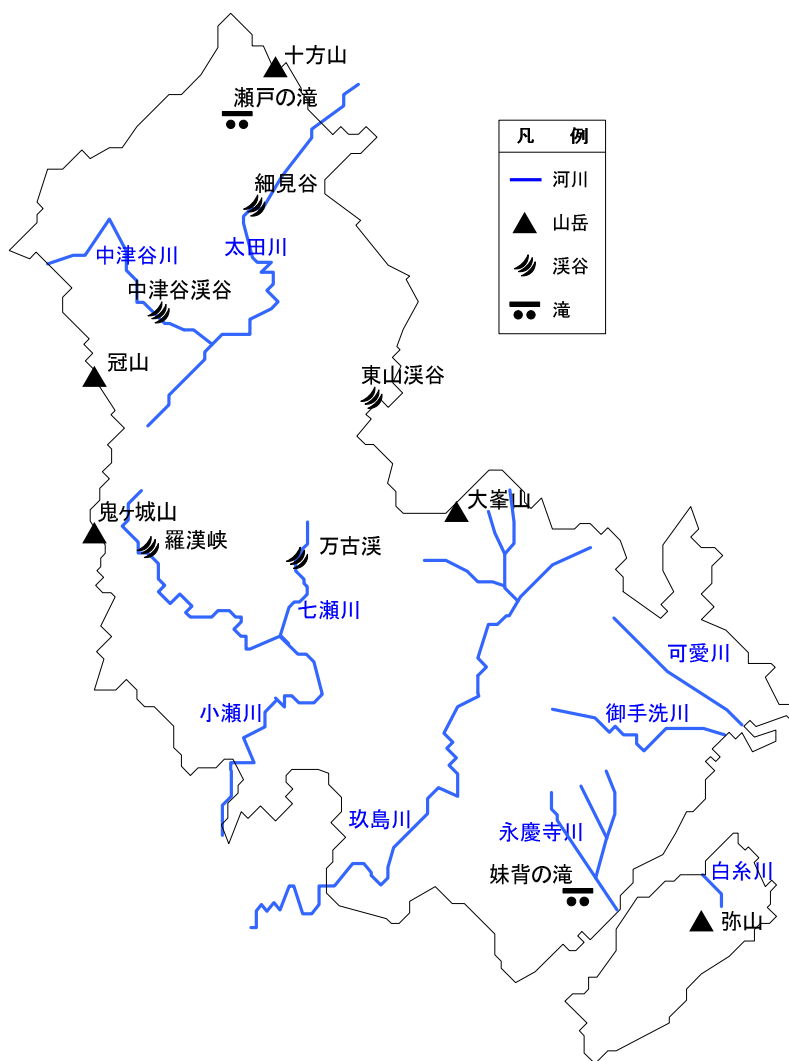


図2-2-1 廿日市市の地勢

2. 自然資源

本市の自然資源は図2-2-2のとおりです。

宮島と極楽寺山は瀬戸内海国立公園の特別地域、中国山地の脊梁部は西中国山地国定公園に指定されています。広島県自然環境保全条例により、万古溪と大峯山は県自然環境保全地域*、東山溪谷は緑地環境保全地域*に指定されています。

野外レクリエーション施設として、もみのき森林公園やおおの自然観察の森があります。おおの自然観察の森のベニマンサク群叢は県天然記念物に指定されています。また、潮原温泉、女鹿平温泉、宮浜温泉などの温泉があります。

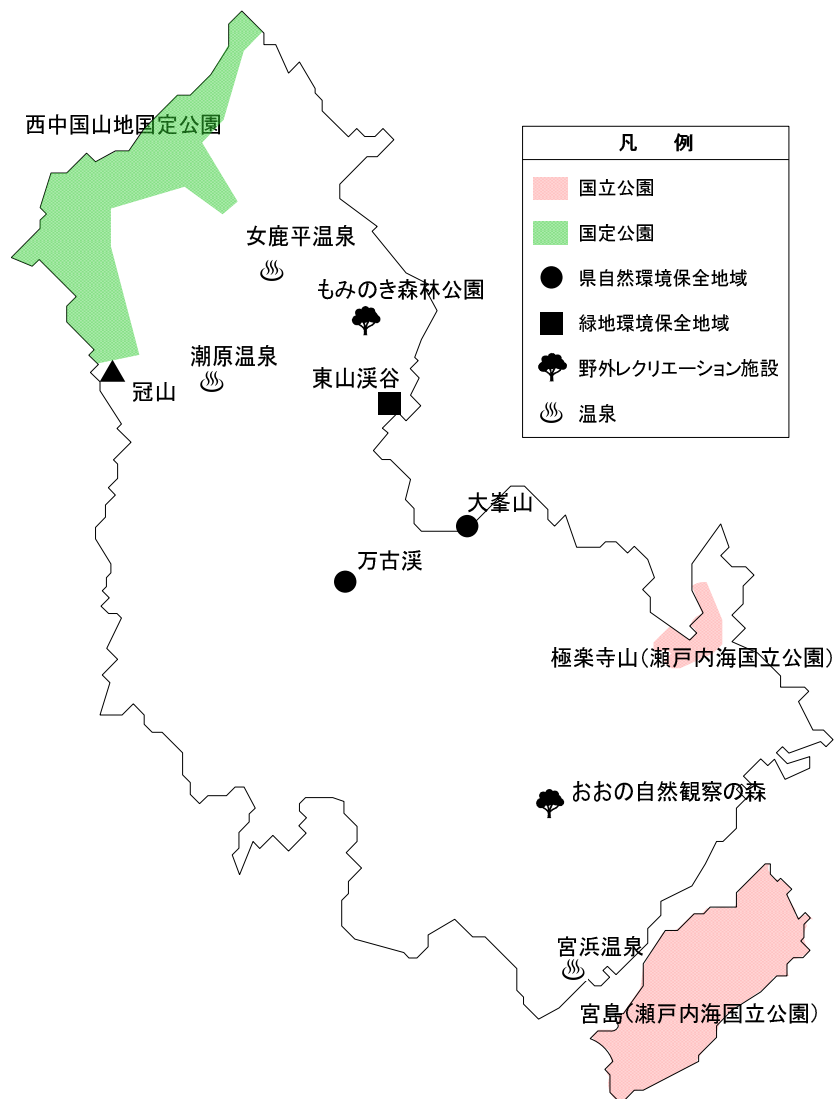


図2-2-2 自然資源

* **県自然環境保全地域**：広島県自然環境保全条例により指定された、一定の条件を満たし、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域。指定を受けると、これに定められた行為に対して知事の許可が必要となる。

* **緑地環境保全地域**：県自然環境保全地域以外の区域で一定の条件を満たし、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが地域の住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域で、広島県自然環境保全条例により指定される。指定を受けると、これに定められた行為に対して知事の許可が必要となる。



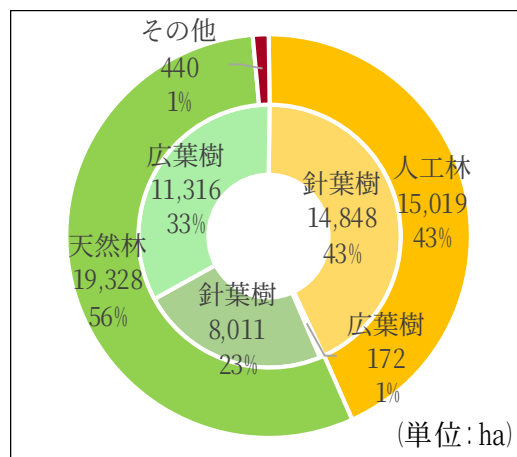
写真 左) もみのき森林公園 右) 女鹿平温泉（クヴェーレ吉和）

3. 植物

(1) 森林

本市の森林42,046haのうち国有林は17.3%の7,259ha、民有林は82.7%の34,787ha（令和5（2023）年4月1日現在）です。民有林の林種別面積は図2-2-3のとおりで、スギ、ヒノキ、マツ等から成る針葉樹の人工林が43%、広葉樹の天然林が33%となっています。

林野庁などから冠山一帯は「水源の森百選」に、もみのき森林公園は「森林浴の森百選」に選定されています。



資料：広島県農林水産局. 令和5年度林務関係行政資料. 令和5年10月

図2-2-3 民有林林種別面積

(2) 植物相

本市の森林植生は、自然植生の落葉広葉樹林（ブナ林）と温暖帯針葉樹林（モミ林、ツガ林）、代償植生※である落葉広葉樹二次林（ミズナラ林、コナラ林）、常緑広葉樹二次林（シイ・

※ 代償植生：農耕地や人工林のほか、伐採などによって成立した里山や草原など、様々な人為的影響が加えられた後に成立した植生のこと。人間の手が加えられていない植生である自然植生の対語として使われ、日本で現在見られる植生である現存植生のほとんどを占める。

カシ二次林)、常緑針葉樹二次林(アカマツ林)、人為植生であるスギ・ヒノキ植林、竹林、伐採跡地群落で構成されています。

中国山地では冠山周辺にブナ林が見られ、細見谷にはサワグルミの渓谷林があります。沿岸部では極楽寺山にモミ・ツガ林が見られ、羅漢峡にはコウヤマキ林があります。おおの自然観察の森では県指定天然記念物のベニマンサク群落が見られます。宮島には国指定天然記念物の弥山原始林が見られます。

(3) 特定植物群落、巨樹・巨木

環境省が昭和59(1984)年度から昭和61(1986)年度にかけて行った第3回自然環境基礎調査により、本市では重要な植物群落として図2-2-4のような特定植物群落が選定されています。また、環境省が昭和63(1988)年度に行った第4回自然環境基礎調査により、本市では同図のように巨樹・巨木として原(極楽寺)のアカガシと宮島の3本のクスノキが選定されています。

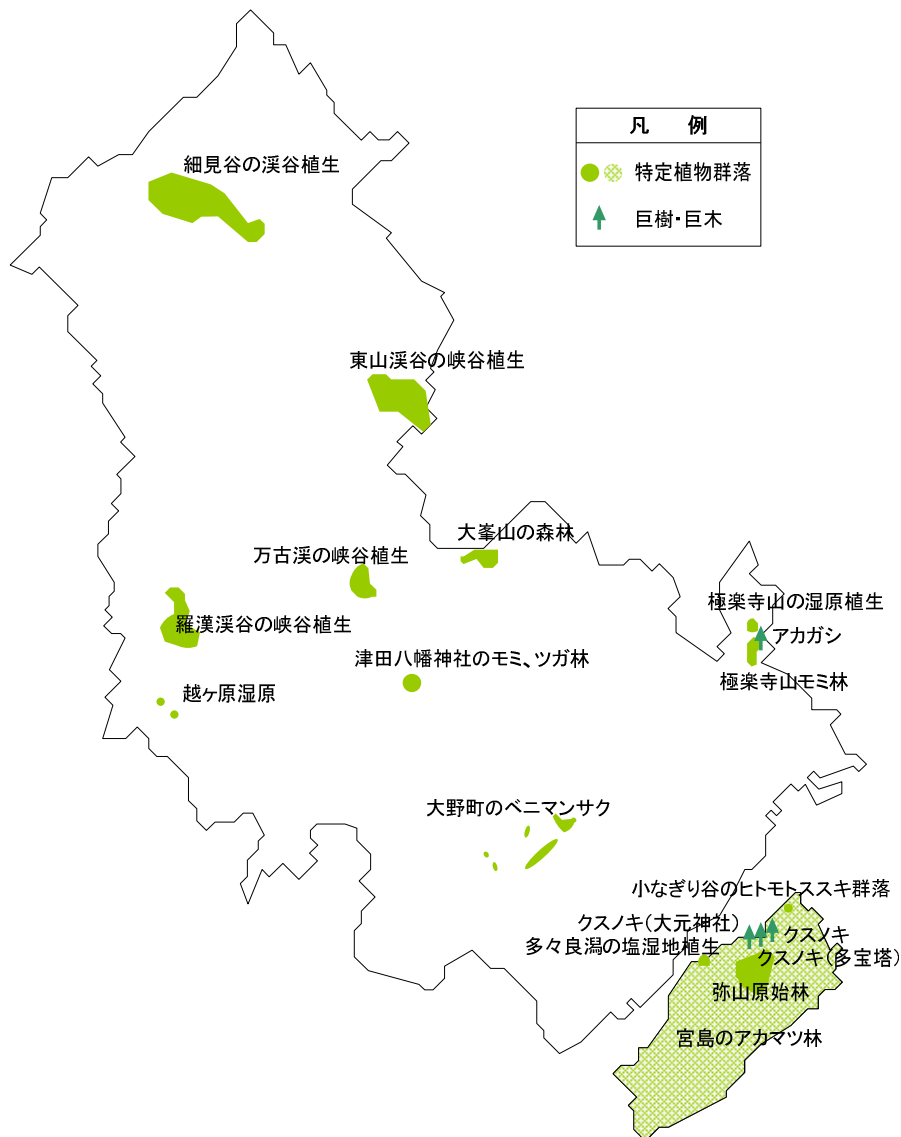


図2-2-4 特定植物群落、巨樹・巨木

(4) 希少野生植物

「広島県の絶滅のおそれがある野生生物（第4版）（レッドデータブックひろしま2021）」（以下、「RDB広島」と言う。）において、産地情報として本市があげられている希少野生植物は資料編の表 資10～14のとおりです。本市には、種子植物だけでも絶滅危惧Ⅰ類16種、絶滅危惧Ⅱ類44種、準絶滅危惧55種、情報不足4種の計119種の生育が確認されています。

本市に生育する絶滅危惧Ⅰ類16種のうち半分近くの7種が宮島を産地、絶滅危惧Ⅱ類44種のうち3割の13種が吉和を産地、準絶滅危惧55種のうち20種が宮島を産地、14種が吉和を産地としており、原始林の残る宮島と中国山地脊梁部の吉和は、希少野生植物にとって重要な生育地となっています。希少野生植物のうち、いずれも絶滅危惧Ⅰ類のシロシャクジョウ、ゴマシオホシクサ、タチハコベ、モロコシソウは県内では宮島だけ、ルリミノキは大野だけ、ヒナチドリは本市だけで確認されているものです。

4. 動物

(1) 希少野生動物

瀬戸内海から中国山地まで広がり、様々な環境を有する本市には、森林に生息するニホンツキノワグマ、海洋に生息するシロエリオオハム、河川に生息するオオサンショウウオなど多様な環境に様々な野生動物が生息しています。

RDB広島において、産地情報として本市があげられている希少野生動物は資料編の表 資1～9のとおりです。これらの中で、法令の指定を受けているものを整理すると表2-2-1のようになります。

中でもオオサンショウウオは、国の特別天然記念物であるだけでなく、国際的にも国際希少野生動植物種[※]に指定され、ワシントン条約附属書Ⅰ[※]掲載種となっています。また、日本では宮島にししか生息していないミヤジマトンボは、国際自然保護連合（IUCN）が絶滅危惧Ⅱ類（VU）に選定しているほか、「広島県野生生物の種の保護に関する条例」により、ただ1種、特定野生生物種に指定されています。

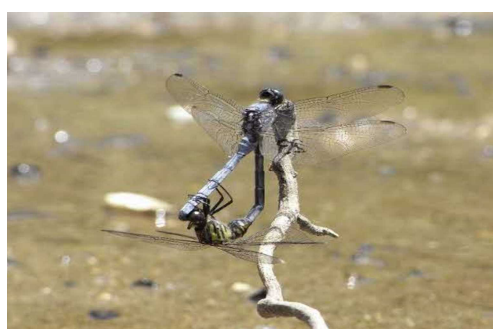


写真 左) オオサンショウウオ 右) ミヤジマトンボ

※ **国際希少野生動植物種**：種の保存法により、二国間渡り鳥等保護条約に基づき相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種、及びワシントン条約附属書Ⅰに掲載された種について指定したもの。

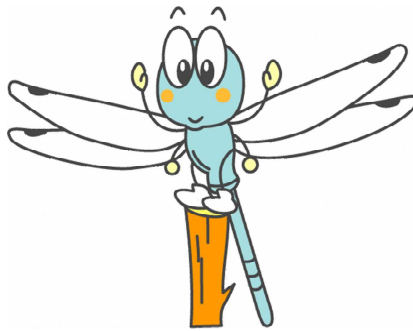
※ **ワシントン条約附属書Ⅰ**：ワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引について、輸出国と輸入国とが協力して規制を実施することで、野生動植物種の絶滅を防止し、それらの種の保全を図ることを目的とした条約。附属書Ⅰは、絶滅のおそれが高く、取引による影響を受けているか受ける可能性があるため、取引を特に厳重に規制する必要のある種を掲載したもの。

表2-2-1 廿日市市に生息する法令指定種

分類群	種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
哺乳類	ニホンツキノワグマ	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	廿日市、佐伯、吉和	広島県指定野生生物種
	ヤマネ	準絶滅危惧 (NT)	廿日市、佐伯、吉和	国指定天然記念物 (地域を定めず)
鳥類	シロエリオオハム	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	宮島	広島県指定野生生物種
	イヌワシ	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	吉和	国指定天然記念物 国内希少野生動植物種
	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)		国内希少野生動植物種
両生類	オオサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	廿日市、大野、佐伯、吉和	国特別天然記念物 国際希少野生動植物種 ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種
	チュウゴクブチサンショウウオ	準絶滅危惧 (NT)	廿日市、佐伯、吉和	国内希少野生動植物種
	シコクハコネサンショウウオ	情報不足 (DD)	吉和	国内希少野生動植物種
昆虫類	ミヤジマトンボ	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	宮島	国際自然保護連合(IUCN)が絶滅危惧Ⅱ類(VU)に選定 広島県特定野生生物種
	カシワアカシジミ(キタアカシジミ)冠高原亜種	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	吉和	国内希少野生動植物種

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」のもの。

また、ミヤジマトンボは、生息地宮島がラムサール条約に登録されるきっかけとなったほか、広島県の環境のプラットホーム「エコひろしま」のマスコット「みゃんぼー」のモデルであり、男子プロバスケットボールリーグ(Bリーグ)の広島チーム「広島ドラゴンフライズ」の名前の由来ともなっており、本市だけでなく広島県のシンボルとなっています。



資料：広島県環境情報サイト～エコひろしま～マスコット「みゃんぼー」
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

図2-2-5 みゃんぼー

(2) 鳥獣被害

イノシシなどによる農作物被害は本市全域でみられ、年間を通じ水稲・野菜等を中心として被害が発生し、住宅地周辺への出没や道路法面や園地での掘り返しも発生しています。また、サルによる農作物の被害もみられます。

多くの野生生物の生息環境となる里地里山や森林は、農林業の後継者不足などにより荒廃が進行しています。

表2-2-2 鳥獣被害の現状（令和4（2022）年度）

鳥獣	品目	被害額（千円）	被害面積（a）
イノシシ	水稲、果樹、野菜、イモ類	1,052	182
サル	果樹、野菜、イモ類	51	6.3
タヌキ	水稲、果樹、野菜、イモ類	84	3.8
クマ	果樹	不明	不明
カラス	野菜、イモ類	21	9
アナグマ	果樹、野菜、イモ類	不明	不明
ヌートリア	水稲、野菜、イモ類	4	0.2
シカ	不明	不明	—
カワウ	魚類（アユ、マス類、メバル等）	不明	—
アライグマ	野菜	4	0.2
ハクビシン	野菜	3.2	6.0

※ クマ、ヌートリアの被害については平成30年度の被害数値を参照

資料：廿日市市、廿日市市鳥獣被害防止計画



写真 左) ヌートリア 右) アライグマ

課 題

- 本市に生息する様々な希少野生動物の保護に努めていく必要があります。様々な生きものはその種だけでなく、多くの生きものとのかかわりの中で生息しており、生息環境も含め、生態系全体を保全していく必要があります。
- 従って、レッドデータブック掲載種のような希少種だけでなく、普通種についても配慮していく必要があります。以前は本市でも普通に見られたアカハライモリやトノサマガエル、アキアカネ（赤とんぼ）は既に存続基盤が脆弱な種（準絶滅危惧）となっています。
- 国特別天然記念物のオオサンショウウオは、他県ではチュウゴクオオサンショウウオとの交雑種が確認されており、県内に侵入すれば在来個体群に深刻な影響を与えるおそれがあり、注意が必要です。
- 特定野生生物種のミヤジマトンボは、台風や集中豪雨による生息地への土砂の流入や海砂の堆積、生息環境のヒトモトススキのイノシシによる食害などにより脆弱な生息地が狭小化しており、生息地の適切な維持管理の継続が必要です。
- アルゼンチンアリなどの外来生物※により、生態系が脅かされています。

5. 法令による保全

(1) 法適用

本市の自然環境に係る法適用は図2-2-2及び表2-2-3のとおりです。

特に宮島は、全域が瀬戸内海国立公園、特別史跡及び特別名勝に指定され、弥山山頂付近と北側斜面は暖帯の貴重な極相林となっており、国立公園の特別保護地区に指定されています。また、弥山原始林が国指定天然記念物、弥山原始林と前面の海を含む厳島神社が世界文化遺産、南西部の沿岸域がラムサール条約湿地※に登録されています。

※ **外来生物**：国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来生物のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

西中国山地国定公園の冠山には、県天然記念物の冠高原のレンゲツツジの大群落があり、特別保護地区に指定されています。

表 2-2-3 法適用

区分	名称	面積 (h a)
国立公園	瀬戸内海国立公園 (宮島)	3, 0 2 0 (特別地域 2, 8 1 7、特別保護地区 2 0 3)
	瀬戸内海国立公園 (極楽寺山)	1 0 1
国定公園	西中国山地国定公園	5, 1 3 8
県自然環境保全地域	万古溪	6 4. 1
	大峯山	3 9. 8 9 (広島市含む)
緑地環境保全地域	東山溪谷	5 3. 5 (広島市含む)
特別史跡及び特別名勝	厳島	3, 0 3 9
国指定天然記念物	弥山原始林	1 5 8
世界文化遺産	厳島神社	4 3 1. 2
ラムサール条約湿地	宮島	1 4 2



写真 左) 宮島 (全景) 右) 極楽寺山 (蛇の池)

(2) 天然記念物

本市で、天然記念物の指定を受けている動植物等は表 2-2-4 のとおりです。現在、国、県、市を合わせて 27 種類が指定されています。

オオサンショウウオは、天然記念物のうち世界的に又は国家的に価値が特に高いものとして、国により特別天然記念物に指定されているとともに、国際希少野生動植物種、ワシントン条約附属書

※ ラムサール条約湿地：ラムサール条約は、水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で制定された湿地の保存に関する国際条約で、同条約で定められた国際的な基準に従い指定・登録された湿地をラムサール条約湿地という。

I 掲載種にも指定されています。また、弥山原始林と大野町のベニマンサク群叢は、環境省により重要な植物群落として特定植物群落に選定されています。

表2-2-4 天然記念物

種別	名称	員数	所在地	摘要
国指定 特別	オオサンショウウオ		地域を定めず	国際希少野生動植物種 ワシントン条約附属書 I 掲載種
国指定	ヤマネ		地域を定めず	
	押ヶ峠断層帯	1ヶ所	吉和下山大畑	
	弥山原始林		宮島町	特定植物群落
県指定	津田の大カヤ	1本	津田大字横矢1979	
	速田神社のツクバネガシ	1本	友田7	
	ベニマンサク群叢	1ヶ所	友田字広原山219-43	
	冠高原のレンゲツツジ大群落	1ヶ所	吉和字吉和西1581-1	
	ベニマンサク群叢	1ヶ所	大野町鴉ヶ岡・横撫	特定植物群落
市指定	極楽寺山水河礫層		原617及び621	
	シャクナゲ群生地		宮内475及び甲756	
	イチョウ	1本	地御前四丁目3-1	
	ハゼ	1本	地御前2-73	
	ソテツ	1本	天神3-6	
	イヌマキ・ケンポナシ・ムクロジ	3本	宮内1701	
	コウヤマキ・ヒノキ	2本	原2296	
	極楽寺のアカガシ	1本	原2180	巨樹・巨木
	極楽寺の大杉	1本	原2180	
	原のモリアオガエル		原2028	
	原のツバキ	1本	原2028	
	高野槇の群落	1ヶ所	羅漢峡・黒打谷	
	飯山・河内神社の社叢	1ヶ所	飯山	
	平谷・朴の木	1株	玖島1685-1	
	大虫の枝垂れ桜	1株	虫所山1321-2	
	まさき峠の六本杉	1株	虫所山	
	槇河のもみじ	3本	虫所山512-1	

課 題

- ミヤジマトンボの生息地である宮島南西部のラムサール条約湿地は、台風や集中豪雨により土砂が流れ込み、形状が変化しています。

3. 生活環境

1. 大気

現 状

本市における令和5（2023）年度の大気汚染の測定結果は表2-3-1のとおりで、いずれの測定地点も環境基準※に適合しています。また、各項目の測定値の経年変化は、いずれも概ね横ばいとなっています。

表2-3-1 大気測定結果

測定地点	二酸化硫黄※ SO ₂ (ppb)	二酸化窒素※ NO ₂ (ppb)	浮遊粒子状物質※ SPM (mg/m ³)	光化学オキシ ダント※ (ppm)	降下ばいじん※ (t/km ² /月)
環境基準	40	40～60 又はそれ以下	0.10	0.06	—
廿日市市役所	1.1	14.2	—	—	1.8
阿品台市民センター	1.0	9.2	—	—	—
さいき文化センター	1.4	6.3	—	—	1.9
浅原中央活性化センター	0.9	3.3	—	—	—
吉和市民センター	0.8	2.8	—	—	2.1
大野支所	1.3	9.4	—	—	1.5
宮島福祉センター	1.2	8.1	—	—	1.2
廿日市桂公園※	—	10.0	0.014	0.033	—

※ 廿日市桂公園は広島県による令和4年度測定結果

資料：廿日市市、ゼロカーボン推進課

広島県、令和5年度広島県環境データ集

※ **環境基準**：環境基本法に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関し、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい国が定める基準。

※ **二酸化硫黄**：硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される物質。主な発生源は工場や事業場であるが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出され、無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

※ **二酸化窒素**：物が燃えて高温になったとき、空気中の窒素や物に含まれる窒素が酸素と結合して生成される物質。主な発生源は工場や自動車で、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントや酸性雨の主な原因物質の一つでもある。

※ **浮遊粒子状物質**：大気中に浮遊する粒子状物質は、物の燃焼により直接排出されたり、環境大気中での化学反応により生成される。発生源には、ばい煙発生施設、堆積場等の粉じん、自動車や船舶、航空機など人為起源のものと、土壌や海洋、火山等からの自然起源のものがある。浮遊粒子状物質は粒径が10μm以下の粒子状物質を指す。微小であることから大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

※ **光化学オキシダント**：大気中の二酸化窒素と炭化水素類が紫外線により光化学反応してできるオゾンを主成分とする酸化性物質の総称。目や気管支などに刺激を与える。

※ **降下ばいじん**：大気中に排出されたすすなどのばいじんや、風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的小さい粒径が小さく重いために大気中で浮かずに落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するもの。

課 題

- 大気測定に係るいずれの項目、測定地点とも環境基準に適合しており、測定値の経年変化も概ね横ばいで、特に問題はありません。

2. 水質

現 状

(1) 河川

本市における令和5（2023）年度の河川水質（BOD※（75％値※））の測定結果は表2-3-2のとおりです。類型指定※されている河川では、小瀬川水系の市野川合流点、太田川水系の西村養魚場前で環境基準に適合していませんでした。佐方川水系は類型指定されていませんが、近隣の河川が指定されているB類型（BOD3.0mg/L以下）をあてはめると、環境基準を超過しています。また、各測定地点の測定値の経年変化は、いずれも概ね横ばいとなっています。



※ **BOD**:水質汚濁の指標のひとつで、値が大きいほど水質が汚濁していることを意味する。日本語では「生物化学的酸素要求量」と言い、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要な酸素量で表す。BODは河川の自浄作用と同じ作用を利用した測定方法であり、河川の汚れを調べる時に用いられる。

※ **75％値**: 年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べて0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値のことをいう。年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示すという意味を持つ。

※ **類型指定**: 水質汚濁に係る環境基準及び騒音に係る環境基準において、基準値を当てはめるための水系や地域の区分。基準値は類型ごとに定められている。類型は水系や地域の環境の状況や利用目的に応じて区分・指定されるが、指定のない水系や地域もある。

表2-3-2 河川水質測定結果

(単位：mg/L)

水系	測定地点※	環境基準（類型）	BOD（75%値）※	達成状況※
可愛川水系	今田橋	3.0（B）	1.0	○
御手洗川水系	石原橋	3.0（B）	0.8	○
	明石橋	3.0（B）	0.8	○
玖島川水系	中山川合流	2.0（A）	1.1	○
	泉水川合流	2.0（A）	0.9	○
小瀬川水系	市野川合流点	1.0（AA）	1.3	×
	林川合流	—	1.0	（○）
	七瀬川合流	1.0（AA）	0.7	○
	飯山	1.0（AA）	0.9	○
太田川水系	西村養魚場前	1.0（AA）	1.2	×
	中津谷川合流	1.0（AA）	0.7	○
	清水原橋下流	1.0（AA）	1.0	○
永慶寺川水系	高見川合流	3.0（B）	0.8	○

※ 達成状況で「（ ）」のものは類型指定されていないが、近隣の河川が指定されている類型をあてはめて評価したもの。

資料：廿日市市、ゼロカーボン推進課

(2) 湖沼

本市では、渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）が広島県の湖沼水質の測定地点となっています。令和4（2022）年度の湖沼水質の測定結果は表2-3-3のとおりで、COD※は環境基準を達成していますが、全窒素※及び全りん※は環境基準を超過しています。

表2-3-3 渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）の水質測定結果
(単位：mg/L)

項目	環境基準（類型）	測定値※	達成状況
COD	3.0（湖沼A）	2.8	○
全窒素	0.2（湖沼Ⅱ）	0.38（平均値）	×
全りん	0.01（湖沼Ⅱ）	0.020（平均値）	×

※ 測定値で「(平均値)」とあるものは年間平均値。

資料：広島県、令和5年度広島県環境データ集

(3) 海域

本市では、大野瀬戸東が海域水質の測定地点となっています。令和5（2023）年度の海域水質の測定結果は表2-3-4のとおりで、全窒素は環境基準を達成していますが、COD及び全りんは環境基準を超過しています。

表2-3-4 大野瀬戸東の水質測定結果
(単位：mg/L)

項目	環境基準（類型）	表層	中層	達成状況
COD	2.0（A）	2.5	2.3	×
全窒素	0.3（Ⅱ）	0.22	0.20	○
全りん	0.03（Ⅱ）	0.031	0.026	×

※ 測定値は年間平均値。

資料：廿日市市、廿日市市の環境 第38集（令和6年度廿日市市環境年次報告書）、令和6年12月

課 題

- 小瀬川水系及び太田川水系の河川で環境基準を達成していない地点があります。
- 湖沼の渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）の水質は、CODは環境基準を達成していますが、全窒素及び全りんは環境基準を超過しています。

※ COD: BODと同様、水質汚濁の指標のひとつで、値が大きいくほど水質が汚濁していることを意味する。日本語では「化学的酸素要求量」と言い、酸化剤を加えて水中の汚濁物質（有機物）と反応（酸化）させたときに消費する酸化剤の量に対応する酸素量で表す。水が滞留する湖沼や海域では、微生物では分解されにくい有機物による汚染も評価する必要があるため、CODが用いられる。

※ 全窒素：水中に含まれる無機及び有機窒素化合物中の窒素の総量。

※ 全りん：水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。

- 海域の大野瀬戸東の水質は、全窒素は環境基準を達成していますが、COD及び全りんは環境基準を超過しています。

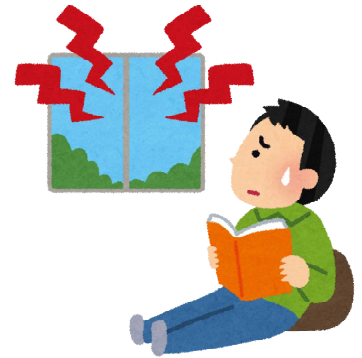
3. 騒音

現 状

(1) 本市の騒音とその調査の概要

本市には、一般国道2号、同西広島バイパス及び山陽自動車道という交通量の多い主要幹線道路があり、これらの交通騒音の実態を把握するため、騒音マップ調査と騒音レベル調査（24時間調査）との2つの調査を行っています。

また、本市の周辺には、山口県岩国市に岩国飛行場があり、米海兵隊・海軍、自衛隊及び民間機が使用しています。本市の上空では軍用機等による低空飛行が確認されています。



(2) 騒音マップ調査

15地点で行われている騒音マップ調査の令和5（2023）年度の調査結果は表2-3-5のとおりです。

なお、騒音に係る環境基準には、調査地点の種類として「一般地域」と「道路に面する地域」があり、「騒音に係る環境基準の地域の類型指定」として都市計画の用途地域別にAA，A，B，Cの類型が指定され、類型ごとに環境基準が定められています。また、「自動車騒音の限度」としてa，b，cの区域指定がされているものについては、それぞれ要請限度*が定められています。

等価騒音レベル*はNo. 8（前空六丁目4番（市道前空鯛ノ原線 道路端））、No. 12（友田407番地1（主要地方道廿日市佐伯線 道路端））の2地点で環境基準を超過していますが、要請限度は下回っています。

* 要請限度：自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度。

* 等価騒音レベル：一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。音の持つエネルギーに着目し、測定時間内における騒音レベルをそのエネルギーで平均して表したもの。変動騒音に対する人間の生理・心理的反応に比較的よく対応するため、環境騒音を評価するための評価量として多くの国で採用されている。

表2-3-5 騒音レベル調査結果（騒音マップ調査）

（単位：dB）

No.	調査地点	調査地点の種類	地域の 類型	時間 区分	等価騒音 レベル	環境基準	区域の 区分	要請 限度
1	にれのき公園	一般地域	A	昼間	47	55	—	—
2	可愛公園	一般地域	C	昼間	48	60	—	—
3	グランドハイ ツ集会所横	一般地域	A	昼間	35	55	—	—
4	佐伯支所	一般地域	C	昼間	58	60	—	—
5	吉和支所	一般地域	B	昼間	47	55	—	—
6	県道 289 号栗 谷大野線	道路端	C	昼間	63	70	b	75
7	県道 289 号栗 谷大野線	道路背後地	B	昼間	53	65	—	—
8	市道前空鯛ノ 原線	道路端	A	昼間	61	60	a	70
9	市道前空鯛ノ 原線	道路背後地	A	昼間	48	60	—	—
10	etto 宮島交 流館	一般地域	B	昼間	50	55	—	—
11	宮島支所	一般地域	B	昼間	50	55	—	—
12	廿日市佐伯線	道路端	B	昼間	71	70	b	75
13	廿日市佐伯線	道路背後地	C	昼間	48	65	—	—
14	郡塚第3公園	一般地域	A	昼間	48	55	—	—
15	丸石2丁目	一般地域	B	昼間	50	55	—	—

※ 「時間区分」の昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日6時までのことをいう。

※ は環境基準を超過しているもの。

資料：廿日市市、廿日市市の環境 第38集（令和6年度廿日市市環境年次報告書）、令和6年12月

（3）騒音レベル調査（24時間調査）

騒音レベル調査は、年度により調査地点を変えて行っています。令和5（2023）年度は一般国道2号の2地点で行っており、調査結果は表2-3-6のとおりです。

なお、騒音に係る環境基準には、調査地点の種類の特例として「幹線交通を担う道路に近接する空間」が設けられており、本地点はこれに該当します。

等価騒音レベルは昼間・夜間のいずれも環境基準を超過していますが、要請限度は下回っています。

表2-3-6 騒音レベル調査結果（24時間調査）

（単位：dB）

調査地点	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル	環境基準	区域の区分	要請限度
上の浜二丁目1番 （一般国道2号）	C	昼間	71	70	c	75
		夜間	69	65		70
梅原一丁目1番 （一般国道2号）	C	昼間	71	70	c	75
		夜間	69	65		70

※ 「時間区分」の昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日6時までのことをいう。

※ は環境基準を超過しているもの。

資料：廿日市市、廿日市市の環境 第38集（令和6年度廿日市市環境年次報告書）、令和6年12月

（4）航空機騒音

本市では、航空機騒音の実態を把握するため、3地点で測定を行っています。令和4（2022）年度の調査結果は、表2-3-7のとおりです。

表2-3-7 航空機騒音の測定結果

調査地点	測定日数 （日）	発生回数 （回）	最大値 （dB）
阿品台市民センター	158	333	86
佐伯支所	163	402	88
吉和市民センター	131	354	93

※ 「測定日数」は、騒音レベル70dB以上の航空機騒音が観測された日数。「発生回数」は、その延べ回数。最大値は、測定された航空機騒音のうち、最大の騒音レベルの値。

資料：廿日市市、総務課

また、米軍機の航空機騒音発生状況は表2-3-8のとおりです。

表2-3-8 米軍機の航空機騒音の発生状況

調査地点	米軍機低空飛行目撃情報		航空機騒音観測地点	
	目撃実日数（日）	目撃件数（件）	宮島（回）	八坂公園（回）
平成29年度	40	101	219	440
令和2年度	31	60	615	720
令和5年度	197	1,330	890	1,202

資料：広島県 地域政策局 国際課、中国四国防衛局 企画部 防音対策課

課 題

- 一般国道2号の大野（宮島口）で行った24時間調査では、等価騒音レベルは昼間・夜間のいずれも環境基準を超過していました。
- 15地点で行われている騒音マップ調査では、等価騒音レベルは市道前空鯛ノ原線、廿日市佐伯線の2地点で環境基準を超過していましたが、要請限度は下回っていました。
- 本市の上空では、軍用機などによる低空飛行が確認されており、航空機騒音が問題になっている地域もあります。

4. 化学物質

(1) ダイオキシン類*

現 状

本市でのダイオキシン類関係特定施設の届出は、大気基準適用施設として廃棄物焼却炉が8件となっています。(令和6(2024)年3月末現在)

本市では、大気、土壌、水質について、市内12地点でダイオキシン類濃度を測定しています。令和5(2023)年度の調査結果(TEQ値*)は表2-3-8のとおりで、令和4(2022)年度の全国調査結果の平均値、及び環境基準を大きく下回っています。

表2-3-8 ダイオキシン類環境調査結果

調査対象	調査地点	ダイオキシン類濃度	全国調査結果 平均値	環境基準
大気 (pg-TEQ/m ³)	串戸市民センター	0.0074	0.015	0.6以下
	浅原中央活性化センター	0.0094		
	吉和市民センター	0.0095		
	大野支所	0.0090		
	宮島福祉センター	0.0078		
	宮島福祉センター(2回目)	0.0099		
土壌 (pg-TEQ/g-dry)	可愛川公園	1.00	2.3	1,000 以下
	戸屋原集会所	0.24		
	大野学園	0.082		
水質 (pg-TEQ/L)	御手洗川(中流)	0.092	0.18	1以下
	佐方川(下流)	0.072		
	小瀬川・市野川合流点	0.078		
	永慶寺川水系(縄田)	0.075		

資料：廿日市市、廿日市市の環境 第38集(令和6年度廿日市市環境年次報告書)、令和6年12月

(2) 内分泌かく乱化学物質*

広島県による本市内の内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査の令和4(2022)年度の調査

* **ダイオキシン類**：有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)の総称。物の燃焼過程等で生成され、極めて毒性が高い。かつて、ダイオキシン類による環境汚染が大きな問題となったことから、廃棄物焼却施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類を削減するため、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正された。

* **TEQ値**：ダイオキシンは、異性体の混合物として環境中に存在し、毒性の強さは異性体によって異なる。ダイオキシン類の中でもっとも毒性の強い2,3,7,8-TCDD(四塩化ジベンゾパラジオキシン)の毒性を1として他のダイオキシンの毒性の強さを換算した係数を毒性等価係数といい、ダイオキシン類全体の毒性は、各々の毒性等価係数と濃度の積を足し合わせた値で示され、この単位をTEQ値(毒性等量)という。

* **内分泌かく乱化学物質**：内分泌系の機能を変化させることにより、健全な生物個体やその子孫、あるいは集団(またはその一部)の健康に有害な影響を及ぼす外因性化学物質または混合物のこと。

結果は表2-3-9のとおりです。各内分泌かく乱化学物質は予測無影響濃度と比較して大きく下回っています。

表2-3-9 内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果（水質）（単位：μg/L）

河川名	地域名	ノニルフェノール	4-tert-オクチルフェノール	ビスフェノールA
御手洗川	金剛寺	<0.05	<0.01	<0.01
予測無影響濃度		0.608	0.992	24.7

※ 予測無影響濃度は、内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に10倍の安全率を乗じて設定された濃度。

資料：広島県、令和5年度広島県環境データ集

課題

- ダイオキシン類については、大気、土壌、水質のいずれの調査対象も全国調査結果の平均値、及び環境基準を大きく下回り、内分泌かく乱化学物質も予測無影響濃度と比較して大きく下回っており、特に問題はありません。

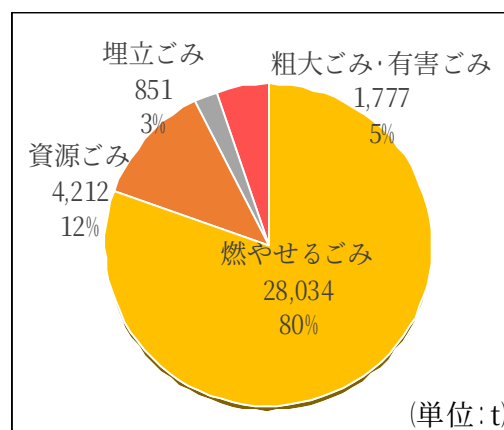
5. 廃棄物

現状

（1）ごみ処理量

本市の令和4（2022）年度のごみの年間処理量は34,874t、1人1日平均排出量は821g/人日でした。同年度の1人1日平均排出量は、広島県が850g/人日、全国が847g/人日で、これらをいずれも下回っています。

ごみの年間処理量の内訳は、燃やせるごみ28,034t、資源ごみ4,212t（集団回収含む）、粗大ごみ・有害ごみ1,777t、埋立ごみ851tでした。



資料：廿日市市、循環型社会推進課

図2-3-1 ごみの年間処理量の内訳

（２）ごみ処理施設

はつかいちエネルギーグリーンセンターでは可燃ごみ、大型ごみと小型及び複雑ごみ、エコセンターはつかいち内のリサイクルプラザでは資源ごみと有害ごみを保管・処理しています。また、宮島清掃センターでは粗大ごみや不燃物の処理を行っています。

埋立ごみや焼却残渣は廿日市・大野・宮島地域の各一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。



写真 はつかいちエネルギーグリーンセンター

（３）ごみ処理の動向

本市では、老朽化した２つの焼却施設及びＲＤＦ（廃棄物固形燃料）製造施設を集約、統合し、平成３１（２０１９）年４月よりはつかいちエネルギーグリーンセンターの供用を開始しました。

また、令和２（２０２０）年４月に導入した「家庭系可燃ごみの有料化」をきっかけに、市民が積極的にごみの減量化、資源化に取り組んだことで、家庭ごみを含む市域内から発生する総ごみ量は減少し、焼却処理量、資源化量、最終処分量のいずれも減少傾向にあります。

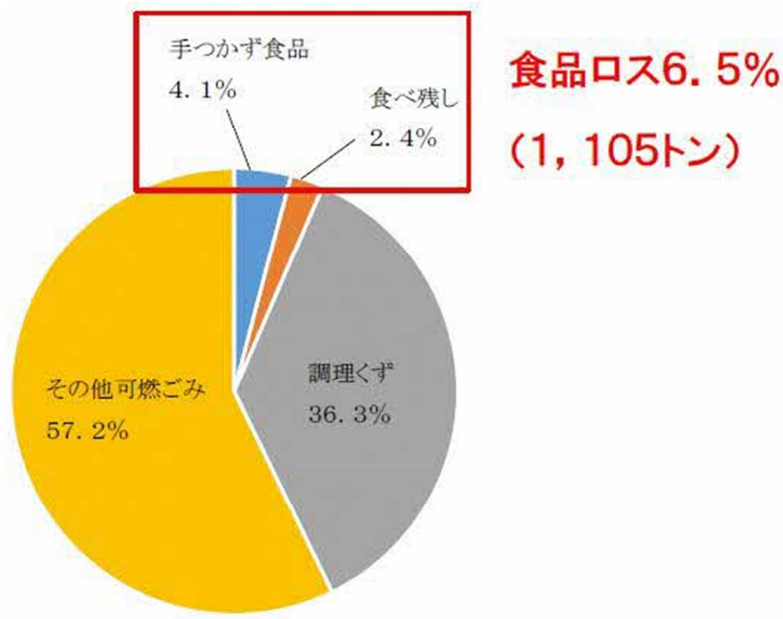
（４）食品ロス*の削減

近年は、まだ食べられるのに廃棄される食品―「食品ロス」が大きな問題となっています。本市でも、食品ロスは家庭系可燃ごみ１７，００５ｔのうち６．５％を占め、令和４（２０２２）年度の推計で年間約１，１０５ｔになります。

本市では、食品ロスを減らすため、余った食品の寄付してもらい、フードバンク活動を行っている廿日市市社会福祉協議会に寄贈するフードドライブ*を令和５（２０２３）年４月から実施しています。

* **食品ロス**：「フードロス」とも言い、本来は食べることができたはずの食品が、売れ残りや食べ残し、期限切れなどで廃棄されること。フードロスは、生産、加工、小売、消費の各段階で発生し、我が国では「３分の１ルール」と呼ばれる商慣習や、クリスマスケーキや恵方巻きなどの特定日に使用される食品の過剰生産、コンビニなどでの時間切れ食品の廃棄などが具体的な問題となっている。一方で、廃棄される規格外品や賞味期限が近づいた食料品を福祉施設などへ無償で提供するフードバンクや、食べ残しを持ち帰るドギーバッグなど、フードロスを減らす取組も見られるようになっている。

* **フードドライブ**：家庭や企業で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。



資料：廿日市市ホームページ

図2-3-2 食品ロスの割合

(5) 海洋ごみ

近年、マイクロプラスチック*の発生源となる海洋ごみが大きな問題となっています。広島県では、毎年四季ごとに県内135地点を対象にした「県内海岸全域調査」と10地点を対象にした「海岸漂着物組成調査」を行っています。

「県内海岸全域調査」では、市域では32地点が調査地点に設定されています。各地点の評価については、表2-3-10のような対応表に基づいて評価を行っており、令和5(2023)年度の調査において、市域の調査地点のうち評価ランクが高かった(ごみの量が多かった)地点は、いずれも宮島の表2-3-11の5地点でした。特に大野瀬戸の大江浦は、四季を通じて最高ランクのランク10で、毎季軽トラで一台分程度の大量の海洋ごみが漂着している現状にあります。

表2-3-10 評価ランク対応表

ランク	海岸線延長10mあたりのゴミの量		
	20Lゴミ袋の数量(袋)	ゴミのかさ容量の表現	かさ容量(L)
0	0	(自然物を除いて) 全くゴミがない	0
T (trace)	約 1/8	2.0L ペットボトルが1本程度 500mL ペットボトルが3~4本程度	2.5
1	約 1/4	2.0L ペットボトルが2本程度	5
2	約 1/2	2.0L ペットボトルが4本程度 200~350mL の飲料缶が15本程度	10
3	約 1	2.0L ペットボトルが8本程度 200~350mL の飲料缶が30本程度 ポリタンクならば1本程度	20
4	約 2	2.0L ペットボトルが16本程度 ポリタンクならば2本程度	40
5	約 4	2.0L ペットボトルが32本程度 みかん箱ならば3箱程度	80
6	約 8	ドラム缶が1本分未満程度	160
7	約 16	ドラム缶が1.5本分程度	320
8	約 32	ドラム缶が3本分程度	640
9	約 64	ドラム缶が6本分程度 1立方メートル程度	1,280
10	約 128	軽トラで一台分程度	2,560

資料：広島県、広島県海岸漂着物実態調査業務報告書、令和6年3月

* マイクロプラスチック：微細なプラスチックごみの総称で、直径5mm以下のものをいう。ごみとして排出されたプラスチックが紫外線等により劣化して破砕されたものだけでなく、洗顔料や化粧品などに使用されている小さなビーズ状のプラスチックが下水等で環境中に放出されたものが原因とされる。

表2-3-11 廿日市市内の高ランク海岸

地点	ランク			
	春季	夏季	秋季	冬季
養父崎浦	4	4	2	T
山白浜浦	5	5	5	5
革籠崎	6	2	5	6
長浦	5	2	T	2
大江浦	10	10	10	10

資料：広島県、広島県海岸漂着物実態調査業務報告書、令和6年3月

「海岸漂着物組成調査」では、市域では宮島の西側に位置する海岸線延長300mの長浦が調査地点に選定されています。令和5（2023）年度の調査では、長浦での海岸線10mあたりのごみの量は表2-3-12のとおりで、重量、体積とも春季が卓越しています。また、春季の漂着物の組成は、重量比、体積比ともプラスチックが最も大きく、次いでペットボトルとなっています。個数比では四季を通じてカキ養殖パイプが最も大きく、8割前後を占めています。

表2-3-12 長浦での海洋ごみの量

	個数（個）	重量（kg）	体積（L）
春季	149.5	4.01	104.5
夏季	170.6	1.26	44.74
秋季	192.0	0.78	25.00
冬季	98.5	0.83	47.40

※ フロート（浮き）を含む数量。個数の小数点以下の数値は、発泡フロートを現地確認時に目視で確かめた割合で、半分に割れていれば0.5個と計測

資料：広島県、広島県海岸漂着物実態調査業務報告書、令和6年3月

課題

- 令和2（2020）年度における本市の家庭系ごみの1人1日平均排出量（集団回収量を含む）は、569.8g/人日で県平均の568.1g/人日を上回っており、本市のごみ排出量の65%を占める家庭ごみの排出削減が求められます。
- 令和2（2020）年度における本市のリサイクル率は11.6%で、県平均の12.8%を下回っています。リサイクル可能な紙類及びプラスチック類が可燃ごみとして排出されていることから、一層の分別の徹底、再資源化を推進する必要があります。
- 近年問題となっている「食品ロス」は、本市でも年間約1,105tに上っており、食品廃棄物の削減とともにフードバンク活動の推進が求められています。
- 「食品ロス」と並んで近年問題となっている海洋ごみは本市域では宮島の大江浦で特に顕著に見られます。漂着物は、プラスチック、ペットボトル、カキ養殖パイプなどが多くを占めます。

6. 公害苦情

現 状

令和5（2023）年度の公害苦情件数は80件で、平成29年より減少しました。内容的には、大気の苦情が34件、騒音・振動の苦情が21件などでした。大気は野焼き、その他はごみの不法投棄によるものです。

表2-3-13 公害苦情件数

年 度	大 気	水 質	騒音・振動	悪 臭	その他	合 計
平成29年度	55	11	10	8	25	109
令和2年度	41	5	7	13	14	80
令和5年度	34	8	21	8	9	80

資料：廿日市市、ゼロカーボン推進課

課 題

- 野焼きについての苦情が多く寄せられており、不適正な焼却設備の使用や野外焼却の自粛について、引き続き啓発を行っていく必要があります。
- 事業者による水質汚濁、工場や特定建設作業による騒音・振動について苦情が寄せられており、引き続きこれらの監視に努めていく必要があります。

7. 景観

現 状

（1）景観法と景観行政

景観は、常に市民のまわりにおいて日常的に目にするものであり、快適な環境を構成する最も基本的な要素です。後述する廿日市市景観計画では、景観を「目に映るものだけではなく、廿日市市の風土と、そこに育まれてきた歴史・文化、人々の暮らしや営みを総合的に表すもの」と定義しています。本市は瀬戸内海から中国山地まで多様な環境が広がり、景観的にも様々な構成要素があり、景観の形成及び保全は環境の側面からも重要な取組となります。

本市は平成16（2004）年に施行された景観法に基づく景観行政団体※であり、平成23（2011）年に「廿日市市景観条例」を制定し、平成24（2012）年に「廿日市市景観計画」（以下、「景観計画」という。）を策定、令和2（2020）年に改定しました。景観計画では、本市全域

※ 景観行政団体：景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体のことをいい、政令指定都市及び中核市以外の市町村は、都道府県との協議・同意により景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

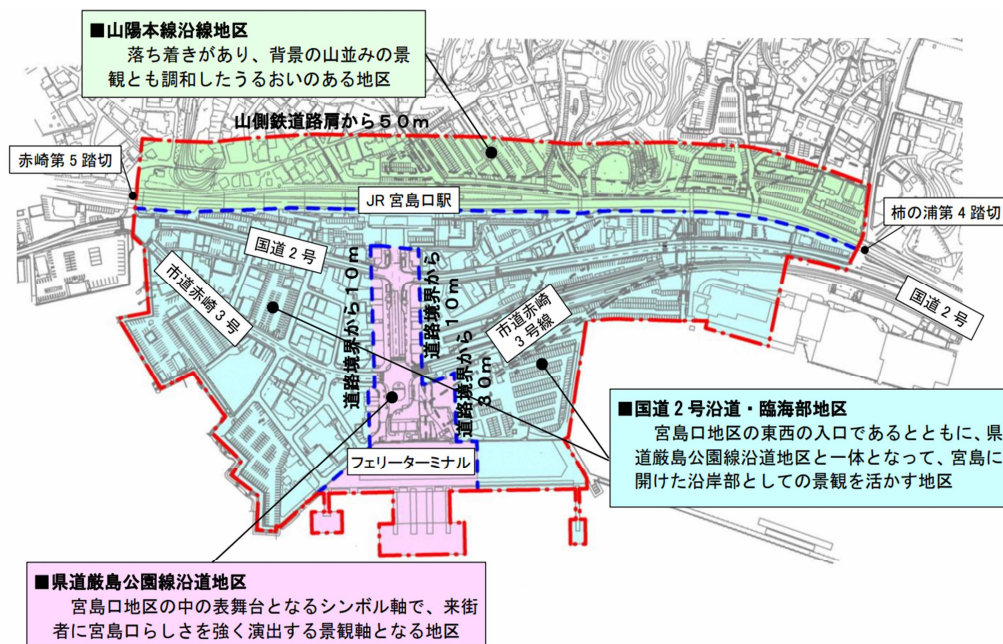
を景観計画区域とし、※※市域全体及び各地域別に景観形成の方針を定め、景観形成上特に配慮すべき行為を対象とした景観形成基準※※を定めています。また、より重点的な施策の実施が必要な区域や先導的な役割を果たすことが求められる区域を景観重点区域として指定することとしており、令和2年4月に『宮島口周辺区域』を指定しています。

(2) 宮島口周辺区域の景観形成

宮島口周辺地区については、平成28(2016)年にまちの将来像についての基本的な方針を示した「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」を策定し、まちづくりの施策の一つである「良好な景観形成」を推進しております。

これに伴い平成31年(2019)年に「宮島口地区景観ガイドライン」を策定、令和2(2020)年には景観重点区域に指定するとともに、「景観地区」を都市計画決定し、建築確認と連動させながら景観形成を推進しています。また、令和4(2022)年には公共サインを対象とした「宮島口地区 都市サイン計画」を策定し、宮島口地区の公共サインに関する方針等を示すことで、拠点機能を高めると共に宮島口地区の回遊性の向上を目指します。

現在、無電柱化や舗装の高質化、民間事業者へ景観形成に向けた支援事業等を行うなど、官民一体となって景観形成に取り組んでいます。



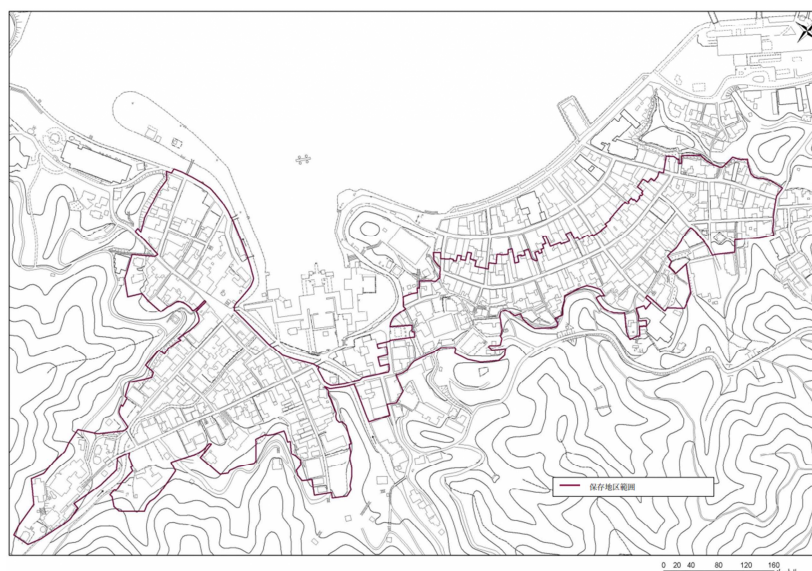
資料：廿日市市．宮島口地区景観ガイドライン．平成31年3月
図2-3-3 対象区域及び地区区分

※ **景観重点区域**：観計画の対象区域（景観計画区域）のうち、本市の景観形成において、より重点的な施策の実施が必要な区域や先導的な役割を果たすことが求められる区域として指定される区域。

※ **景観形成基準**：景観計画で定める届出を必要とする行為（届出対象行為）に対し、行為ごとに定められる良好な景観の形成のために必要な制限の基準。建築物又は工作物の形態意匠の制限、高さの制限、壁面位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度などがある。

（３）宮島の歴史的な町並み保全

室町時代から昭和のはじめにかけて形成された宮島の町並みを保全するために、本市では令和元（２０１９）年に西町と東町を「宮島町伝統的建造物群保存地区」に指定し、令和３（２０２１）年には国の「重要伝統的建造物群保存地区」として選定されました。また、令和６（２０２４）年に「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画」を策定し、保存のために必要な現状変更の規制や措置などを定めています。



資料：廿日市市．廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画．令和６年３月

図２－３－４ 廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区範囲図

課題

- 景観重点区域である宮島口周辺区域や重要伝統的建造物群保存地区である宮島の町並みは、景観形成・保全の取組が重点的に進められていますが、その他の地域でも景観形成・保全の取組を進めていく必要があります。
- 中山間地域である吉和・佐伯地域では、過疎・高齢化により耕作放棄地や里山の荒廃がみられ、放置された別荘地や自然景観と調和しない建築物や屋外広告物など、里地・里山景観を阻害する要素が増えています。
- 中心市街地である廿日市・大野地域では、市街地の背景や厳島神社大鳥居の借景となる緑豊かな丘陵地を保全し、宮島からの眺望に配慮した建築物・工作物等の規模・形態や色彩の誘導を図っていく必要があります。
- 特別史跡及び特別名勝、世界遺産に指定されている宮島地域では、伝統的建造物群保存地区の保存活用が進められていますが、保存地区は住民の生活の場であることにも十分配慮していく必要があります。また、保存地区だけでなく、弥山原始林や紅葉谷に代表される自然景観を保全していく必要があります。

8. 公園・緑地

現 状

本市の都市公園※は、表2-3-13のとおり235ヶ所、509.36haが整備されています（平成29（2017）年現在）。区域の大半が法規制によりレクリエーション地としての利用が制約される風致公園の宮島公園を除く1人当たり面積は8.04㎡で、国の定める標準面積10㎡／人を下回っています。

主要な公園としては、本市唯一の都市基幹公園※の佐伯総合スポーツ公園、市街地の中心に位置する地区公園の峰高公園、本市で一番最初にできた由緒ある公園の桂公園、けん玉をモチーフにした遊具などがある新しい公園の新宮中央公園（けん玉公園）などがあります。



写真 新宮中央公園（けん玉公園）

※ **都市公園**：都市計画法で規定される都市計画施設のひとつで、地方公共団体や国により設置される公園又は緑地。一般的にいう公園には営造物公園と地域制公園の2種類があり、営造物公園は都市公園のように国や地方自治体が土地を取得して整備するもので、地域制公園は国立公園や国定公園、自然公園のように一定の区域を指定し、土地利用の制限等を行うもの。

※ **都市基幹公園**：都市公園は、基幹公園、特殊公園、大規模公園、都市緑地等に類別される。このうち基幹公園は、住区を構成単位とする比較的小規模な住区基幹公園と、都市を構成単位とする比較的大規模な都市基幹公園に分けられる。都市基幹公園には、総合公園と運動公園がある。

表2-3-13 都市公園の整備状況

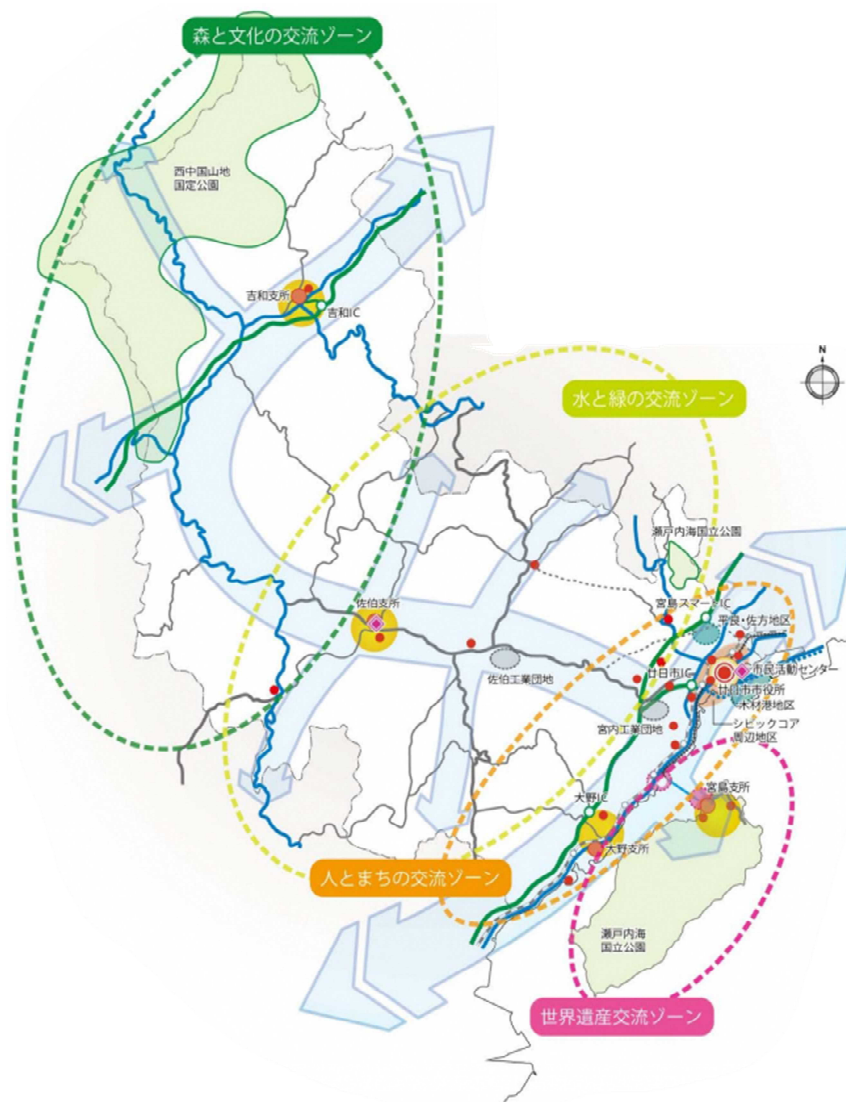
区分		箇所数 (ヶ所)	面積 (ha)	1人当たり面 積 (m ² /人)	主な公園
住区基幹公園	街区公園	204	29.55	2.63	
	近隣公園	8	22.05	1.96	桂公園、四季が丘公園、新宮中央公園（けん玉公園）など
	地区公園	1	6.17	0.55	峰高公園
都市基幹公園	運動公園	1	24.47	2.18	佐伯総合スポーツ公園
特殊公園	風致公園※	2	419.61	37.38	宮島公園、妹背の滝風致公園
緑地	都市緑地	15	3.15	0.28	
	緩衝緑地	2	3.75	0.33	
	緑道	2	0.61	0.05	
合計		235	509.36	45.38	
合計（宮島公園を除く）		234	90.26	8.04	

豊かな自然に恵まれた本市には、都市公園以外にも瀬戸内海国立公園や西中国山地国定公園などの自然公園、万古溪や大峯山などの県自然環境保全地域、東山溪谷緑地環境保全地域などの緑資源があります。

平成30（2018）年に策定された「廿日市市都市計画マスタープラン」においては、将来の都市構造についてゾーニングを行っていますが、市域の大部分を占める中・北部について中部は「水と緑の交流ゾーン」、北部は「森と文化の交流ゾーン」として、豊かな自然や各種施設を活かしたレクリエーションの場と位置づけています。



※ 風致公園：都市公園法において、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園などと同じく特殊公園に位置づけられる公園。主として樹林地、湖沼海浜等の自然の風景などを楽しむことを目的とする。都市公園である風致公園は原則として設置者に土地の権原があり、土地の権原に係らず、風致維持のため厳しい制限を行う国立公園や国定公園などの自然公園とは性格が異なる。



資料：甘日市市，甘日市市都市計画マスタープラン，平成30年3月
図2-3-5 将来の都市構造図

課題

- 1人当たりの公園・緑地の面積は、宮島公園を除くと 8.04m^2 で標準面積を下回っており、公園・緑地の整備を進める必要があります。
- また、地域別の1人当たり面積は、佐伯総合スポーツ公園が位置する佐伯地域の 29.91m^2 以外は数 m^2 と低くなっており、これらの地域には、近隣公園、街区公園など住区基幹公園を計画的に整備する必要があります。

4. 地球環境

現 状

1. 廿日市市の取組

本市においては、令和4（2022）年6月、令和32（2025）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、市民、事業者、行政の「オールはつかいち」で2050年カーボンニュートラルの実現に取り組むこととしています。

令和5（2023）年には、宮島地域が全国で11番目、中四国・九州地方では初めて環境省の「ゼロカーボンパーク」に登録され、環境に優しい移動手段としてグリーンスローモビリティ（グリスロ）を活用したガイドツアーに関する実証試験を行いました。



写真 グリーンスローモビリティ

令和6（2024）年3月には、「廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」という。）を策定、「廿日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、市域全域及び市の事務事業におけるCO₂の削減目標を設定するとともに、そのための政策も明らかにしました。

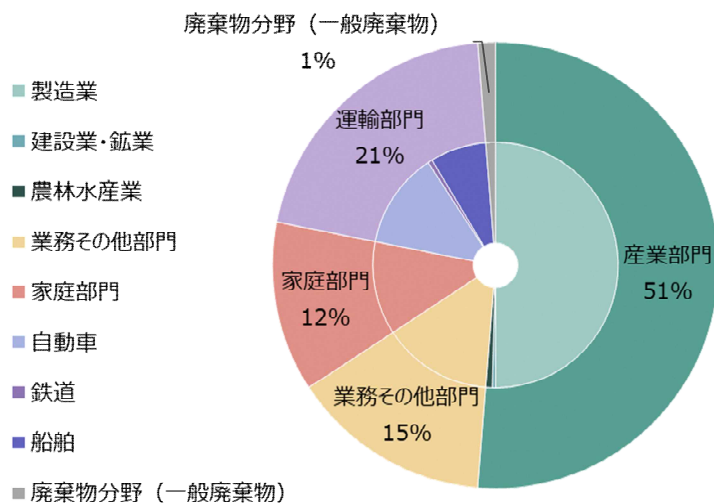
2. CO₂排出量

（1）部門・分野別*CO₂排出量

環境省の「自治体排出量カルテ」によれば、本市の令和3（2021）年度におけるCO₂排出量は1,173千t-CO₂と推計されます。

部門・分野別の排出量の内訳は、図表2-4-1のとおり産業部門が最も多く51%、次いで運輸部門21%、業務その他部門15%、家庭部門12%となっています。

* 部門・分野別：日本の二酸化炭素排出量は統計上、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）の5つの部門に区分されている。業務その他部門は、第3次産業に属する企業・個人が事業所の内部で消費したエネルギー消費を表す部門。ただし、事業所外部での移動・輸送に利用したものは運輸部門に計上する。農家や小売の個人企業の自宅での混合消費は家庭部門に計上する。家庭部門は、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表す部門。ただし、自家用車や公共交通機関など人・物の移動に利用したものは運輸部門に計上する。業務その他部門と家庭部門を合わせた部門を民生部門と言い、民生部門は他の部門と異なり、排出削減が相対的に進まなかったことから、我が国の大きな課題となっている。



部門・分野	令和3年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合 計	1,173	100%
産業部門	601	51%
製造業	586	50%
建設業・鉱業	5	0%
農林水産業	10	1%
業務その他部門	170	14%
家庭部門	145	12%
運輸部門	242	21%
自動車	148	13%
旅客	86	7%
貨物	62	5%
鉄道	7	1%
船舶	86	7%
廃棄物分野（一般廃棄物）	15	1%

資料：環境省．自治体排出量カルテ

図表2-4-1 部門・分野別CO₂排出量

(2) CO₂排出量の推移

本市のCO₂排出量の推移は図2-3-9のとおりで、平成28（2016）年度より減少傾向にありましたが、令和3（2021）年度は微増しました。令和元（2019）年度からの減少は、コロナ禍による社会経済活動の停滞によるものと考えられます。

令和3（2021）年度のCO₂排出量は、平成25（2013）年度※の排出量1,415千t-CO₂と比較して17.1%減少しています。

※ 令和3（2021）年4月、菅首相はわが国の2030年度における温室効果ガスを、平成25（2013）年度比で46%削減することを表明しました。

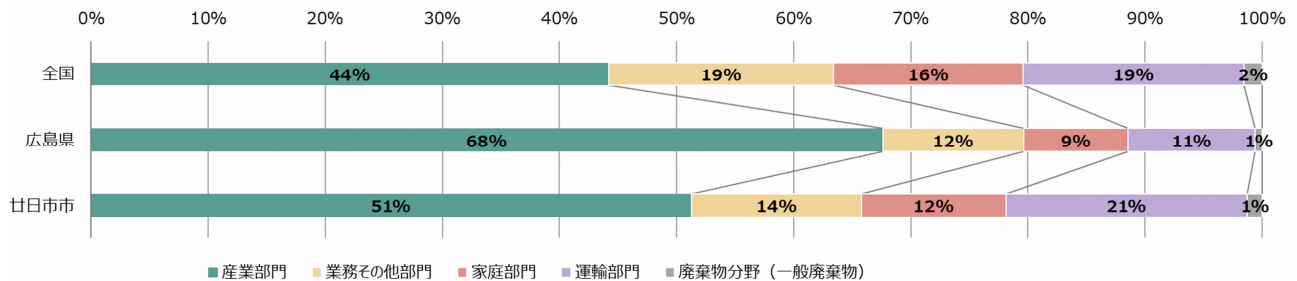


資料：環境省．自治体排出量カルテ

図2-4-2 CO₂排出量の推移

(3) 全国及び広島県との比較

部門・分野別の構成を広島県と比較してみると、産業部門の割合が少なく、運輸部門の割合が多くなっています。全国と比較してみると、業務その他部門と家庭部門の割合がやや少なく、産業部門と運輸部門の割合がやや多くなっています。



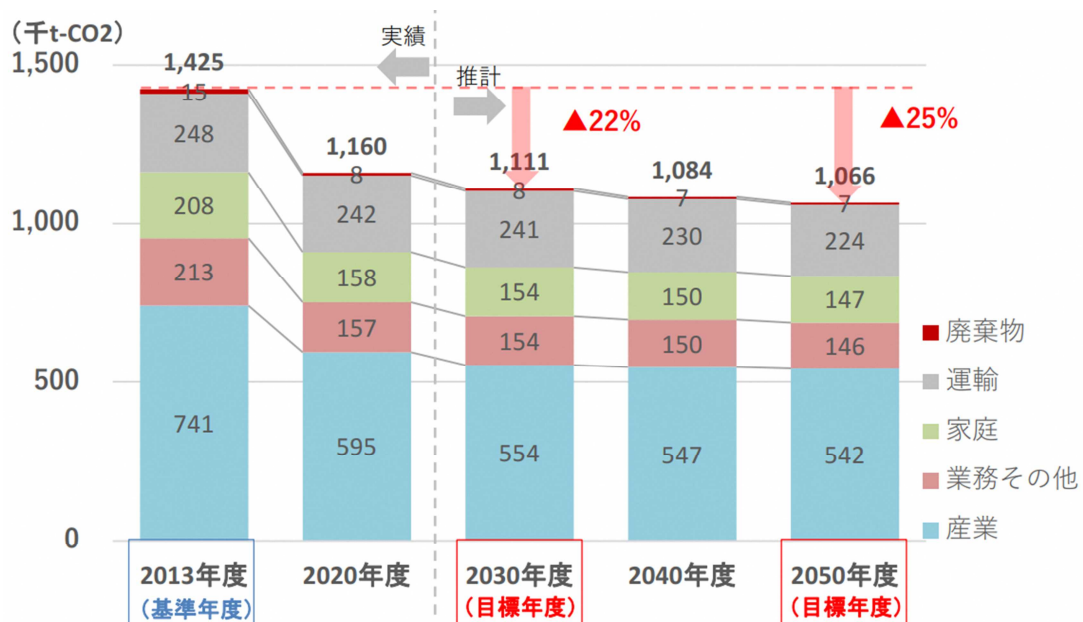
資料：環境省、自治体排出量カルテ

図2-4-3 全国及び県との比較

課題

(1) CO₂排出量の将来推計（現状趨勢ケース）

区域施策編においては、現状趨勢ケースとして本市のCO₂排出量を令和12（2030）年度には1,111千t-CO₂（平成25（2013）年度の約78%）、令和32（2050）年度には1,066千t-CO₂（平成25（2013）年度の約75%）になると予測しています。



資料：廿日市市、廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、令和6（2024）年

図2-4-4 CO₂排出量の将来推計（現状趨勢ケース）

(2) CO₂排出量の削減目標と削減項目

区域施策編では、表2-4-1のように削減目標を設定しています。

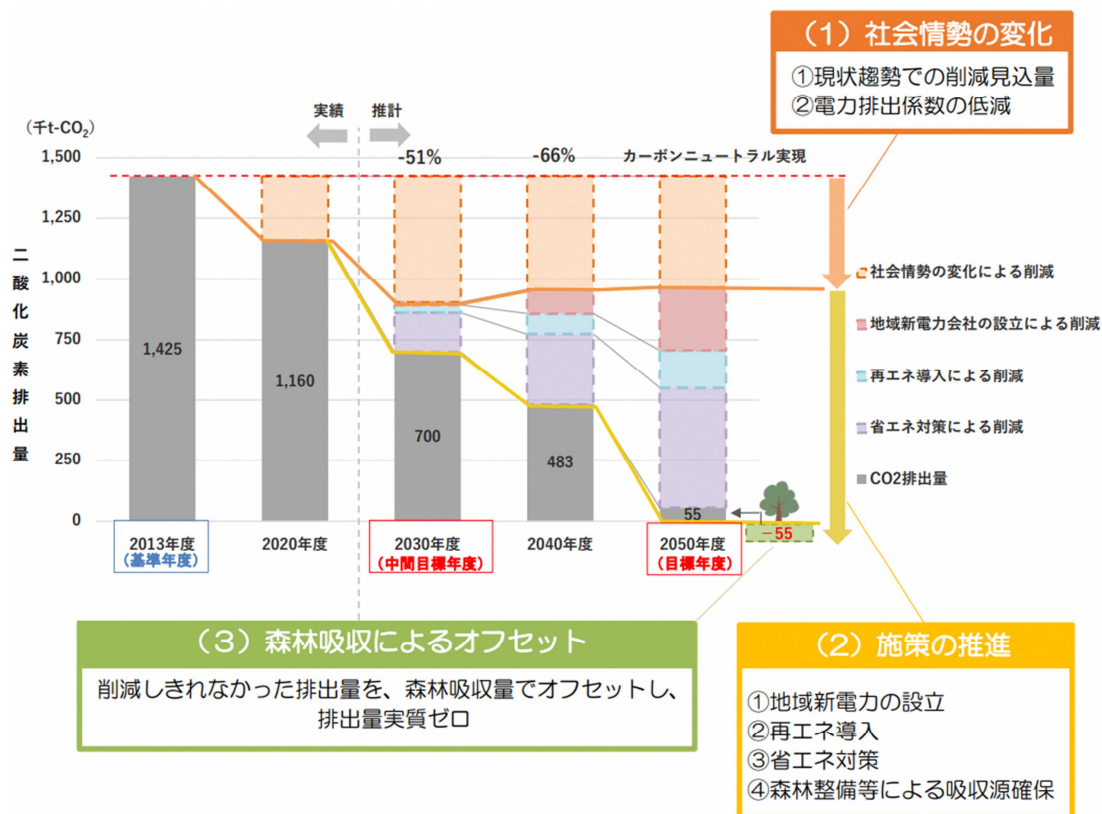
表2-4-1 削減目標

年度	2030	2040	2050
削減目標（2013年度比）	51%削減	66%削減	100%削減（カーボンニュートラル）
排出量（千t-CO ₂ ）	699.1	483.6	0.00
削減量（千t-CO ₂ ）	724.9	942.4	1,425.0※

※ 2050年度の合計は、森林吸収等によるオフセット分（▲54.6千t-CO₂）を含めた数値

また、削減のための取組として、下記の3つを設定しています。

- ① 社会情勢の変化による削減：現状趨勢での削減、電力排出係数※の低減
- ② 施策の推進による削減：地域新電力の設立、再エネ導入、省エネ対策、森林整備による吸収源確保
- ③ 森林吸収によるオフセット

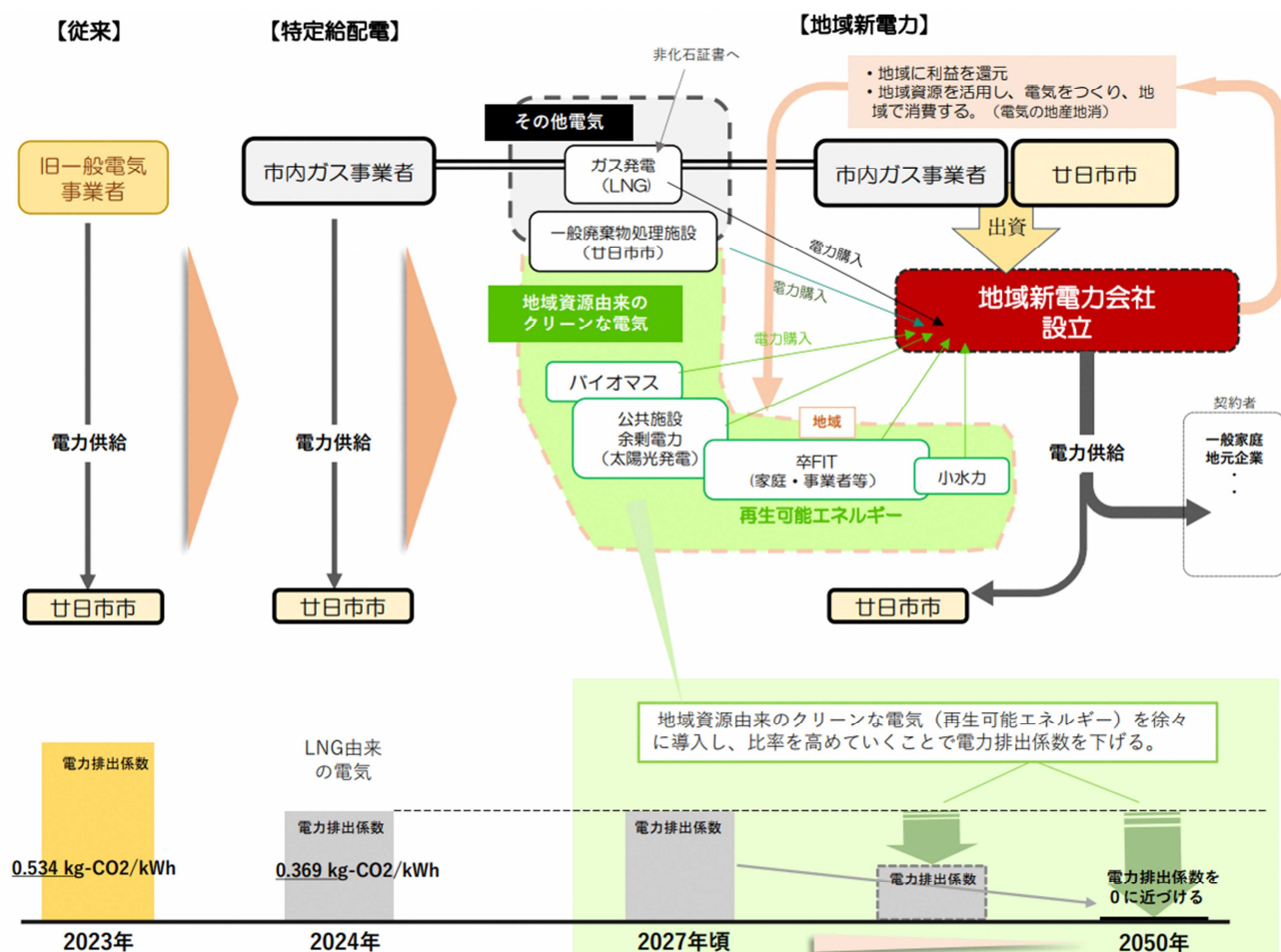


資料：廿日市市、廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、令和6（2040）年
図2-4-5 CO₂排出量素の対策ケース（削減項目別）

※ **電力排出係数**：電力供給1kWhあたりのCO₂排出量を示す係数で、発電事業者ごとに異なる。電力に係るCO₂排出量は、電気使用量×CO₂排出係数で求められる。CO₂が発生する火力発電の割合が多いほどCO₂排出係数は大きくなる。CO₂排出係数には、発電の際に排出したCO₂排出量を販売した電力量で割った値である基礎排出係数と、調達した非化石証書等の環境価値による調整を反映した調整後排出係数がある。

(3) 地域新電力の設立

区域施策編で設定した取組のひとつである地域新電力については、広島ガス（株）の廿日市市場で発電した電力を市内公共施設に供給する特定給配電契約を発展させ、設立を検討します。地域新電力の設立により、電力の地産地消の推進や、再エネ比率を高めた二酸化炭素排出係数の低い電気を地域へ供給するだけでなく、利益を活用し市内での脱炭素化の推進と地域課題の同時解決を図ることを目指します。また、そのために、マイクログリッド（小規模電力網）の形成を推進します。



資料：廿日市市、廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、令和6（2024）年

図2-4-6 地域新電力導入イメージ

3. 再生可能エネルギー

現 状

(1) 再生可能エネルギー導入の現状

本市では、普及啓発や災害時のライフライン確保などを目的に本庁舎・文化センター（40kW）をはじめ、廿日市浄化センター（442kW）や大野浄化センター（245kW）など23ヶ所の公共施設に太陽光発電システムを設置しています。また、大野寮跡地（2100kW）など5

ヶ所の公共施設で土地貸し、四季が丘中学校（97.2kW）など16ヶ所の公共施設で屋根貸しによる太陽光発電システムを導入しています。

また、ひろしま再生可能エネルギー推進有限責任事業組合の「地域還元型再生可能エネルギー導入事業」により、大野太陽光発電所（2,163kW）が整備され、発電事業によって得られる収益は地域に還元されています。

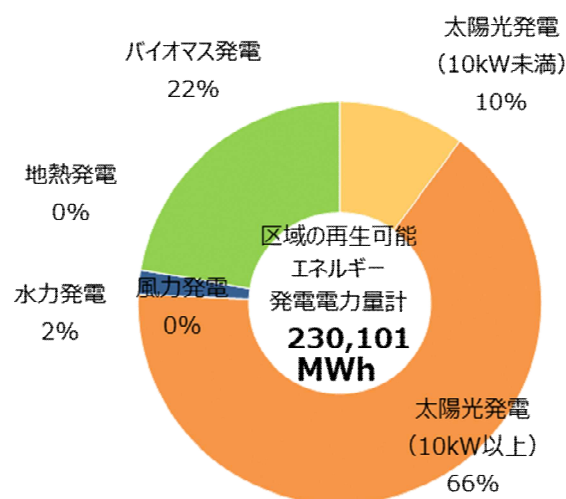


写真 左）市役所本庁舎の太陽光パネル 右）大野太陽光発電所

（２）再生可能エネルギーによる発電電力量

環境省の「自治体排出量カルテ」によれば、本市の令和4（2022）年度の再生可能エネルギーによる発電電力量は、230,101MWhと推計されます。このうち産業用である10kW以上の太陽光発電が66%を占め、次いでバイオマス発電が22%、10kW以下の家庭用太陽光発電が10%となっています。

※ 再生可能エネルギーによる発電電力量は、区域の再生可能エネルギーの導入容量と調達価格等算定委員会「調達価格等に関する意見」の設備利用率から推計したもの



資料：環境省、自治体排出量カルテ

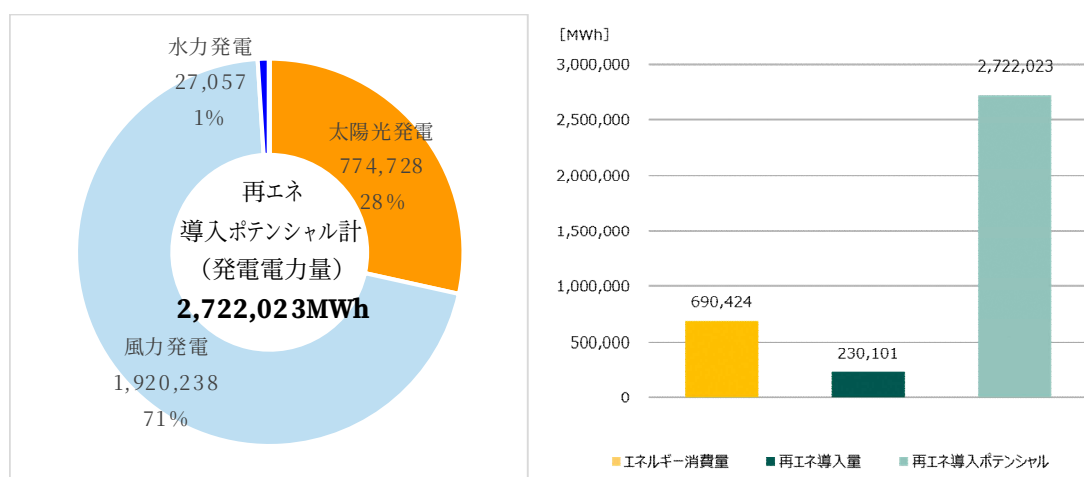
図2-4-7 再生可能エネルギーによる発電電力量

（３）再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省の「自治体排出量カルテ」によれば、本市の令和４（２０２２）年度の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（発電電力量）※は２，７２２，０２３MWhで、風力発電がその７１％を占め、次いで太陽光発電が２８％で、この２つでそのほとんどを占めています。

現在のエネルギー消費量６９０，４２４MWhに対し再生可能エネルギー導入量はその３３．３％の２３０，１０１MWhで、再生可能エネルギー導入ポテンシャルはその３．９倍となっています。

※ 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量（賦存量）のうち、法令、土地用途などによる制約（国立公園、土地の傾斜、居住地からの距離等）があるものを除いたエネルギー資源量の推計値



資料：環境省、自治体排出量カルテ を基に作成

図2-4-8

左) 再エネ導入ポテンシャル（発電電力量）の内訳

課題

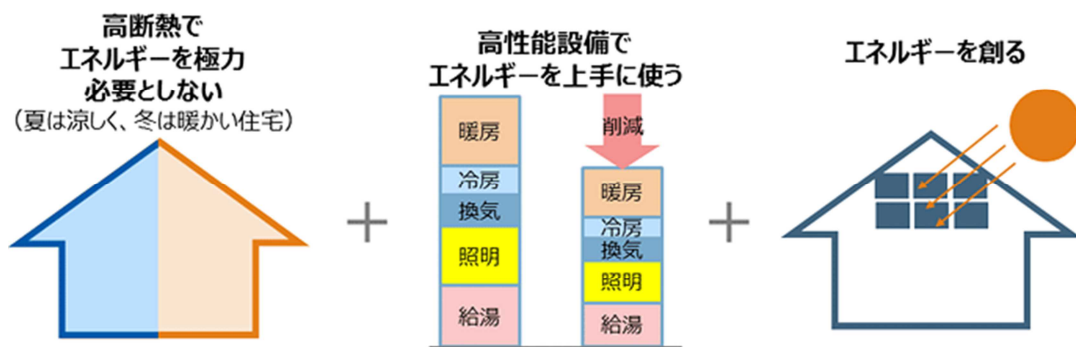
- 本市における再生可能エネルギーの導入は太陽光発電が中心で現在のエネルギー消費量の1／3しか活用できていません（再生可能エネルギー自給率33．3％）。一方、風力発電がその7割を占める再生可能エネルギー導入ポテンシャルはエネルギー消費量の4倍近くもあり、一層の再生可能エネルギーの導入が求められます。
- しかしながら、豊かな自然資源に対する様々な法適用のある本市では、風力発電や太陽光発電の施設整備にあたっては、環境に対して慎重な配慮が求められます。

4. 省エネルギー

(1) ZEB・ZEH

省エネルギーには様々な取組がありますが、建物の断熱化、高気密化によりエネルギー使用量を減らすことが最も効果的です。さらに、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで（創エネ）建物で消費するエネルギー収支をゼロにするZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング：Net Zero Energy Building）やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス：Net Zero Energy House）の導入を推進します。令和3（2021）年に閣議決定された第6次エネルギー基本計画においても、「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指す」、また、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」という政府目標が挙げられています。

区域施策編の「地球温暖化対策に関する施策」の「省エネ対策」においては、事業者（業務その他部門）に対しては「新築、改築時におけるZEBの導入割合」、家庭部門に対しては「新築、改築時におけるZEHの導入割合」を唯一の目標設定項目としてあげています。



資料：資源エネルギー庁 ホームページ

図2-4-9 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

(2) 補助金による支援

本市では、市民に対しては、前述のZEHの実現に向けて住宅の断熱性の向上や高効率給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する補助事業「住宅省エネ2024キャンペーン」や「住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金」、事業者に対しては、「事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金」などの補助事業による資金援助を行なっています。また、自動車については、「電気自動車等導入促進補助金」「次世代自動車導入促進補助金」などの補助事業による資金援助を行なっています。

5. 環境活動

現 状

1. 環境保全

(1) 地域との協働による清掃活動

本市では、各地域の公衆衛生推進委員会（以下、「公衛協」という。）主催により、市民による一斉清掃等が実施されています。地域によっては、ボランティア団体の参加もあり、沿道・海・川などの清掃活動が行われています。

令和5年（2023）年度は、廿日市地域で実施された市内一斉清掃に、13,110名の参加がありました。

表2-5-1 市内一斉清掃（廿日市地域）参加者数

年 度	参加者数
平成29年度	16,933
令和2年度	中止
令和5年度	13,110

資料：廿日市市ゼロカーボン推進課



写真 地域との協働による清掃活動

(2) 海のクリーンアップ作戦

本市では毎年、公衆衛生推進協議会等との共催で、海岸漂着ごみを回収・処分し、良好な景観及び環境の保全を図るために、市民参加による海岸清掃活動「海のクリーンアップ作戦」を行っています。令和5（2023）年度は扇園海岸と大野鳴川海岸で実施し、約290名参加しました。



写真 海のクリーンアップ作戦の様子（令和5年 扇園海岸）

2. 環境学習

（1）自然観察・自然保護

豊かな自然見恵まれた本市には、各地域の施設やフィールドを拠点として、様々な自然観察・自然保護活動が行われています。

おおの自然観察の森や宮島水族館では、毎年様々な自然観察会等のイベントを開催しています。広島県を事務局とする「ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会」では、環境学習や講演・研修の実施とともに、市民参加によるミヤジマトンボの生息地の整備を行っています。

「宮島地区パークボランティアの会」は、宮島を中心とした瀬戸内海国立公園内を活動範囲として、環境省と連携して自然観察会や清掃活動、施設の維持修繕を行っています。

（2）親子向け環境講座等の実施

本市では毎年、小学生とその保護者を対象に、春休みや夏休みを利用して屋外での自然観察「親子向け環境講座」を実施しています。令和5年度は、春休みに宮島包ヶ浦自然公園において植物観察と海の生き物調べを行いました。

また、小学生を対象として、動植物と触れ合う体験学習「水辺・里山教室」、地球温暖化の原因と影響について考え学習する「地球温暖化防止教室」、ラムサール条約やミヤジマトンボの生態を学習する「ラムサール条約特別教室」を開催しています。



写真 宮島包ヶ浦自然公園での親子向け環境講座の様子

3. 啓発活動

(1) はつかいち環境フェスタ

本市では毎年、廿日市市公衆衛生推進協議会、(一財)広島県環境保全公社と連携し、「はつかいち環境フェスタ」を開催しています。本イベントは、市民・事業者が地球温暖化をはじめとする環境問題や環境保全への関心と理解を深め、各団体・企業などの取組について知ることで、一人ひとりが環境保全へ取り組むきっかけ作りの場となることを目的として開催するものです。



写真 はつかいち環境フェスタの様子

課 題

- 地域清掃などの環境活動は地域との協働によりなされるものですが、近年は、地域のコミュニティが希薄になりつつあり、活動に参加する人も限られた住民となる傾向があります。今後は、世代や年代の枠を超え、活動に参加する住民の枠を広げていく必要があります。
- 本市には、大企業や特色を持つ企業も多く存在しており、今後はこれらの事業者とも、更に積極的に連携して環境活動を推進していく必要があります。
- 宮島をフィールドとした環境活動が盛んですが、本市の特徴的環境資源である中国山地や中山間地域を対象とした活動の拡大も望まれます。

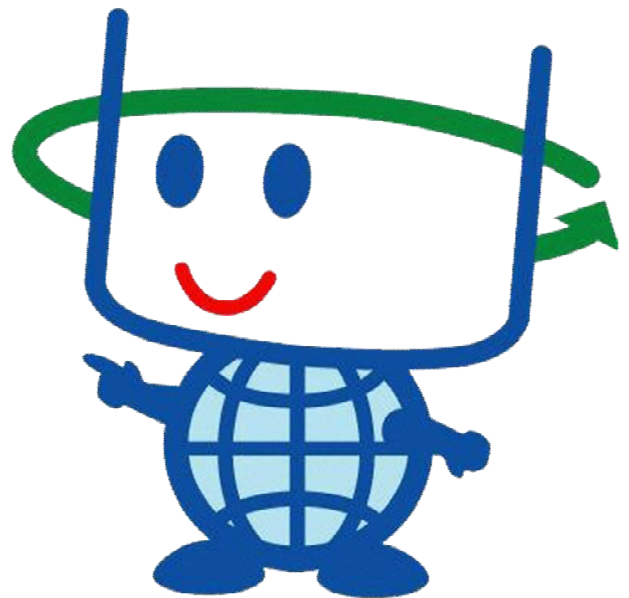
6. 環境の課題

これまで述べてきた本市における環境の課題は以下のとおりです。

自然環境 の課題	【生態系の保全】野生生物は、多くの生きもののかかわりの中で生息しており、生息環境も含め、生態系全体を保全していく必要があります。そのため、希少種だけでなく、普通種についても配慮していくことが必要です。 【里山】里山や中山間地域の荒廃により、生物の生育・生息空間が脅かされ、鳥獣被害が発生しています。 【ミヤジマトンボ】台風や集中豪雨による生息地への土砂の流入や海砂の堆積、生息環境のヒトモトスキのイノシシによる食害などにより脆弱な生息地が狭小化しており、生息地の適切な維持管理の継続が必要です。 【外来生物】アルゼンチンアリなどの外来生物により、生態系が脅かされています。
生活環境 の課題	【河川水質】佐方川水系は類型指定されていませんが、近隣の河川が指定されているB類型をあてはめると、環境基準を超過しています。 【湖沼水質】渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）の水質は、CODは環境基準を達成していますが、全窒素及び全りんは環境基準を超過しています。 【海域水質】大野瀬戸東の水質は、全窒素は環境基準を達成していますが、COD及び全りんは環境基準を超過しています。 【道路交通騒音】24時間調査では、一般国道2号の大野（宮島口）で等価騒音レベルは昼間・夜間のいずれも環境基準を超過しています。騒音マップ調査では、等価騒音レベルは前空六丁目、宮島支所、古川あいあい公園の3地点で環境基準を超過しています。 【航空機騒音】市内3ヶ所の測定地点すべてで騒音レベル70dB以上の航空機騒音が観測された日数は130日を、騒音レベルの最大値は80dBを越えています。 【ごみ排出量】本市のごみ排出量の65%を占める家庭系ごみの排出量原単位は、県平均を上回っており、家庭ごみの排出削減が求められます。また、本市のリサイクル率は県平均を下回っており、一層の分別の徹底、再資源化を推進する必要があります。 【公害苦情】野焼きについての苦情が多く寄せられており、不適正な焼却設備の使用や野外焼却の自粛について、引き続き啓発を行っていく必要があります。事業者による水質汚濁、工場や特定建設作業による騒音・振動について苦情が寄せられており、引き続きこれらの監視に努めていく必要があります。 【景観】宮島口や宮島だけでなく、その他の地域でも景観形成・保全の取組を進めていく必要があります。 【公園・緑地】1人当たりの公園・緑地の面積は、標準面積を下回っており、公園・緑地の整備を進める必要があります。特に、近隣公園、街区公園など住区基幹公園を計画的に整備する必要があります。
地球環境 の課題	【CO₂削減目標】CO₂を2013年度比で2030年度に51%、2040年度に66%、2050年度に100%削減していく必要があります。 【地域新電力の設立】地域新電力の設立により、電力の地産地消や、再エネ比率を高めた二酸化炭素排出係数の低い電気の地域への供給を推進していく必要があります。 【再生可能エネルギーの推進】本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルはエネルギー消費量の4倍近くもあり、一層の再生可能エネルギーの導入が求められます。 【省エネルギーの推進】補助金等を活用し、ZEB・ZEHを推進していく必要があります。
環境活動 の課題	【地域活動への参加】地域のコミュニティが希薄になる中、地域清掃などの環境活動は、世代や年代の枠を超え、参加する住民の枠を広げていく必要があります。 【企業との連携】本市を代表する大企業や特色のある企業とも更に連携を強め、環境活動を推進していく必要があります。 【中山間地域での活動】本市の特徴的環境資源である中国山地や中山間地域を対象とした活動の拡大も望まれます。

第3章

基本的方針



甘日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

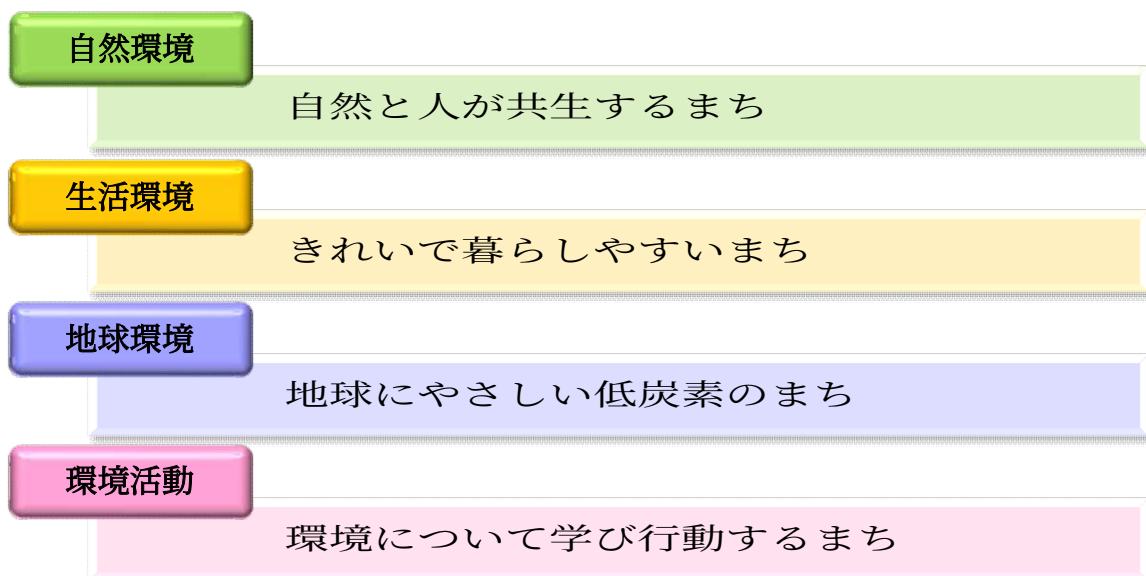
1. 環境の将来像

本市が目指す環境の将来像は、瀬戸内海から中国山地まで及ぶ広大な市域を持ち、海から山（緑）につながる豊かな環境の中で、そこに暮らす人々が協働し、より良い環境づくりに向けて取り組んでいくことを目指し、前計画と同様に、「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」とします。



2. 基本目標

本計画の対象とする4つの分野（3つの基本的な環境と、それらすべてに関わる環境活動を加えた4つ）について、それぞれ基本目標を設定します。



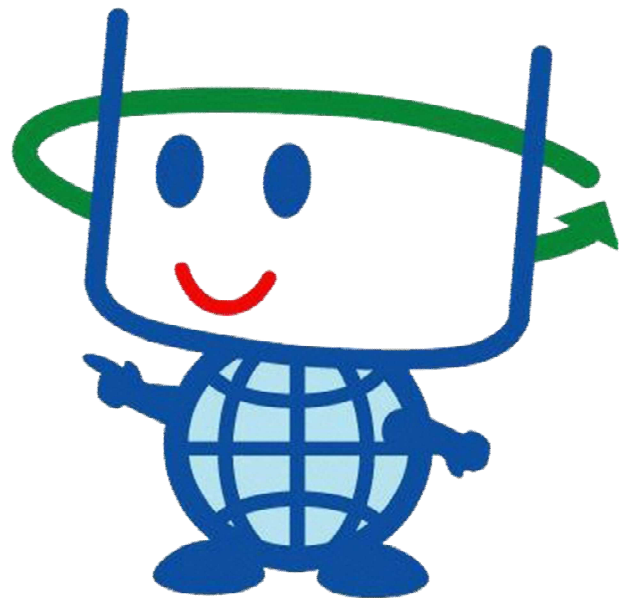
3. 施策の体系

「環境の将来像」及び「基本目標」から基本的施策への展開を体系的に表すと次のようになります。

環境の将来像	基本目標	基本的施策
海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち	1 自然環境 自然と人が共生するまち	1－1．野生生物の暮らしを守ります
		1－2．豊かな森林や農地を守ります
		1－3．自然とのふれあいを大切にします
	2 生活環境 きれいで暮らしやすいまち	2－1．清潔で静かな生活を守ります
		2－2．ごみを適正に処理します
		2－3．美しいまちづくりを進めます
	3 地球環境 地球にやさしい低炭素のまち	3－1．低炭素のまちづくりを進めます
		3－2．再生可能エネルギーの利用を進めます
		3－3．市の排出する温室効果ガスを削減します
	4 環境活動 環境について学び行動するまち	4－1．環境にやさしい活動を実践します
		4－2．環境についてみんなで共に学びます

図3－3－1 施策の体系

第4章 基本的施策



甘日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 自然環境

自然と人が共生するまち

1. 野生生物の暮らしを守ります

令和3（2021）年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するという30by30目標を約束し、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）を打ち出しました。そして、令和4（2022）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」2030年グローバルターゲットの一つとして、30by30目標が採択されました。

わが国ではこの新枠組を踏まえ、令和5（2023）年3月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略2023－2030」を閣議決定し、2030年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置づけました。そしてその目標達成のためにどのように生物多様性を守ることに役立っているか、企業有林や里地里山など生物多様性保全に貢献している場所（OECM）を専門家が評価し、環境省が「自然共生サイト」として認定して国際データベースに登録する仕組みが令和5（2023）年度から始まりました。

本市は、瀬戸内海から中国山地まで及ぶ広大な市域を持ち、多様な自然環境を有する本市には、県による特定野生生物種であるミヤジマトンボを始めとして、多くの希少な野生生物が生育・生息しており、30by30目標をふまえながら、これらの野生生物とその生育・生息環境を保全していくことが求められます。

一方、アルゼンチンアリなどの外来生物により生態系が脅かされており、これらについても対策が必要です。

市民の取組

- 市内に生育・生息する野生生物に関心を持ち、生育・生息場所の清掃活動や保全活動などに協力します。
- 外来生物問題に関心を持ち、アルゼンチンアリの一斉防除活動などに取り組みます。
- 自然の生態系を保全するため、ペットとして飼っている外来生物などは、自然の中に捨てません。

事業者の取組

- 市内に生育・生息する野生生物に関心を持ち、生育・生息場所の清掃活動や保全活動などに協力します。
- 外来生物問題に関心を持ち、アルゼンチンアリの一斉防除活動などに協力するほか、外来生物の運搬・保管などを行いません。
- 事業活動の実施に際しては、自然の生態系に配慮した手法を採用するなど、環境負荷の低減を図ります。

市の取組

- 希少な野生生物とともに、その生育・生息基盤となる自然環境を保全します。また、希少な野生生物の保全に関する啓発活動を行います。
- アルゼンチンアリに関する勉強会を開催するなど、関係機関と連携してアルゼンチンアリ対策に取り組みます。
- 公共事業の実施に際しては、自然の生態系に配慮した工法を採用するなど、環境負荷の低減を図ります。

外来生物被害予防三原則について

もともとその地域にはいなかったのに、人間の様々な活動により、他の地域から持ち込まれた生物のことを外来生物といいます。

外来生物の中には、もともといた野生生物の住み家やえさを奪い、根絶やしにすることでその地域の生態系のバランスを崩したり、人間を刺したりかんだりすることで直接危害を加えたり、様々な悪影響をもたらすものもあります。

また、外来生物の中には、生命力が強く、新たに侵入した地域で、瞬く間に勢力を拡大していく種類もあり、いったん広まってしまった外来生物*を駆除するのは容易なことではありません。

そのため、環境省では、外来生物*による被害を予防するために、「入れない」「捨てない」「拡げない」の「外来生物被害予防三原則」を呼び掛けています。

- 1 **入れない** ⇒ 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物*をむやみに持ち込まない
- 2 **捨てない** ⇒ 飼っている外来生物がいる場合は絶対に自然の中に捨てない
- 3 **拡げない** ⇒ 自然の中にいる外来生物はそれ以上他の地域に拡げない

2. 豊かな森林や農地を守ります

森林や農地は、林業や農業の対象としてだけでなく、水源かん養や生物の生育・生息の場、さらには二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っています。しかしながら、里地里山や中山間地域の荒廃により、これらの機能が脅かされています。また、そのことにより、鳥獣被害が発生しています。特に、佐伯地域や吉和地域に広がる森林や農地は、環境保全の立場から重要であり、これらの環境を守っていく必要があります。

市民の取組

- 木材製品を購入する際は、森林保全等に寄与する環境配慮型商品の購入に努めます。また、木材製品や農産物は地元産を購入するなど、地産地消に取り組みます。

- 植林や間伐※などのボランティア活動や森林・林業体験活動に参加し、市民参加・市民協働による森づくりに協力します。
- 市内に点在する果樹や野菜などの観光農園を活用したり、市民農園を利用したりするなど、農業を楽しみながら身近に体験します。
- 鳥獣被害地域では、被害地域と周辺地域との協力体制を構築します。また、地域住民が自ら対策に取り組むことができるよう鳥獣被害対策勉強会に積極的に参加します。

事業者の取組

- 森林保全等に寄与する環境配慮型の木材製品を流通させるとともに、木材製品の地産地消に取り組みます。
- 地元産の安全で安心できる農産物を消費者に提供するなど、農産物の地産地消に取り組みます。
- 農薬や化学肥料の使用を抑制するなど、自然と調和した環境保全型農業※の推進に努めます。
- 関係機関と連携して、植林や間伐※などのボランティア活動や森林・林業体験活動を支援します。

市の取組

- 間伐による人工林の健全化や放置山林の整備などにより、森林の適正な整備保全を推進します。
- 森林保全等に寄与する環境配慮型の木材製品を啓発するとともに、木材製品の地産地消を推進します。
- 農地の遊休・荒廃化の防止や農地の集積・有効利用等に取り組み、農地の保全を図ります。
- 低農薬や有機栽培など環境にやさしい農業の普及や農産物の地産地消を推進します。
- 林業・農業体験活動やボランティア活動による市民参加の森づくりや市民農園の活用を推進します。
- 鳥獣被害対策として、侵入防止柵の設置、追い払い活動、緩衝帯の設置などの被害防止実践活動のほか、研修会・勉強会の実施などの被害防止対策を推進します。

3. 自然とのふれあいを大切にします

瀬戸内海から中国山地まで広がる本市には、多様な自然環境を反映して海や島、山岳や田園、森林や溪谷・滝などの様々な自然資源があります。これらの自然環境を活用した、もみのき森林公園やおおの自然観察の森や観光農園などの自然とふれあえる様々な施設があります。また、宮島水族館では、干潟にすむ生き物の観察会を行うなど、自然とふれあえる体験型の学習会を開催しています。今

※ **間伐**：育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材と呼ばれる。一般に、樹木の更新を目的とした最終的な伐採である主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施する。

※ **環境保全型農業**：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の使用等による環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業。

後も、本市の恵まれた資源や施設を活用した、こうした自然体験活動を推進していく必要があります。

市民の取組

- 生き物観察会などの自然とふれあえるイベントに積極的に参加し、自然に親しみます。
- おおの自然観察の森や宮島水族館などの自然とふれあえる施設を積極的に活用します。

事業者の取組

- 本市の豊かな自然を活用した生き物観察会などに積極的に協力します。
- おおの自然観察の森や宮島水族館などの自然とふれあえる施設を積極的に活用します。

市の取組

- 本市の豊かな自然を活用した生き物観察会の開催など市民が自然とふれあえる機会を確保します。
- おおの自然観察の森、宮島水族館などの自然にふれあえる施設を積極的に周知します。



写真 干潟観察会（宮島水族館主催）

環境指標

環境指標	基準値 (基準年度)	現況値 (中間年度)	進捗状況	目標値 (目標年度)
自然環境の保全状況などに対して肯定的な回答をした市民の割合	13.1% (H30 年度)	20.1% (R5 年度)	○	20.1% (R11 年度)

2. 生活環境

きれいで暮らしやすいまち

1. 清潔で静かな生活を守ります

大気汚染の原因には、自動車から出る排気ガス、工場から出るばい煙、ごみの不適正焼却などがあります。また、近年では微小粒子状物質（PM_{2.5}）※についても注意が必要となっています。本市では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について環境基準を達成しており、良好な大気の状態を保っています。

水質汚濁の原因には、工場や事業場などから放流された排水や、私たちの家庭から流される生活排水などがあります。本市では、小瀬川水系の河川と、大野瀬戸東の海域で環境基準を達成していません。また、事業場による水質汚濁について苦情が寄せられることもあります。

騒音・振動の原因には、工場や事業場の事業活動、建設作業、交通機関などがあります。本市では、道路交通騒音で基準値を超過している地点があります。また、軍用機などの低空飛行による騒音や特定建設作業※などによる騒音・振動について苦情が寄せられることもあります。

生活に身近な環境を良好な状態を保ち、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動を防止するためには、引き続きこれらの監視を行うとともに、発生源への指導・啓発に取り組んでいく必要があります。

市民の取組

- 台所から油を直接排水しないなど家庭でできる水質汚濁の防止に取り組みます。
- 近隣の住民の迷惑となる生活騒音などの発生を抑制します。
- 自家用車を購入する際は、エコカーの導入に努めます。また、運転する際はエコドライブ※を実践します。
- 遠方へ外出する際は、できるだけ自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。また、近隣への外出は、徒歩や自転車により行います。
- 基準を満たさない焼却炉やドラム缶、一斗缶などによるごみの焼却（野焼き）は行いません。
- 公共下水道※が整備されていない地域では、浄化槽を早期に設置し、定期点検や定期清掃など適正な管理を行います。

事業者の取組

- 法令を遵守し、低公害型の設備機器を導入し、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止など

※ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が2.5 μm以下の粒子状物質を指し、PM_{2.5}ともいう。非常に小さい粒子のため肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響に加え、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

※ 特定建設作業：著しい騒音又は振動を発生する建設工事の作業であって、騒音規制法、振動規制法及び条例で定められているもの。指定地域内で特定建設作業を行う場合は、届出の必要があり、騒音の大きさ、作業時間、作業日などに規制がある。

※ エコドライブ：省エネルギーや大気汚染物質の排出削減のための運転技術。アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等が挙げられる。

※ 公共下水道：主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のもの。

環境の保全に取り組みます。また、自主的な環境調査や環境報告書の公表など、情報提供に努めます。

- 社用車等を購入する際は、エコカーの導入に努めます。また、運転する際はエコドライブを実践します。
- 遠方へ出張する際は、できるだけ社用車等の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
- 通勤する際は、できるだけ公共交通機関を利用し、徒歩・自転車通勤に努めます。
- モーダルシフト※など、効率的な物流システムの導入に努めます。
- 基準を満たさない焼却炉やドラム缶、一斗缶などによるごみの焼却（野焼き）は行いません。

市の取組

- 法令に基づき、特定の事業所からの大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などについて、関係機関と連携して監視・指導を行います。また、河川及び海域の公共用水域※における水質などを測定します。
- 公用車を購入する際は、エコカーの導入に努めます。また、エコドライブの普及・啓発に取り組むとともに、運転する際はエコドライブを実践します。
- ノーマイカー通勤の普及・啓発に努めます。
- 遠方へ出張する際は、できるだけ公用車の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
- 通勤する際は、できるだけ公共交通機関を利用し、徒歩・自転車通勤に努めます。
- ごみの焼却に関する情報提供、啓発及び違法な焼却処理に対する監視・指導を行います。
- 公共下水道を早期に整備するとともに、浄化槽の普及を推進するなど、河川・海域の水質改善を図ります。
- 海域の環境改善を図るため、関係機関と連携して、海底耕うん※や海底清掃の実施に努めます。

※ モーダルシフト：トラック等の自動車により行われている貨物輸送を、エネルギー消費と二酸化炭素の発生が少なく大量輸送が可能な船舶又は鉄道に転換すること。

※ 公共用水域：水質汚濁防止法において定義されている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域、及びこれに接続する公共溝きょ、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。

※ 海底耕うん：底質改善のため、海底の堆積層をかくはんすること。かきまぜることにより酸素が供給され、有機物の分解が促進される。漁場環境の改善にもつながる。

2. ごみを適正に処理します

平成12（2000）年に循環型社会形成推進基本法が公布され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして「循環型社会^{*}」の概念が一般的となり、3R^{*}という言葉とともに廃棄物行政は大きく転換されました。近年においては、プラスチックごみやフードロスなどが新たな問題として社会的な課題となっています。また、市民から野焼きへの苦情が多く寄せられています。

本市においては、高効率の余熱利用による発電施設を持つ「はつかいちエネルギークリーンセンター」が平成31（2019）年より稼働し、本市のごみ処理は新たな段階に入りました。一方で、本市の家庭系ごみの1人1日平均排出量（集団回収量を含む）は県平均を上回っており、本市のごみ排出量の65%を占める家庭ごみの排出削減が求められます。

市民の取組

- 3Rを実践し、中でもリデュース（ごみを出さない）を心がけ、ごみの減量化に取り組みます。
- 分別ルールなどを自ら学び、ごみを適正に排出します。近所にごみ出しで困っている人がいたら、ごみ出しを手伝います。また、ごみステーションは地域住民が協力して管理します。
- スーパーなどの量販店が実施している資源ごみの店頭回収に協力します。また、ばら売り、量り売りなどの簡易包装商品を優先的に購入します。
- 買い物袋を持参してレジ袋の使用を抑えるなど、身近にあるプラスチック製品の使用を抑えることにより、プラスチックごみの排出抑制に取り組みます。
- ごみのポイ捨て等、不法投棄は行いません。また、ごみの不法投棄を未然に防ぐため、自らの土地又は建物を適正に管理します。

事業者の取組

- 積極的にごみの減量化に取り組みます。多量排出事業者^{*}は、廃棄物処理担当者を選任して、廃棄物減量計画を作成します。
- ごみの排出は指定された方法を守り、適正に排出します。
- 積極的に自主回収や簡易包装などに取り組むほか、資源回収業者と協力し、再資源化、排出抑制に取り組みます。また、資源回収業者は、排出事業者の取組を支援します。
- 販売事業者は、レジ袋有料化を実施し、市民の取組を後押しします。
- 事業活動の実施に際しては、プラスチック製品から非プラスチック製品への転換を図ることなどにより、プラスチックごみの排出抑制に努めます。

^{*} **循環型社会**：従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会ではなく、天然資源の消費を抑制し、再生利用や再資源化、適正処分などにより廃棄物を削減して環境負荷の低減を目指す社会。我が国では、平成12（2000）年に循環型社会形成促進基本法が制定され、その実現が図られている。

^{*} **3R**：廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再資源化（リサイクル：Recycle）という3つの取組の頭文字を取ったもの。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして、環境省や経済産業省などが「3R政策」を推進している。

^{*} **多量排出事業者**：事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者をいい、具体的には産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の前年度の発生量が1,000t以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50t以上である事業場を設置している事業者のこと。

- ごみのポイ捨て等、不法投棄は行いません。また、ごみの不法投棄を未然に防ぐため、事業所の土地又は建物を適正に管理します。

市の取組

- 環境イベント、環境教育資料、パンフレットなどにより、ごみの減量化などに関する市民への情報発信を行います。また、ごみ排出事業者への減量指導などを行います。
- スーパーなどでの資源ごみの店頭回収や簡易包装協力店の普及を図ります。
- 市の事務事業におけるプラスチック製品の使用の低減を図ることなどにより、プラスチックごみの排出抑制を図ります。また、プラスチックごみの排出抑制について、市民・事業者へ啓発します。
- 不法投棄については、監視カメラの設置や監視パトロールを実施します。また、ごみステーションに出された資源ごみの持ち去り対策を行います。
- ごみ処理費用の負担の公平性を確保し、市民サービスの向上を図るため、家庭から排出される燃やせるごみの有料化を導入します。



プラスチックごみと海洋汚染

近年は、自然界で分解されないプラスチックごみが問題になっています。環境中に流出したプラスチックごみのうち、特に、海洋プラスチックごみが大きな課題となっています。

海洋に流出したプラスチックごみは、化粧品などに含まれるマイクロビーズと呼ばれるプラスチック微粒子や、紫外線や波浪により破碎されて5mm以下のマイクロプラスチックとなり、魚類などの海洋生物の体の中に取り込まれ、更に食物連鎖による生物濃縮*で、有害物質となることが懸念されています。

令和元（2019）年6月に、大阪市で開催された20か国・地域首脳会議（G20サミット）では、令和32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が宣言されました。

広島湾においては、カキいかだで使用されるプラスチック製品が、海洋プラスチックごみとなって周辺海域に漂着することが問題となっており、広島県では、毎年四季ごとに「県内海岸全域調査」と「海岸漂着物組成調査」を行っています。海洋プラスチックごみは本市域では宮島の大江浦で特に顕著に見られます。漂着物は、プラスチック、ペットボトル、カキ養殖パイプなどが多くを占めます。

3. 美しいまちづくりを進めます

美しいまちをつくることは、快適な環境づくりとして重要なことです。美しいまちづくりには、大きく景観の形成と緑地の保全・活用があります。

景観の形成については、我が国では平成16（2004）年に景観法が公布され、本市では、平成24（2012）年に「廿日市市景観計画」が策定されました。本市には、厳島神社を始めとする歴史的建物や、自然の豊かさを感じさせる山並みや溪流など、魅力的な景観が展開しています。これらの優れた景観を保全するため、景観資源そのものだけでなく、周辺環境も含め、より広く一体的に景観を保全していく必要があります。

一方、緑地の保全・活用については、世界遺産を有する宮島を始めとして、瀬戸内海から中国山地まで南北に多彩な環境を持つ本市において、それぞれの地域特性をいかした緑地の保全・活用を進める必要があります。その中で、本市の緑地は、廿日市・大野地域では低い水準にあり、市街地における緑地化を進める必要があります。また、本市の都市公園は、風致公園を除く一人当たり面積が、国の定める標準面積10m²を下回っており、都市公園の整備を進める必要があります。

市民の取組

- 宮島の町家通りなどの歴史的町並みや、津和野街道（廿日市・佐伯地域）や西国街道（廿日市・大野地域）といった歴史街道の景観保全に協力します。
- 草花や樹木の植栽により、宅地の緑化に努めます。植栽スペースがない場合でも、ポットやプランターを活用してベランダ園芸や緑のカーテンなどに取り組みます。
- アダプト制度※などを活用し、地域の公園や道路の清掃・美化などに取り組みます。



写真 左) 歴史街道（石見津和野路） 右) 「原地区コミュニティ推進協議会」による美化活動

事業者の取組

- 建築行為などに当たっては、法令を遵守し、歴史的町並みの保全や周辺景観への影響に配慮します。

※ **アダプト制度**：道路や河川、公園などについて、管理者である行政と当該地域の市民が協働で進める清掃美化プログラム。アダプト（Adopt）とは「養子」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民が我が子のように愛情をもって面倒をみて、行政がこれを支援するという仕組み。

- 屋外広告物を表示する際は、法令を遵守し、周辺の景観を阻害しないよう配慮します。
- 歴史的町並みや歴史街道の景観保全に協力します。また、地域における景観に関する協議会などに参加し、景観づくりに協力します。
- 草花や樹木の植栽により、事業所の緑化に努めます。植栽スペースがない場合でも、屋上緑化や壁面緑化などに努めます。
- 事業所周辺の公園や道路の清掃・美化などの維持管理に協力します。

市の取組

- 廿日市市景観計画などに基づき、建築行為などに対して指導を行うことにより、地域の特性をいかした良好な景観形成を図ります。
- 重要な景観構成要素である屋外広告物について、法令に基づく指導などを行います。
- 宮島地域の歴史的町並みの保存・復元・継承に向けた取組を推進します。
- 景観の啓発・情報発信を行うとともに、景観の保全・継承・活用に取り組みます。
- 保全すべき緑地については、保安林、自然環境保全地域、自然公園地域などとして、それぞれの地域特性に合わせた保全・活用を行います。
- 市街地における身近な緑地については、保存樹・保存樹林の指定や市民緑地制度※などにより、保全・活用を図ります。
- 緑豊かな都市環境の形成を図り、都市公園の整備や道路緑化を進めます。



写真 左) 峰高公園 右) 街路樹などの道路の緑(宮園)

※ **市民緑地制度**：都市緑地法に基づく制度で、土地所有者等が地方公共団体などと契約を締結し、NPO法人や企業等の民間事業者が空き地等を公園的な空間に整備し、緑地や緑化施設を設置・管理する制度。

環境指標

項 目	基準値 (基準年度)	現況値 (中間年度)	進捗状況	目標値 (目標年度)
大気中における二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の環境基準達成率	100.0% (H29 年度)	100.0% (R5 年度)	○	100.0% (R11 年度)
河川におけるBODの環境基準達成率	76.9% (H29 年度)	84.6% (R5 年度)	△	100.0% (R11 年度)
市域における騒音の環境基準達成率	93.3% (H29 年度)	86.7% (R5 年度)	×	100.0% (R11 年度)
家庭系ごみ排出量	544 g／人・日 (H29 年度)	511 g／人・日 (R5 年度)	△	470 g／人・日 (R14 年度)

3. 地球環境

地球にやさしい低炭素のまち

1. 低炭素のまちづくりを進めます

パリ協定以降の世界的な脱炭素化の社会動向の中で、令和2（2020）年、菅首相は国会の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。令和3（2021）年4月には、菅首相はわが国の2030年の温室効果ガス目標を2013年度比46%削減とすることを表明し、地球温暖化対策の推進がより喫緊の課題として社会全体でとらえられています。

このような流れを受けて、様々な取組が始まっています。「カーボンゼロシティ」はそのひとつで、2050年の二酸化炭素実質排出量をゼロにすることに取り組むことを表明した地方公共団体のことをいい、本市も令和4（2022）年6月に「カーボンゼロシティ」を宣言しました。また本市ではその実現に向け、令和6（2024）年3月、本市全域の二酸化炭素排出量の削減に関する施策の基本方針となる「廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、市の事務事業によって排出される二酸化炭素排出量の削減に取り組む「廿日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（改定版）」を策定しました。

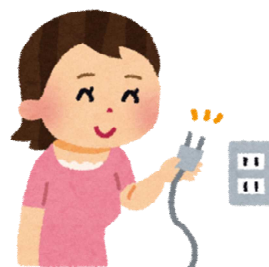
市民の取組

住宅については

- 住宅を新築・改築する際は断熱化、気密化を図り、省エネルギー対応型の設備を使用するなど、ZEH化など住宅の省エネルギー化に努めます。
- 水栓やトイレは節水型のものにします。

電気製品の利用に当たっては

- 家電製品を購入するときは、省エネルギーラベル・統一省エネルギーラベル*のついた省エネルギー性能の高い製品を購入します。
- 電気製品を使用しないときは、小まめに主電源を切ります。
- 不必要な冷暖房の使用を控え、温度設定は適温を守ります。
- 長時間使用しない電気製品は、コンセントからプラグを抜きます。
- 電力監視装置等により使用電力の「見える化」に取り組み、消費電力の削減を図ります。



自動車の利用に当たっては

* 省エネルギーラベル・統一省エネルギーラベル：省エネルギーラベルは、家電製品などが「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」で定められた省エネルギー基準をどの程度達成しているかを表示するもの。製品ごとに定められた国の目標値（トップランナー基準・省エネルギー基準）に対する達成率、達成期限となる目標年度、エネルギー消費効率が表示される。統一省エネルギーラベルは、製品の省エネルギー性能を星の数で表し、併せて省エネルギーラベルと年間の目安電気料金を表示するもの。星のない簡易版もある。

- 自家用車を購入する際は、エコカーの導入に努めます。
- 遠方へ外出する際は、できるだけ自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
また、近隣への外出は、徒歩や自転車により行います。
- 自家用車を運転する際は、アイドリングストップ※や滑らかなアクセルワークなどエコドライブ※を実践します。

日常生活では

- 環境家計簿※を利用し、家庭におけるエネルギー使用量の削減を図ります。
- ヨシズやスタレ、「緑のカーテン」などを活用して日差しを遮り、住宅の室温の上昇を抑えます。
- お風呂は家族で続いて入り、シャワーはお湯を流したままにしないなど、余分なエネルギー消費を減らします。
- 家庭で空調が効いた部屋などで過ごすのではなく、空調設備のある図書館などの公共施設やショッピングセンターなどの商業施設を利用するクールシェア・ウォームシェア※を実践します。

事業者の取組

事業所については

- 事業所・工場などの省エネルギー診断を受診し、エネルギー使用の効率化を図ります。
- ISO14001やエコアクション21など環境マネジメントシステム※の導入に努めます。
- 事業所を新築・改築する際は、断熱化、気密化を図り、省エネルギー対応型の設備を使用するなど、事業所の省エネルギー化に努めます。
- 水栓やトイレは節水型のものにします。

※ **アイドリングストップ**：自動車や自動二輪車などが、荷物の積み下ろしなど運転者が車から離れている間や、休憩中、人待ち・客待ちなどの停車中に、不必要なエンジンのアイドリングをしないこと。

※ **エコドライブ**：省エネルギーや大気汚染物質の排出削減のための運転技術。アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等が挙げられる。

※ **環境家計簿**：家庭で使用する電気・ガス・灯油・ガソリン等の各種のエネルギーの使用量から二酸化炭素排出量を計算・記録して排出実態を把握し、併せてその削減目標やそのための取組を設定して実行する家庭における地球温暖化防止の取組。

※ **クールシェア・ウォームシェア**：クールシェアは、真夏の昼間に各家庭で冷房を使用する代わりに、図書館や商業施設など冷房設備のある共有スペースを利用すること。東日本大震災を契機に環境省が推進しているスーパークールビズの取組の一つ。同様に、冬季における共有スペースの暖房利用の取組をウォームシェアという。家庭での冷暖房を削減することにより、地域全体でエネルギー消費が削減されることを狙いとしている。

※ **環境マネジメントシステム**：事業者が定めた環境に関する方針・取組などについての管理を進めるための、事業所等における体制や手続など一連の仕組み。事業者が環境に配慮した経営を行い、事業活動による環境負荷を軽減することを狙いとしている。代表的なものとして、国際規格の「ISO14001」や環境省策定の「エコアクション21」がある。

電気製品の利用に当たっては

- O A機器などの電気製品を購入する時は省エネルギーラベル・統一省エネルギーラベル[※]や国際エネルギースターロゴ[※]のついた省エネルギー性能の高い製品を購入します。
- 設備機器を更新するときは、インバーター式[※]蛍光灯やL E D照明などの省エネルギー対応型の製品に更新します。
- 電気製品を使用しないときは、小まめに主電源を切ります。
- 不必要な冷暖房の使用を控え、温度設定は適温を守ります。
- 使用していない部屋や昼休みの消灯を徹底します。
- 電力監視装置等により使用電力の「見える化」に取り組み、消費電力の削減を図ります。また、高圧受電の事業所は、デマンド[※]を監視し、ピークカット・ピークシフト[※]に取り組みます。

自動車の利用に当たっては

- 社用車等を購入する際は、エコカーの導入に努めます。
- 遠方へ出張する際は、できるだけ社用車等の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
- 通勤する際は、できるだけ公共交通機関を利用し、徒歩・自転車通勤に努めます。
- 社用車等を運転する際は、アイドリングストップや滑らかなアクセルワークなどエコドライブを実践します。

日常業務に当たっては

- ブラインドや「緑のカーテン」などを活用して日差しを遮り、事業所の室温の上昇を抑えます。
- 事業所での物品の購入に当たっては、グリーン購入[※]を推進します。



[※] 省エネルギーラベル・統一省エネルギーラベル：省エネルギーラベルは、家電製品などが「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」で定められた省エネルギー基準をどの程度達成しているかを表示するもの。製品ごとに定められた国の目標値（トップランナー基準・省エネルギー基準）に対する達成率、達成期限となる目標年度、エネルギー消費効率が表示される。統一省エネルギーラベルは、製品の省エネルギー性能を星の数で表し、併せて省エネルギーラベルと年間の目安電気料金を表示するもの。星のない簡易版もある。

[※] 国際エネルギースターロゴ：国際的省エネルギー制度（国際エネルギースタープログラム）の基準を満たす製品に使用が認められているロゴマーク。基準は、オフィス機器の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて、省エネルギー性能の優れた上位25%の製品が適合となるように設定されている。

[※] インバーター式：電気は交流よりも直流の方が細かい調整が行いやすいため、コンセントからの交流をコンバーターで直流に変換し、周波数や電圧をコントロール後、インバーターにより再度交流に変換するという方式。蛍光灯であれば、高周波に変換することにより、照度を高めることができるなど、省エネルギー化に寄与する。

[※] デマンド：30分間（毎時0分～30分及び30分～60分）の平均電力使用量。高圧受電において、1か月間のデマンドの最大値がその月の最大需要電力とされ、当月を含む過去12か月のうちの最大値が、最大値が記録された月から12か月間、毎月の基本料金の計算に使用されるため、デマンド値が突出しないようにすれば、電気料金の抑制につながる。

[※] ピークカット・ピークシフト：どちらも、夏の冷房や冬の暖房などによってできる電力需要のピークを低くするための手法である。電気機器・設備の使用を抑えたり、代替電源を用いるなどにより、ピーク時の購入電力の消費を低減することをピークカットといい、電気機器・設備の使用をピーク時から別の時間帯や別の日にずらしたり、夜間に蓄電してピーク時に使用するなどにより、電力消費を平準化することをピークシフトという。

[※] グリーン購入：商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

- クールビズ・ウォームビズ^{*}に取り組めます。
- 近くの階への移動にはできるだけエレベーターではなく、階段を使用します。

市の取組

- 環境家計簿の普及や省エネルギー診断の受診を推進し、省エネルギー意識の啓発を図ります。
- 事業者による環境マネジメントシステムの導入を促進するため周知・啓発に取り組めます。
- 地球温暖化防止及び環境保全意識の向上を図るため、住宅用地球温暖化対策設備などの設置を支援します。
- はつかいち環境フェスタ、地球温暖化防止教室、緑のカーテンコンテストなどにより地球温暖化対策の普及・啓発に取り組めます。
- 低炭素型の都市構造の実現に向けて、拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）や廿日市市地域公共交通網形成計画に基づく取組を推進します。

ESGの広がりと地球温暖化対策

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字を取ったものです。今日、企業の長期的な成長のためには、この3つの観点が必要で、企業への投資の意思決定において、従来型の財務情報だけでなく、ESGを考慮に入れるという考え方が世界的に浸透してきています。日本でも、私たちの年金を運用している年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が採用し、ESG投資が広がっています。

企業がどのような地球温暖化対策に取り組んでいるかは、ESG投資の重要な評価ポイントで、地球温暖化対策に消極的若しくは逆行するような取組を行っている企業への投資を控える動きが世界的にみられ、近年では、化石燃料に関わる企業等から投資を引き揚げる「ダイベストメント」（投資撤退）の動きが広がっています。

^{*} クールビズ・ウォームビズ：地球温暖化対策として、環境省の提唱により平成17（2005）年から始まった取組。夏場は冷房をおさえてできるだけ涼しく（クールビズ）、冬場は暖房をおさえてできるだけ温かく（ウォームビズ）仕事ができるように服装を調整すること。

2. 再生可能エネルギーの利用を進めます

令和3（2021）年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの比率が36～38%と現行目標の22～24%程度という想定から大幅に引き上げられ、太陽光、バイオマス、風力などの再生可能エネルギーの推進が社会全体として求められています。エネルギー別の温室効果ガス排出量は電力が最も大きな割合を占めることから、発電における化石燃料から再生可能エネルギーへの転換は、地球温暖化対策として大きな意味を持ちます。

本市では、本庁舎や文化センターをはじめ、廿日市浄化センターや大野浄化センターなど23ヶ所の公共施設に太陽光発電システムを設置しているほか、保育園や小学校など16ヶ所の公共施設で屋根貸しによる太陽光発電を行っています。本市には、県と中国電力グループが共同して取り組んでいるメガソーラーの大野太陽光発電所（平成26（2014）年売電開始2,163kW）がありますが、官・民で再生可能エネルギーの導入を更に推進していく必要があります。

市民の取組

- 太陽光、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した設備の導入に努めます。

事業者の取組

- 太陽光、地熱、中小水力※、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した設備の導入に努めます。
- 再生可能エネルギーで作られた電気であるグリーン電力証書※を受けた電力を積極的に活用します。

市の取組

- 本市における率先的な取組として、公共施設の新築や改築に併せて屋根を活用した太陽光発電設備の導入を促進します。
- 太陽光、地熱、中小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した設備の普及・啓発に取り組めます。

※ **中小水力**：用水路、小河川等を利用して発電を行うことのできる水力のうち、比較的小さい規模のもの。水力発電のうち、特に出力10,000kW～30,000kW以下のものを「中小水力発電」といい、出力1,000kW以下の小規模なものを「小水力発電」という。小水力発電では、水路やその落差工、せきなどで落差を確保するため、土木工事が比較的簡単で経済的であり、また、太陽光や風力などと比べ、天候等による出力変動が少ないので系統の安定性が高いといった特徴がある。

※ **グリーン電力証書**：風力や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーで作った電気が持つ環境価値（化石燃料の使用削減、二酸化炭素排出抑制など）を証書化して取引することにより、再生可能エネルギーの普及・拡大を応援する仕組み。

3. 市の排出する温室効果ガスを削減します

本市では、令和2（2020）年、「第2次廿日市市環境基本計画」において率先実行計画を「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として改めて位置づけ、本市の事務事業によって排出される温室効果ガスの排出の抑制に取り組んできました。さらに令和6（2024）年3月、市の事務事業によって排出される二酸化炭素排出量の削減に取り組む「廿日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（改定版）」を策定し、取り組んでいます。

● 計画期間

令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの現計画の残期間の7年間とします。

● 計画対象

本市が実施するすべての事務事業により排出される二酸化炭素排出量を対象とします。

● 削減目標

二酸化炭素排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比約50％削減するものとします。

環境指標

項 目	基準値 (基準年度)	現況値 (中間年度)	進捗状況	目標値 (目標年度)
市域における民生部門の二酸化炭素排出量	421 千 t-CO ₂ (H25 年度)	315 千 t-CO ₂ (R3 年度)	△	132 千 t-CO ₂ (R12 年度)
市の事務事業における二酸化炭素排出量	43,083 t-CO ₂ (H25 年度)	23,326 t-CO ₂ (R5 年度)	△	21,403 t-CO ₂ (R12 年度)

※ **電動車**：電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のこと。

※ **V2B**：ビークルトゥビルディング（Vehicle to Building）の略称。EV等のバッテリーに蓄えられている電力を建築物の分電盤に接続し、建物内の照明や家電製品などを動かす電力として使用することができるシステム。

4. 環境活動

環境について学び行動するまち

1. 環境にやさしい活動を実践します

“Think globally, Act locally.”（地球規模で考え、足元から行動する）の言葉に象徴されるように、環境においては実際に「活動する」ことが非常に重要です。「ひとごと」ではなく、「わがこと」として考え、行動を起こすことが必要です。

本市では、公衛協のほか多くの市民活動団体が、清掃・美化や学習会の開催などの環境活動を展開しています。しかし一方で、これらの市民活動団体は、スタッフの高齢化や人員減少、運営経費の不足などの共通の課題を抱えています。

地域のコミュニティが希薄になる中、地域清掃などの環境活動は、世代や年代の枠を超え、参加する住民の枠を広げていく必要があります。また、市内の事業者とも更に連携を強め、環境活動を推進していく必要があります。

市民の取組

- 各地域の公衆衛生推進協議会主催による一斉清掃を始め、海のクリーンアップ作戦や宮島海岸の清掃などの環境活動に参加します。
- 「はつかいち環境フェスタ」に参加し、環境について楽しく学びます。
- アダプト制度※などを活用し、地域の公園や道路の清掃・美化などに取り組みます。
- 市、市民や市民活動団体、事業者のパートナーシップやネットワークの構築に協力します。

事業者の取組

- 地域で行われている環境活動や環境イベントに積極的に参加します。
- はつかいち環境アドバイザーや市民活動団体に対し、人員や施設、技術や設備機器の提供などの支援を行います。
- 市、市民や市民活動団体、事業者のパートナーシップやネットワークの構築に協力します。
- 環境活動の取組状況について、ウェブサイトや環境報告書※を通じて積極的に情報公開します。

市の取組

- 市民・事業者や市民活動団体などと協働して海のクリーンアップ作戦や宮島海岸の清掃など環境活動を行います。
- 環境について楽しく学べる、参加体験型の環境イベント「はつかいち環境フェスタ」を開催します。
- 地域環境を守る取組を市民と協働で進めていくために、環境に関する基礎知識を楽しく身に

※ **アダプト制度**：道路や河川、公園などについて、管理者である行政と当該地域の市民が協働で進める清掃美化プログラム。アダプト（Adopt）とは「養子」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみ立て、市民が我が子のように愛情をもって面倒をみて、行政がこれを支援するという仕組み。

※ **環境報告書**：事業者が自らの活動に伴う環境負荷やその低減のための方針、計画、具体的取組などについて、投資家、消費者、地域住民などに対して情報提供を進めるために作成・公表する年次報告書。

つけることができる「はつかいち環境講座」を開催します。

- 市、市民や市民活動団体、事業者のパートナーシップやネットワークの構築を図ります。
- 環境基本計画に基づき、毎年度、環境保全の取組状況や環境指標などを整理し、環境年次報告書として公表します。環境に関する情報については、市の広報やウェブサイトなどによる周知を行います。

2. 環境についてみんなで共に学びます

環境教育は、平成18（2006）年改正の教育基本法、平成19（2007）年改正の学校教育法において、教育の目標の一つとして位置づけられ、さらにはE S D（持続可能な開発のための教育）として展開されています。近年では、学校以外も含む自発的な学びという側面から、「環境学習」という言葉が使われることが多くなっています。

本市では、市民が楽しみながら環境学習を行うことができる場を提供するため、おおの自然観察の森や宮島水族館で行われている自然観察会等のイベントのほか、「親子向け環境講座」などの多くの教室や講座を開催しています。今後も、環境学習の機会・内容を充実させることで、より多くの市民が、環境学習に取り組めるよう支援する必要があります。

市民の取組

- 地域や学校での環境学習の機会を活用して環境学習に取り組み、環境に関する知識や意識の向上に努めます。
- 環境学習で得た知識を地域での環境活動にいかします。
- こどもエコクラブ※に登録するなど、様々な環境学習や活動を実践します。
- e c o検定※などの環境に関する検定や資格取得に取り組み、環境意識やスキルの向上に努めます。

事業者の取組

- 専門性をいかし、出前講座への講師派遣や、施設見学の受入れを行うなど、事業者でなくてはできない取組を推進します。
- e c o検定などの環境に関する検定や資格取得に事業所単位で取り組み、社員の環境意識やスキルの向上に努めます。

市の取組

- 「親子向け環境講座」などの教室や講座を開催します。
- 小学生を対象に、「水辺・里山教室」や地球温暖化について考え学習する「地球温暖化防止教室」

※ **こどもエコクラブ**：幼児から高校生までなら誰でも参加でき、仲間（メンバー）と大人（サポーター）で結成・登録し（1人でも可）、身近な地域で環境活動に自由に取り組む会員制クラブ。当初、環境省が始め、現在は公益財団法人日本環境協会が全国事務局となり、自治体に地域事務局がある。

※ **e c o検定**：正式には「環境社会検定試験」といい、東京商工会議所が主催する、広く環境問題に関する知識を問われる検定。複雑・多様化する環境問題を幅広く体系的に身につけることができる環境教育の入門編として、幅広い業種・職種で活用されている。

などを実施します。

環境指標

項 目	基準値 (基準年 度)	現況値 (中間年 度)	進捗状況	目標値 (目標年 度)
環境保護活動に取り組んでいる市民の割合	31.3% (R 元年度)	32.5% (R5 年度)	△	40.0% (R7 年度)
水辺・里山教室を受講した児童の割合 (過去3年合計値)	53.5% (H30 年度)	51.9% (R5 年度)	×	60.0% (R11 年度)

我が国が提唱した E S D

E S D (Education for Sustainable Development) は、「持続可能な開発のための教育」と訳され、現代社会の様々な課題を「わがこと」として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことをいいます。

平成14(2002)年のヨハネスブルグサミットで我が国がE S Dを提唱し、同年の国連総会で平成26(2014)年までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とする決議案が採択され、ユネスコが主導機関に指名されました。

我が国では、7か所の「E S Dに関する地域拠点」が国連大学により認定されているほか、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会がE S Dの推進拠点として「ユネスコスクール」を位置づけており、令和6(2024)年4月年現在、広島県では89校が加盟し、本市では、宮島学園(宮島小学校・宮島中学校)が加盟しています。

5. 地域別環境配慮指針

基本目標の実現を目指して、それぞれの具体的取組を進めていくためには、本市の5つの地域の特性に配慮していく必要があります。

この項では、ここまで示した基本的施策に沿い、地域別に特に環境に配慮する事項について、地域別環境配慮指針として整理しました。

吉和地域

野生生物の暮らしを守ります

・むやみな野生生物の捕獲や採取をしないなど自然や生態系の保全に協力しましょう。

豊かな森林や農地を守ります

・二酸化炭素吸収機能などを有する森林の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。

清潔で静かな生活を守ります

・安全でおいしい水への理解を深め、自然豊かな水環境を守りましょう。

廿日市地域

野生生物の暮らしを守ります

・外来生物による被害を予防するため、外来生物被害予防三原則を徹底しましょう。

ごみを適正に処理します

・使えなくなった家電製品やタイヤなどの不法投棄は絶対にやめましょう。

環境にやさしい活動を実践します

・市内で行われる環境保全活動に積極的に参加し、地域の美化に協力しましょう。

佐伯地域

豊かな森林や農地を守ります

・二酸化炭素吸収機能などを有する森林の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。

豊かな森林や農地を守ります

・水源かん養機能などを有する農地の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。

清潔で静かな生活を守ります

・安全でおいしい水への理解を深め、自然豊かな水環境を守りましょう。

大野地域

野生生物の暮らしを守ります

・外来生物による被害を予防するため、外来生物被害予防三原則を徹底しましょう。

清潔で静かな生活を守ります

・身近な海岸の環境保全に努め、海岸清掃などへ参加しましょう。

ごみを適正に処理します

・使えなくなった家電製品やタイヤなどの不法投棄は絶対にやめましょう。

環境にやさしい活動を実践します

・市内で行われる環境保全活動に積極的に参加し、地域の美化に協力しましょう。

宮島地域

豊かな森林や農地を守ります

・二酸化炭素吸収機能などを有する森林の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。

自然とのふれあいを大切にします

・自然とふれあうイベントや自然観察会などへ積極的に参加しましょう。

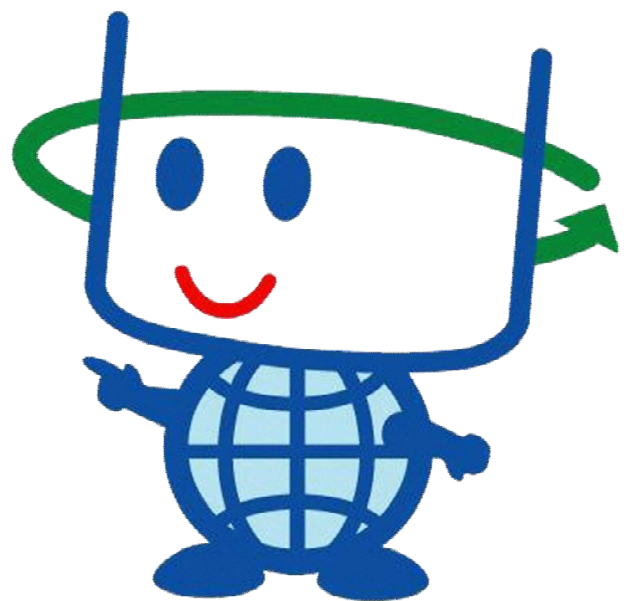
清潔で静かな生活を守ります

・身近な海岸の環境保全に努め、海岸清掃などへ参加しましょう。

美しいまちづくりを進めます

・地域の歴史的町並みへの理解を深め、将来への継承に協力しましょう。

第5章 重点的施策



甘日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 重点的施策の意義

本計画が掲げる環境の将来像「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」を実現していくためには、市民・事業者・市の三者が、本計画に基づいた様々な行動を起こすことが重要です。そのために、本計画に示された様々な取組の中から、重要度の高いもの、優先的に行うべきもの、実効性の高いものなどを選択し、限られた人的・物的資源の範囲内で、効率的に取組を推進していく必要があります。

このような趣旨を踏まえ、特に重点的に取り組む必要のある事項について、「重点的施策」を設定し、積極的に取り組むことにより、本計画を先導的に推進することとします。



図5-1-1 環境の将来像と重点的施策のイメージ

2. 重点的施策の内容

重点的施策1. 特定外来生物による生態系等への被害を防ぎます

本市には、アルゼンチンアリやセアカゴケグモ等の特定外来生物が生育・生息しています。これらの特定外来生物は、人的・物的被害を与えるほか、長い年月を経て形成されてきた地域の生態系に深刻なダメージを与えます。このような被害を防止するため、必要に応じて実態調査等を行い、市民・事業者等へ情報発信を行うほか、深刻な被害が発生する恐れのある場合には、市民・事業者・市等が連携して、防除等の対策を実施します。

主な取組

- アルゼンチンアリ等の特定外来生物について、必要に応じて実態調査等を行い、侵入状況や分布状況等、実態の把握に努めます。
- 特定外来生物が引き起こす問題や被害を防止するため、外来生物被害予防3原則である「入れない。捨てない。広げない。」を周知・啓発するほか、生育・生息実態や対策方法などについて、積極的に情報提供を行います。
- 特定外来生物を防除する場合は、国や県、近隣市町等の行政だけでなく、市民、市民活動団体、事業者、土地管理者等の様々な主体と協力・連携を図りながら推進します。
- 既に定着している特定外来生物の分布拡大や新たな特定外来生物の侵入により、深刻な被害が発生する、又はその恐れのある場合には、関係機関と連携して、特定外来生物の種類、地域の特性、被害の状況等を考慮し、防除等の対策を検討します。

分布を拡大する特定外来生物

特定外来生物には多くの生物が指定されています。昆虫類のアリ科では、アルゼンチンアリだけでなく、ヒアリや近縁のアカカミアリも指定されています。どちらも毒針を持ち攻撃的で人を刺します。ヒアリは広島港や呉市内、アカカミアリは広島市内に搬入された貨物内で確認されたことがあります。

クモ類のゴケグモ属も毒を持ち、触るとかむ場合があります。そのうち、セアカゴケグモとハイイロゴケグモは全国各地で定着しています。

その他の特定外来生物では、哺乳類のヌートリアやアライグマ、鳥類のソウシチョウ、魚類のオオクチバスやブルーギルなどが広島県でも生息分布を拡大しており、生態系に影響を与えています。

また、特定外来生物には植物も指定されています。観賞用や緑化用として導入されたオオキンケイギクやオオハングンソウは、全国の河川敷や道路などで分布を広げています。

重点的施策2. 地球にやさしいエネルギー利用への転換を進めます

本市の特性をいかした再生可能エネルギーの利活用について検討を進めるとともに、近年普及が進む省エネルギー設備機器等の導入を促進することにより、温室効果ガス排出の原因となる化石燃料由来のエネルギー利用から、地球にやさしいエネルギー利用への転換を進めます。

主な取組

- 家庭用の再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）やエネルギー利用の効率化を図る機器（蓄電池、HEMS*等）の導入支援により設備機器の普及促進を図ります。
- 家庭向け省エネルギー診断等と支援制度の連動による省エネルギー設備機器の普及促進について検討します。
- 事業者用の再生可能エネルギー設備やエネルギー利用の効率化を図る機器の導入支援について検討します。
- 公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入や設備機器の省エネルギー改修を推進します。

うちエコ診断

家庭部門における二酸化炭素排出量の削減は、我が国の地球温暖化対策における重要な課題の一つとなっています。そこで、環境省では、家庭における二酸化炭素の排出削減を進めるため、地球温暖化や省エネ家電などに関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭の実情に合わせた実行性の高い対策について提案・アドバイスを行う「うちエコ診断」などの家庭エコ診断制度を推進しています。

「うちエコ診断」は、資格試験に合格した専門の診断士が、環境省の専用ソフトを用いて、各家庭のライフスタイルに合わせた無理のない対策を提案することにより、家庭における効果的な二酸化炭素排出削減行動に結びつけるためのサービスです。

◆診断の流れ



資料：環境省ウェブサイト

* HEMS：Home Energy Management System の略称。家庭における電気製品や設備をネットワークでつなぎ、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」し、機器を自動制御するなど、IT技術により一般住宅のエネルギーを管理するシステム。「見える化」による省エネルギーの喚起、機器のエネルギー使用量の調節・抑制により、省エネルギーの促進ツールとして期待される。

重点的施策3. 環境活動の輪が広がる仕組み創りを進めます

「はつかいち環境講座」や「はつかいち環境フェスタ」等の講座やイベントを通じて、継続的に環境学習や環境活動に取り組む機会を提供します。このような機会を通じて、本市の環境に通じた環境活動を担う人材を育成するとともに、地域における環境活動を支援する体制の構築について検討するなど、多くの人々に環境活動の輪が広がる仕組み創りを進めます。

主な取組

- 環境講座やイベントの内容の向上に努め、市民が環境学習に参加できる場の充実を図ります。
- 市内で開催されている環境学習等の情報収集を行うとともに、開催情報や募集情報等について、市のウェブサイト等で分かりやすく情報発信します。
- 環境アドバイザーの活動の支援や市民活動団体との連携について検討するなど、環境アドバイザーが活躍する機会の創出に努めます。
- 環境活動に取り組む市民活動団体の把握に努めるとともに、団体に対する情報提供等の活動支援を行います。
- 事業者、市民活動団体、教育機関等と連携し、地域における環境活動を支援する体制の構築を目指します。



環境先進都市 A 市の取組

A市では、かつての公害問題を克服する過程で「事業者」、「市」、「教育機関」、「市民」の四者から成る環境活動に関するパートナーシップが形成され、四者が協働して様々な活動に取り組んでいます。

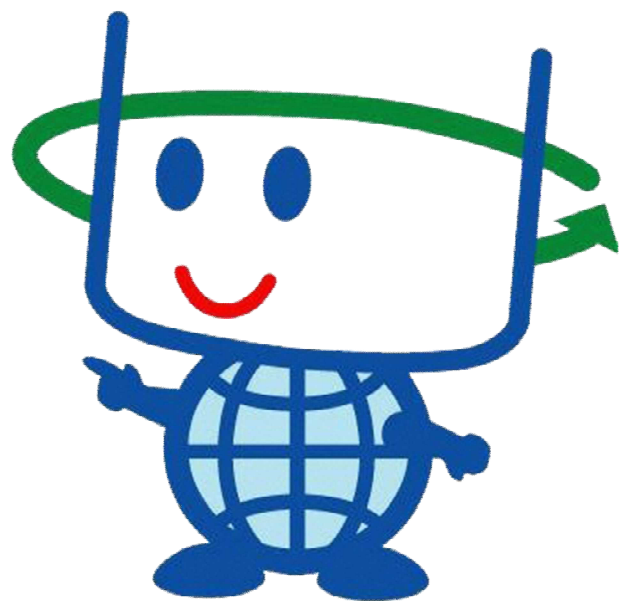
活動の中心となっているのは、四者により構成されるNPO法人や地球温暖化対策地域協議会です。

NPO法人は、指定管理者としてA市の環境学習拠点施設の運営を行うほか、環境家計簿などの環境啓発事業や水源保護活動事業、里山ビオトープ支援事業などの取組を展開しています。

地球温暖化対策地域協議会は、環境学習ポータルサイトの運営を始め、省エネルギー・環境教育の出前授業、様々な地球温暖化防止活動やイベントへの出展などの取組を展開しています。

そのほか、地元企業を中心とした地球温暖化対策に関する協議会が設立されたり、市内にSDGsの推進拠点が開設されるなど、様々な取組を行っています。

第6章 計画の推進



甘日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 推進体制

本計画に掲げる環境の将来像「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」や基本目標の実現のためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を意識し、互いに連携を図りながら、協働して本計画を推進することが大切です。

具体的には、市民・事業者・市の代表者によって構成される「環境都市推進委員会」により、本計画を推進していきます。市民・事業者・市、環境都市推進委員会の関係性は次のとおりです。

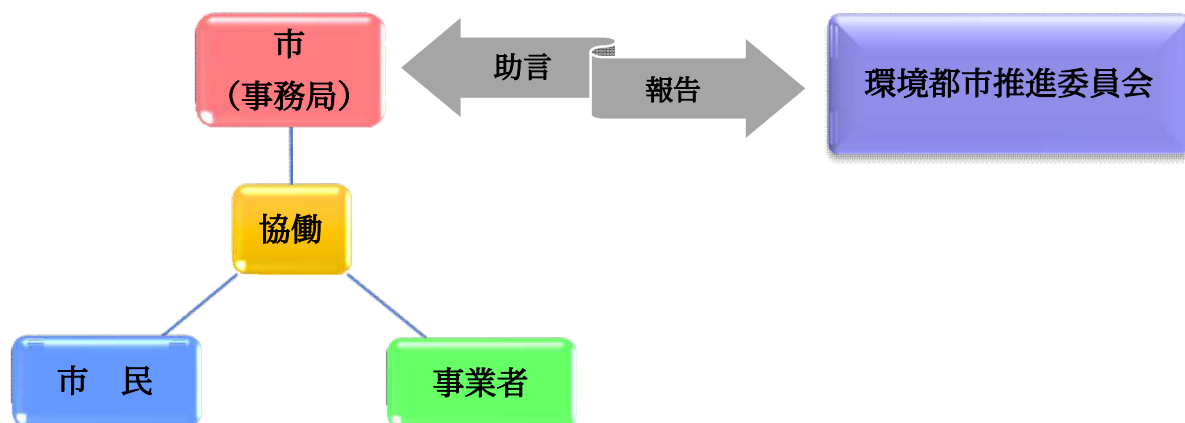


図6-1-1 推進体制のイメージ

【環境都市推進委員会】

- 学識経験者や市民・事業所の代表者等で構成される委員会です。
- 本市の環境の現状や施策の進捗状況等について、専門的見地から助言を行います。
- 事務局はゼロカーボン推進課に置きます。

【市民】

- 市民の取組を積極的に実施するとともに、市の施策に協力します。

【事業者】

- 事業者の取組を積極的に実施するとともに、市の施策に協力します。

【市（事務局）】

- 市の取組を積極的に実施するとともに、施策の推進及び進捗管理を行います。
- 毎年、施策の進捗状況を、環境年次報告書（「甘日市市の環境」）に取りまとめ、環境都市推進委員会に報告するとともに、市ウェブサイト等で公表します。

2. 進行管理

本計画の確実な推進を図るため、環境都市推進委員会が主体となり、進行管理を行います。進行管理に当たっては、PDCAサイクルに基づき、本計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行いながら、本計画を推進していきます。

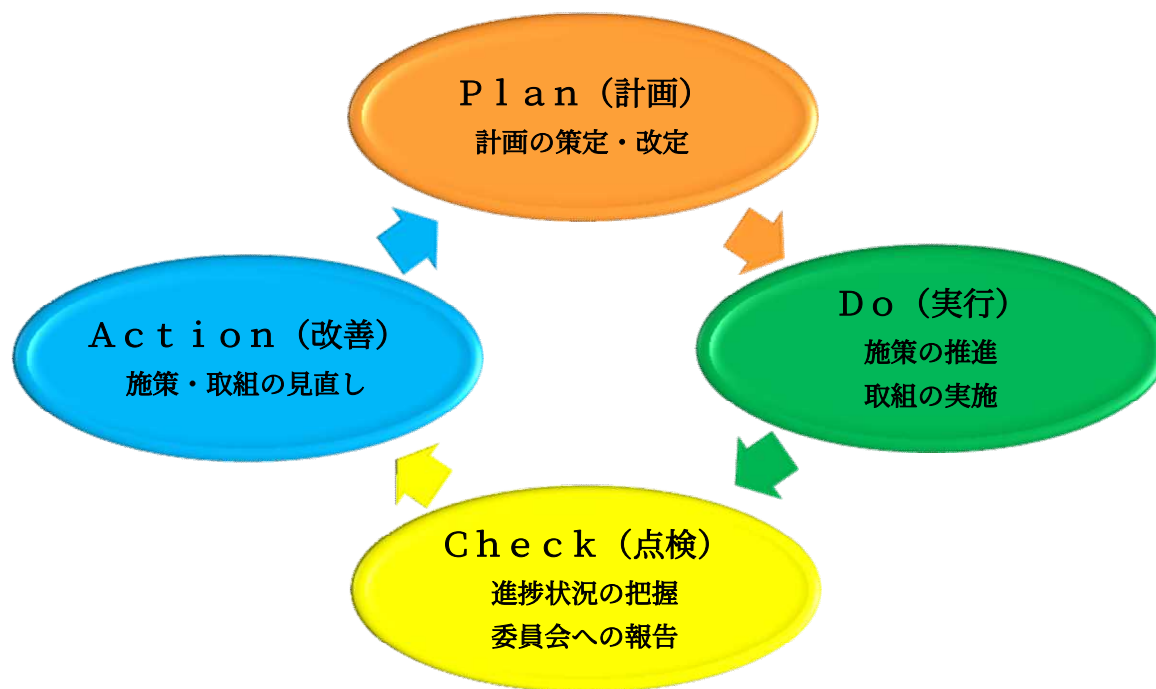


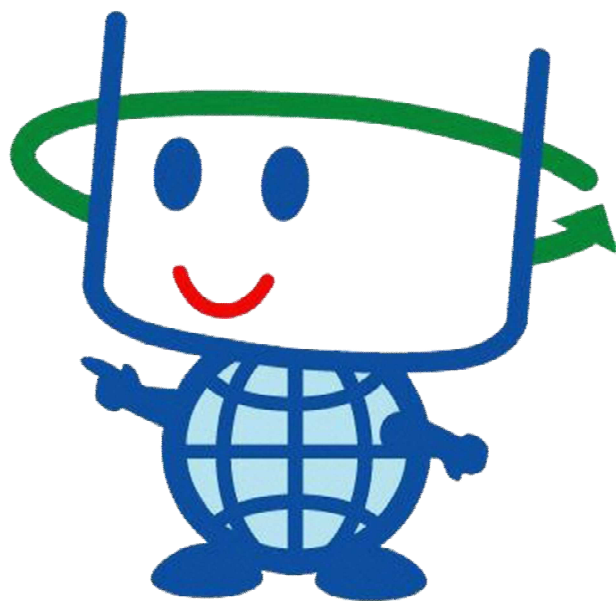
図6-1-2 PDCAサイクルによる進行管理

3. 周知啓発

本計画に掲げる環境の将来像の実現のため、市民・事業者・市が主体となって各取組を実施できるよう、本計画の周知・啓発を積極的に図ります。

具体的には、市ウェブサイト等への本計画の掲載や広報等により周知・啓発を行います。また、公衛協等の市民活動団体、商工会議所等の事業者団体などを通じて、市民・事業者に対する周知・啓発を行い、それぞれの役割についての理解と取組の実施を促します。

資料編



甘日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 廿日市市「ゼロカーボンシティ」宣言

令和4（2022）年6月9日、市議会令和4年第2回定例会において、松本太郎市長は、廿日市市環境基本計画に掲げる将来像「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現に向け、市民、事業者、行政の「オールはつかいち」で「2050年カーボンニュートラル」を目指す「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。



廿日市市「ゼロカーボンシティ」宣言

「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現に向けて

2020（令和2）年10月、政府は2050年までに
温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年
カーボンニュートラル」を目指すことを表明しました。

廿日市市は、環境基本計画の将来像「海と緑と人が育む
環境創造都市はつかいち」の実現に向け、市民、事業者、
行政の「オールはつかいち」で、「2050年カーボンニ
ュートラル」を目指す「ゼロカーボンシティ」に挑戦する
ことを力強く宣言します。

2022（令和4）年6月9日

廿日市市長 松本太郎

2. 環境指標一覧

環境分野	指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (中間年度)	進捗状況	目標値 (目標年度)	目指す 方向性
自然環境	自然環境の保全状況などに対して肯定的な回答をした市民の割合	13.1% (H30 年度)	20.1% (R5 年度)	○	20.1% (R11 年度)	維持
		【考え方】本市の実施する「まちづくり市民アンケート」において、「海、川、山などの自然環境の保全状況とその取組」に関する満足度を尋ねる質問に肯定的な回答をした市民の割合です。満足度の高い市民が増えるほど、自然環境の保全が進んでいるものと考えられます。中間年度である令和5（2023）年度の水準を維持することを目標とします。				
生活環境	大気中における二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の環境基準達成率	100.0% (H29 年度)	100.0% (R5 年度)	○	100.0% (R11 年度)	維持
		【考え方】市内6地点における大気中の二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の測定値（各地点年12回測定）が環境基準に適合する割合です。代表的な大気汚染物質である二酸化窒素・二酸化硫黄を測定することにより、大気の汚染状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率100%の維持を目標とします。				
	河川におけるBODの環境基準達成率	76.9% (H29 年度)	84.6% (R5 年度)	△	100.0% (R11 年度)	増加
		【考え方】市内の河川23地点におけるBODの測定値の75%値が環境基準に適合する割合です。河川の汚濁指標であるBODを測定することにより、水質の汚濁状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率100%を目標とします。				
	市域における騒音の環境基準達成率	93.3% (H29 年度)	86.7% (R5 年度)	×	100.0% (R11 年度)	増加
		【考え方】市内15地点における騒音レベル（等価騒音レベル）の測定値（各地点年1回測定）が環境基準に適合する割合です。一定時間における平均的な騒音の程度を表す等価騒音レベルを測定することにより、市民生活における騒音の状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率100%を目標とします。				

環境分野	指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (中間年度)	進捗状況	目標値 (目標年度)	目指す 方向性
生活環境	家庭系ごみ排出量	544 g／人・日 (H29 年度)	511 g／人・日 (R5 年度)	△	470 g／人・日 (R14 年度)	減少
		【考え方】家庭系収集ごみの排出量を1人1日当たりに換算した数値です。家庭系収集ごみの排出量が減少することで、ごみの適正処理が図られているものと考えられます。本目標値は、「第3次甘日市市一般廃棄物処理基本計画」に設定されています。				
地球環境	市域における民生部門の二酸化炭素排出量	421 千 t－CO ₂ (H25 年度) ※1	315 千 t－CO ₂ (R3 年度)	△	132 千 t－CO ₂ (R12 年度) ※1	減少
		【考え方】市内の住宅や店舗、事務所などから排出される二酸化炭素の排出量です。二酸化炭素排出量が削減されることで、地球温暖化の防止に寄与します。 ※1 R6(2024)～R12(2030) 年度までの7年間を計画期間とする市域全体を対象とした温室効果ガスの削減目標を定めた「甘日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」(R6(2024) 年3月策定) の値としました。				
地球環境	市の事務事業における二酸化炭素排出量	38,413 t－CO ₂ (H25 年度) ※2	23,326 t－CO ₂ (R5 年度)	△	21,403 t－CO ₂ (R12 年度) ※2	減少
		【考え方】市の事務事業に伴い排出される二酸化炭素の排出量です。二酸化炭素排出量が削減されることで、地球温暖化の防止に寄与します。 ※2 R6(2024)～R12(2030) 年度までの7年間を計画期間とする市自らの事務事業を対象とした温室効果ガスの削減目標を定めた「甘日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」(R6(2024) 年3月改定) の値としました。				
環境活動	環境保護活動に取り組んでいる市民の割合	31.3% (R 元年度)	32.5% (R5 年度)	△	40.0% (R7 年度)	増加
		【考え方】本市の実施する「まちづくり市民アンケート」において、「環境保護活動に取り組んでいる」と回答をした市民の割合です。環境保全に取り組んでいる市民が増加することは、環境について行動する市民が増加するものと考えられます。目標値は「第6次甘日市市総合計画（後期基本計画）」に設定されています。				
環境活動	水辺・里山教室を受講した児童の割合（過去3年合計値）	53.5% (H30 年度)	51.9% (R5 年度)	×	60.0% (R11 年度)	増加
		【考え方】本市が開催する小学生向けの環境講座（水辺・里山教室）を受講した児童の割合です。受講児童の割合が増加することで、環境について考える児童が増加するものと考えられます。基準値から約10%増を目標値とします。				

3. 廿日市市に生息・生育する希少野生生物

表 資－1 廿日市市に生息する希少野生生物（哺乳類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
ニホンツキノワグマ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	廿日市、佐伯、吉和	広島県指定野生生物種
カワネズミ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	佐伯、吉和	
クロホオヒゲコウモリ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和（吉和冠山、十方山）	
ヤマコウモリ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
スナメリ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	廿日市、大野、宮島	
ミズラモグラ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
モリアブラコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
テングコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	大野	
オヒキコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	廿日市、大野	
アズマモグラ	準絶滅危惧(NT)	大野	
ヒナコウモリ	準絶滅危惧(NT)	吉和、宮島	
モモジロコウモリ	準絶滅危惧(NT)	大野	
ユビナガコウモリ	準絶滅危惧(NT)	大野	
ニホンコテングコウモリ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ニホンイタチ	準絶滅危惧(NT)	大野	
ニホンモモンガ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ヤマネ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、佐伯、吉和	国指定天然記念物 (地域を定めず)

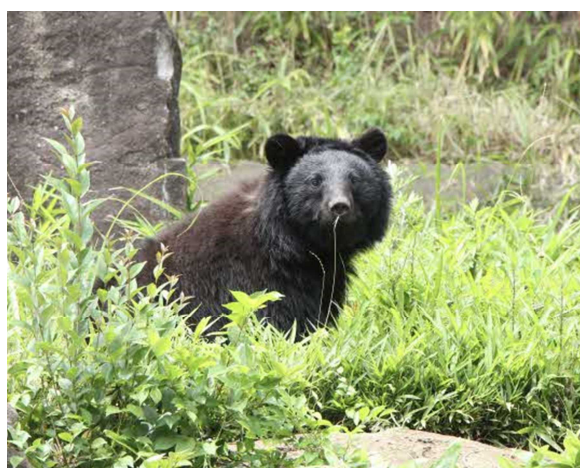


写真 左) ニホンツキノワグマ 右) スナメリ

表 資－２ 廿日市市に生息する希少野生生物（鳥類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
シロエリオオハム	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	広島県指定野生生物種
コアジサシ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	廿日市	
イヌワシ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	国指定天然記念物 国内希少野生動植物種
コノハズク	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
ミゾゴイ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ヨタカ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	廿日市、佐伯、吉和	
サシバ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		国内希少野生動植物種
ヤマセミ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ササゴイ	準絶滅危惧(NT)	廿日市	
クロサギ	準絶滅危惧(NT)		
ダイゼン	準絶滅危惧(NT)	廿日市	
イカルチドリ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ハマシギ	準絶滅危惧(NT)	廿日市	
ズグロカモメ	準絶滅危惧(NT)	廿日市	
ハチクマ	準絶滅危惧(NT)		
オオタカ	準絶滅危惧(NT)		
アオバズク	準絶滅危惧(NT)	佐伯、宮島	
ブッポウソウ	準絶滅危惧(NT)	佐伯	
ハヤブサ	準絶滅危惧(NT)		
サンショウクイ	準絶滅危惧(NT)	佐伯、吉和、宮島	
キバシリ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、吉和	
シラガホオジロ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、吉和	
ヨシゴイ	情報不足(DD)	廿日市	
ゴイサギ	情報不足(DD)	廿日市、宮島	
アマサギ	情報不足(DD)	佐伯、吉和	
アマツバメ	情報不足(DD)	廿日市	
シロハラ	地域個体群(LP)	吉和	
クロジ	地域個体群(LP)	吉和	

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

表 資－３ 廿日市市に生息する希少野生生物（は虫類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
タワヤモリ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
ニホンイシガメ	準絶滅危惧(NT)	大野、佐伯、吉和、宮島	
ニホントカゲ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、佐伯、宮島	
タカチホヘビ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ニホンスッポン	準絶滅危惧(NT)	佐伯	

表 資－４ 廿日市市に生息する希少野生生物（両生類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
オオサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	廿日市、大野、佐伯、吉和	国特別天然記念物 国際希少野生動植物種 ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種
ヒダサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ハコネサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ニホンヒキガエル	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	廿日市、大野、吉和、宮島	
チュウゴクブチサンショウウオ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、佐伯、吉和	国内希少野生動植物種
アカハライモリ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、佐伯、吉和、宮島	
トノサマガエル	準絶滅危惧(NT)	廿日市、大野、吉和、宮島	
ニホンアカガエル	準絶滅危惧(NT)	大野、佐伯、吉和	
シコクハコネサンショウウオ	情報不足(DD)	吉和	国内希少野生動植物種

表 資－５ 廿日市市に生息する希少野生生物（魚類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
ゴギ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	佐伯、吉和	
イシドジョウ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
カジカ大卵型	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯、吉和	
カジカ中卵型	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	大野	
オヤニラミ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	大野	
ルリヨシノボリ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
アブラボテ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
チュウガタスジシマドジョウ	準絶滅危惧(NT)	佐伯	
アカザ	準絶滅危惧(NT)	大野、佐伯、吉和	
ミナミメダカ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、大野、佐伯、宮島	
ウキゴリ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、大野	
マサゴハゼ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
サツキマス(アマゴ)	準絶滅危惧(NT)	廿日市、佐伯、吉和	
ニホンウナギ	準絶滅危惧(NT)		
ドジョウ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、大野、佐伯、吉和、宮島	
イドミミズハゼ	情報不足(DD)	廿日市	
セトカジカ	情報不足(DD)		
シマフグ	情報不足(DD)	廿日市	

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

表 資－6 廿日市市に生息する希少野生生物（昆虫類①）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
ミヤジマトンボ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	国際自然保護連合（IUCN）が 絶滅危惧Ⅱ類(VU)に選定 広島県特定野生生物種
カワラバッタ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
イトアメンボ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
オヨギカタビロアメンボ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
コガタノゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
マルガタゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
シャープツブゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
コミズスマシ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
ツマキトラカミキリ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
アサカミキリ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
ホシチャバネセセリ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
カシワアカシジミ（キタアカシ ジミ）冠高原亜種	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	国内希少野生動植物種
シルビアシジミ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
ヒョウモンモドキ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		国内希少野生動植物種
ウラジャノメ本州亜種	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
ミヤマサナエ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ハッチョウトンボ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ヤマトマダラバッタ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ハマスズ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
シロウミアメンボ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
ルイスハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
クチキゴミムシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
ミズスマシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ウマノオバチ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
キバネセセリ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ギフチョウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ヒロオビミドリシジミ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ウラナミアカシジミ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ヒメシジミ本州・九州亜種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ウラギンスジヒョウモン	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ウラナミジャノメ日本本土亜種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

表 資－6 廿日市市に生息する希少野生生物（昆虫類②）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
モートンイトトンボ	準絶滅危惧(NT)		
ムスジイトトンボ	準絶滅危惧(NT)		
ムカシヤンマ	準絶滅危惧(NT)		
サラサヤンマ	準絶滅危惧(NT)		
アオヤンマ	準絶滅危惧(NT)		
アキアカネ	準絶滅危惧(NT)		
カワラスズ	準絶滅危惧(NT)		
タイワンクツワムシ	準絶滅危惧(NT)		
コオイムシ	準絶滅危惧(NT)	佐伯、吉和	
ケシウミアメンボ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
ヒメハルゼミ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
キバネツノトンボ	準絶滅危惧(NT)		
エリザハンミョウ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
キバネキバナガミズギワゴミムシ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
キバナガミズギワゴミムシ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、宮島	
コオナガミズスマシ	準絶滅危惧(NT)		
ナカネダルマガムシ	準絶滅危惧(NT)		
オオクワガタ	準絶滅危惧(NT)	佐伯、吉和	
コブナシコブスジコガネ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
チビコブスジコガネ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ゴホンダイコクコガネ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
ツノコガネ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
オオフタホシマグソコガネ	準絶滅危惧(NT)	佐伯、吉和、宮島	
コツヤマグソコガネ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
オオマグソコガネ	準絶滅危惧(NT)	佐伯、吉和	
シロスジコガネ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
オオチャイロハナムグリ	準絶滅危惧(NT)	吉和、宮島	
ホソコハナムグリ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
アカマダラコガネ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、吉和、宮島	
オオクロカミキリ	準絶滅危惧(NT)	吉和、宮島	
フタスジカタビロハナカミキリ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ヤマトスナハキバチ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
キヌゲハキリバチ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
ギンイチモンジセセリ	準絶滅危惧(NT)		

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

表 資－6 廿日市市に生息する希少野生生物（昆虫類③）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
スジグロチャバネセセリ	準絶滅危惧(NT)		
ツマグロキチョウ	準絶滅危惧(NT)		
ハヤシミドリシジミ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
カラスシジミ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
オオムラサキ	準絶滅危惧(NT)		
クロヒカゲモドキ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、大野、吉和	
ホソバミツモンケンモン	準絶滅危惧(NT)		
ナマリキシタバ	準絶滅危惧(NT)		
オオシロシタバ	準絶滅危惧(NT)		
フシキキシタバ	準絶滅危惧(NT)		
ヒメサナエ	情報不足(DD)		
ヒメアカネ	情報不足(DD)		
イソカネタタキ	情報不足(DD)		
クツワムシ	情報不足(DD)		
スオウササキリモドキ	情報不足(DD)		
セアカオサムシ	情報不足(DD)	吉和	
チャイロマメゲンゴロウ	情報不足(DD)		
ニセオオマグソコガネ	情報不足(DD)	吉和	
オビマグソコガネ	情報不足(DD)	吉和	

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

表 資－7 廿日市市に生息する希少野生生物（陸産貝類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
ハンジロギセル	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	廿日市、吉和	
ヤサガタイトウムシオイ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
ダイオウゴマガイ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
クリイロキセルガイモドキ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ホソヒメギセル	準絶滅危惧(NT)	廿日市、吉和	
オオコウラナメクジ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
スジキビ	情報不足(DD)	吉和	
ハクサンベッコウ	情報不足(DD)	吉和	

表 資－８ 廿日市市に生息する希少野生生物（海水産貝類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
ウネムシロ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
ツボミ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
キヌタレガイ	準絶滅危惧(NT)	大野	
クリンイトカケ	情報不足(DD)	宮島	
ヨフバイ	情報不足(DD)	宮島	

表 資－９ 廿日市市に生息する希少野生生物（その他無脊椎動物）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
ハスノハカシパン	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	大野	
オノミチキサング	準絶滅危惧(NT)	宮島	
アカムシ	準絶滅危惧(NT)	大野	
スジホシムシ	準絶滅危惧(NT)	大野	
ヒトハリザトウムシ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
キシノウエトタテグモ	準絶滅危惧(NT)	廿日市	
コガネグモ	準絶滅危惧(NT)		
ハクセンシオマネキ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、宮島	
スナガニ	準絶滅危惧(NT)	大野	
ヒガシナメクジウオ（ナメクジウオ）	準絶滅危惧(NT)	佐伯	
コマイクガビル	情報不足(DD)	吉和	
タゴビル	情報不足(DD)	吉和	
イソタナグモ	情報不足(DD)		
ベンケイガニ	情報不足(DD)	宮島	
ミナミヌマエビ	地域個体群(LP)	廿日市	

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

表 資－１０ 廿日市市に生息する希少野生生物（種子植物①）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
シバナ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
リュウノヒゲモ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
カワツルモ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
シロシャクジョウ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
マツラン	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
シロテンマ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
ツリシュスラン	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
ハクウンラン	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
フガクスズムシソウ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
ヒナチドリ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
ゴマシオホシクサ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
ホソバシロスミレ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
タチハコベ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
モロコシソウ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
ルリミノキ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	大野	
コウリンカ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	佐伯	
オオヤマレンゲ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
オモゴウテンナンショウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯、吉和	
ヒメザゼンソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ホンゴウソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
ホソバナコバイモ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯	
ナツエビネ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
サルメンエビネ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
キンラン	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ヒメノヤガラ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ムカゴソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ヒメフタバラン	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ヨウラクラン	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
サギソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ミズチドリ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
トキソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ヤマトキシソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

※ 「産地情報」が「非公開」「県内のほぼ全域」「県西部」等、特に廿日市市の記載のないものは除く。

表 資－１０ 廿日市市に生息する希少野生生物（種子植物②）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
ウチョウラン	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ジングウスゲ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ハネガヤ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
サンカヨウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
オキナグサ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
ヤマビワ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	大野	
ヤマモガシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
アオベンケイ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
イヌハギ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
コテリハキンバイ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
ウラジロイワガサ（ミヤジマシモツケ）	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
ヤナギヌカボ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ワチガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
キレンゲショウマ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ホンシヤクナゲ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯、吉和	市天然記念物
チョウジソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
ナンゴククガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ヤマジソ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯	
コナミキ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
キュウシュウコゴメグサ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ツクシコゴメグサ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ムラサキミミカキグサ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	廿日市、大野、佐伯、宮島	
バアソブ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
カワラハハコ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ホソバニガナ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯	
アキノハハコグサ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯	
ヤマヒョウタンボク	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ダイセンヒョウタンボク	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ハンゲショウ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、宮島	
アオテンナンショウ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
ミズオオバコ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
ヒナノシヤクジョウ	準絶滅危惧(NT)	宮島	

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

※ 「産地情報」が「非公開」「県内のほぼ全域」「県西部」等、特に廿日市市の記載のないものは除く。

表 資－１０ 廿日市市に生息する希少野生生物（種子植物③）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
マメヅタラン	準絶滅危惧(NI)		
ムギラン	準絶滅危惧(NI)		
エビネ	準絶滅危惧(NI)		
ギンラン	準絶滅危惧(NI)		
セッコク	準絶滅危惧(NI)		
ミズトンボ	準絶滅危惧(NI)		
オオヤマサギソウ	準絶滅危惧(NI)		
コバノトンボソウ	準絶滅危惧(NI)		
クモラン	準絶滅危惧(NI)		
マイヅルソウ	準絶滅危惧(NI)	吉和	
シオクグ	準絶滅危惧(NI)	廿日市、宮島	
チャボイ	準絶滅危惧(NI)	宮島	
イワタケソウ	準絶滅危惧(NI)		
トウササクサ	準絶滅危惧(NI)		
アイアシ	準絶滅危惧(NI)		
アシカガコスズ（イナコスズ）	準絶滅危惧(NI)	宮島	
サンヨウブシ	準絶滅危惧(NI)	吉和	
トリガタハンショウヅル	準絶滅危惧(NI)	大野、佐伯	
フッキソウ	準絶滅危惧(NI)	吉和	
ヤマシャクヤク	準絶滅危惧(NI)	吉和	
マルバノキ（ベニマンサク）	準絶滅危惧(NI)	大野、佐伯	
タカネマンネングサ	準絶滅危惧(NI)	大野、宮島	
カワラサイコ	準絶滅危惧(NI)		
イワタイゲキ	準絶滅危惧(NI)	宮島	
ダイセンオトギリ	準絶滅危惧(NI)	佐伯、吉和	
ミズマツバ	準絶滅危惧(NI)		
テツカエデ	準絶滅危惧(NI)	吉和	
カラスシキミ	準絶滅危惧(NI)	吉和	
ハマサジ	準絶滅危惧(NI)	廿日市、大野、宮島	
ヌカボタデ	準絶滅危惧(NI)	吉和、宮島	
マルミノヤマゴボウ	準絶滅危惧(NI)	宮島	
シロバイ	準絶滅危惧(NI)	宮島	

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

※ 「産地情報」が「非公開」「県内のほぼ全域」「県西部」等、特に廿日市市の記載のないものは除く。

表 資－１０ 廿日市市に生息する希少野生生物（種子植物④）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
カンザブロウノキ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
ゲンカイツツジ	準絶滅危惧(NT)	佐伯、吉和、宮島	
イヌセンブリ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
ホウライカズラ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
サカキカズラ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
フナバラソウ	準絶滅危惧(NT)		
トサムラサキ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
ジャコウソウ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ナミキソウ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
スズメハコベ	準絶滅危惧(NT)		
キヨスミウツボ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、佐伯、吉和	
オオヒキヨモギ	準絶滅危惧(NT)	大野	
アサザ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、大野	
ホソバノヤマハハコ	準絶滅危惧(NT)	佐伯、吉和	
フクド	準絶滅危惧(NT)	大野	
ウラギク	準絶滅危惧(NT)	宮島	
モリアザミ	準絶滅危惧(NT)	佐伯、吉和	
キンキヒョウタンボク	準絶滅危惧(NT)		
セリモドキ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
トチカガミ	情報不足(DD)	廿日市	
ハマオモト	情報不足(DD)	宮島	
ヒメタデ	情報不足(DD)	廿日市、大野、宮島	
イズハハコ	情報不足(DD)		

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

※ 「産地情報」が「非公開」「県内のほぼ全域」「県西部」等、特に廿日市市の記載のないものは除く。

表 資－１１ 廿日市市に生息する希少野生生物（シダ植物）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
スギラン	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
キヨスミコケシノブ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	佐伯	
フジシダ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
ナカミシシラン	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
ミズニラ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	大野	
ナガホノナツノハナワラビ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ハマハナヤスリ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	廿日市、大野、宮島	
マツバラシダ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
タカサゴキジノオ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
エダウチホングウシダ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
アオガネシダ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
クルマシダ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
ヒメミゾシダ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
ムラサキベニシダ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
クラガリシダ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯	
イワオモダカ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
イワヤシダ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ヒメハシゴシダ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
フクロシダ	準絶滅危惧(NT)	佐伯、吉和	
ナチクジャク	準絶滅危惧(NT)	宮島	
カラクサシダ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、吉和	

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

表 資－１２ 廿日市市に生息する希少野生生物（コケ植物）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
コモチハネゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
カミムラヤスデゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	佐伯	
ヒメシロクサリゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	佐伯、宮島	
シロクサリゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	佐伯、宮島	
ヨウジョウゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
カビゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	廿日市、宮島	
モーリッシュシゲリゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
クロゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	大野、佐伯	
キセルゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		
クマノチョウジゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	佐伯	
ミヤジマキンシゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
イサワゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	廿日市、佐伯、宮島	
ジョウレンホウオウゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
ヒロハシノブイトゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	佐伯、宮島	
トサヒラゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
カトウゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	佐伯、宮島	
ホソベリミズゴケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
クマノゴケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	廿日市、佐伯、宮島	
コウヤトゲハイゴケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯、宮島	
ヒメスズゴケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
イチョウウキゴケ	準絶滅危惧(NT)	大野、佐伯、吉和	

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

※ 「産地情報」が「非公開」「県内のほぼ全域」「県西部」等、特に廿日市市の記載のないものは除く。

表 資－１３ 廿日市市に生息する希少野生生物（淡水産藻類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
フラスコモダシ	情報不足(DD)	宮島	
ミゾフラスコモ	情報不足(DD)	宮島	

表 資－１４ 廿日市市に生息する希少野生生物（地衣類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
トガシアワビゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
トゲナシウメノキゴケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
フクレヘラゴケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	宮島	
コウヤウメノキゴケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯、宮島	
オオスルメゴケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和、宮島	
チヂレコヨロイゴケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯	
イワタケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	佐伯、宮島	
アンチゴケ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
エビラゴケ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ウラグロエビラゴケ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ヒョウモンメダイゴケ	準絶滅危惧(NT)	宮島	

表 資－１５ 廿日市市に生息する希少野生生物（菌類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
アケボノタケ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
ケショウシメジ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	吉和	
クチキトサカタケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	吉和	
ニセマツタケ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		
キンチャワソウタケ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
トガリツキミタケ	準絶滅危惧(NT)	大野	
ナナイロヌメリタケ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
マツタケ	準絶滅危惧(NT)	廿日市、大野、佐伯	
モミタケ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ソライロタケ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
コンイロイッポンシメジ	準絶滅危惧(NT)	宮島	
ナスコンイッポンシメジ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
ヤマブシタケ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
マイタケ	準絶滅危惧(NT)	吉和	
マツバハリタケ	準絶滅危惧(NT)	大野	

※ 「産地情報」が空欄のものは、産地が「廿日市市」（全域）のもの。

表 資－１６ 廿日市市に生息する希少野生生物（海藻類）

種名	カテゴリー	産地情報	法令指定
アサクサノリ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	宮島	
カイガラアマノリ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	廿日市、宮島	
セトウチハネグサ	情報不足(DD)	宮島	



第2次廿日市市環境基本計画 改訂版

令和7（2025）年3月

廿日市市 生活環境部 ゼロカーボン推進課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL：0829-30-9224

URL：<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp>